

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

地 域 福 祉 課

目 次

重点事項

第1	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について	1
第2	生活困窮者自立支援制度について	15
第3	成年後見制度の利用促進等について	32
第4	困難な問題を抱える女性への支援の推進について	39
第5	ひきこもり支援について	43
第6	地域福祉課の体制見直しについて	47

連絡事項

第1	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について	50
第2	生活困窮者自立支援制度について	71
第3	成年後見制度の利用促進等について	97
第4	困難な問題を抱える女性への支援の推進について	109
第5	ひきこもり支援について	120
第6	地域福祉の推進等について	128
第7	地方改善事業等について	139

参考資料

1	地域共生社会関連	145
2	生活困窮者自立支援制度関連	163
3	成年後見制度の利用促進関連	168
4	ひきこもり支援関連	176
5	地域福祉の推進等関連	185

重点事項

第1 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1) 現状・課題

- 地域共生社会の実現にあたり、「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日等）においては、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくこと、そのために、各市町村の実情に応じた方策・選択肢を提示するという大きな方向性が示された。
- これに沿って、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、必要な制度・予算の拡充・見直しの検討を進めているところである。

(2) 令和8年度 of 取組

- 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案において、包括的な支援体制の整備に向け、制度の持続可能性の確保や幅広い自治体に対する支援の拡充等に係る必要な予算を計上している。
 - ・ 令和7年度補正予算において、地域で支え合う機能及び地域と支援関係機関をつなぐ機能の充足を福祉以外の幅広い分野との連携協働により達成することができるよう、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」を創設し、同事業実施市町村において、モデル構築に向けた実証を行う。
 - ・ 令和8年度当初予算案において、
 - 重層的支援体制整備事業について、毎年度必要な予算の拡充に努めているが、実施市町村数が想定を上回るペースで大幅に増加している状況等を踏まえ、移行準備事業からの確実な移行や財政的な安定性の確保の観点から、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施する。
 - 機能集約化アプローチにおける相談支援・地域づくりを進めることができるよう、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」を創設し、機能集約型の相談支援・地域づくりの実施方法の検証を行う。
 - 都道府県による市町村に対する包括的な支援体制の整備に向けた伴走的な支援に係る後方支援事業の拡充を行う。
- 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業に係る実施効果の評価や検証の観点や必要な実施プロセスについて、令和7年度に行っている調査研究の成果を踏まえて、令和8年度に複数の自治体において実証的な検証を行い、幅広い自治体で評価検証において効果的に活用できるツールの策定を進める。

(3) 依頼・連絡事項

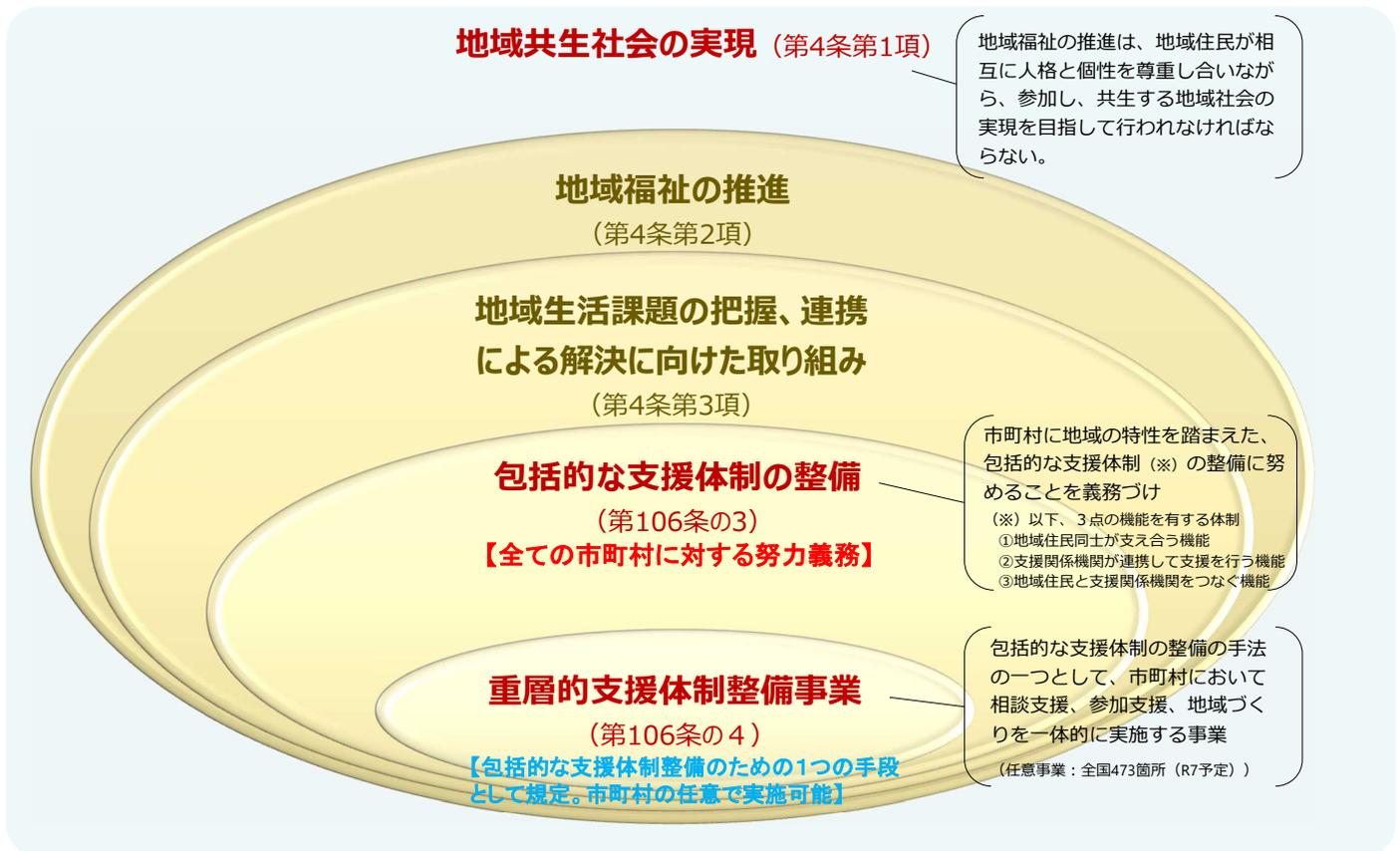
- 重層的支援体制整備事業をはじめ令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案における各事業を活用いただき、市町村の実情に応じた包括的な支援体制の整備に向けた取り組みをお願いしたい。また、キャラバンの活用を含めた都道府県における市町村への支援体制の拡充に努めていただきたい。
- 令和7年度の調査研究を踏まえ、重層的支援体制整備事業を活用する場合も含め、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、評価・検証を行うようお願いしたい。
- 包括的な支援体制の整備に向けては、既存制度を所管する担当課はもとより部局を超えた連携体制の構築をお願いしたい。

地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)



包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策(1～3号)の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

「イメージ図」

「現行条文との関係」



◎106条の3第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が(中略)、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、(中略)に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(4条2項) 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(4条3項)
(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた対応

【対応の方向性】

<市町村における包括的な支援体制の整備の推進>

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、**地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。**その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげる方策を推進することが重要である。
- **重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。**
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、**市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等**の方策を推進することが必要である。
- **生活困窮者自立支援制度について、頼れる身寄りがない高齢者等を含め支援が必要な生活困窮者が幅広く支援対象に含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化**を通じた一次相談事業の拡充等、対応を強化することが必要である。こうした内容を実現するためにも、生活困窮者支援に従事する者の処遇改善など、現場の支援員が安心して業務に従事できる環境の整備が必要との意見があった。

また、今般の議論も踏まえ、将来的には、生活困窮者自立支援制度の在り方についても検討すべきとの意見もあった。

<都道府県における包括的な支援体制の整備の推進>

- **都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化することが必要である。**あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ (令和7年5月28日) (抜粋)

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【対応の方向性】

(i) 市町村における包括的な支援体制の整備

- ・ 包括的な支援体制の整備については、法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、改めて、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認する必要がある。
- ・ これを進めるため、全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、法に規定する支援会議の活用や重層的支援会議のような枠組み等を重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市町村にも拡大し、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。
- ・ また、全ての市町村が包括的な支援体制の整備に取り組むことができるよう、その趣旨を分かりやすく示すほか、地域を共に創る(共創) 必要性も示すとともに、取り組むに当たって参考となるような整備手法を国において示す必要がある。これに伴い、地域づくりが進んでいないという実態等も踏まえ、包括的な支援体制整備に関する指針等において、地域づくりを進めるために重要な要素等を示す必要がある。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備に当たっては、同制度が特に重要な役割を持つものであること及び同制度の生活困窮者には身寄りのない高齢者等を含め、支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。その際、医療・保健分野等との連携体制を構築している地域包括ケアシステムとの連動を図ることも必要である。
- ・ その上で、将来的には、全ての市町村において包括的な支援体制の構築が図られることを念頭に、**生活困窮者自立支援制度を中心に介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法(以後、「既存制度活用アプローチ」とする¹⁹⁾)**と過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法(以後、「機能集約化アプローチ」とする。)により推進していく必要がある。
- ・ (既存制度活用アプローチ、機能集約化アプローチ) いずれのアプローチで推進していく場合であっても、市町村が必要な取組を効率的・効果的に進めることができるよう、制度の持続可能性の観点には留意しつつ、機能や実施する取組に応じた財政的な支援を行う必要がある。

19 既存制度活用アプローチは、生活困窮者自立支援制度を中心に構築する場合のほか、地域包括ケアを中心に構築することも考えられる。

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

【対応の方向性】

<福祉以外の分野との連携・協働>

- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である。
- 地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要である。
あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、**福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進**するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

【○ 地域との連携・協働を図るモデル事業の実施による互助機能の強化】

令和7年度補正予算案 3.0億円

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
(内線2289)

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

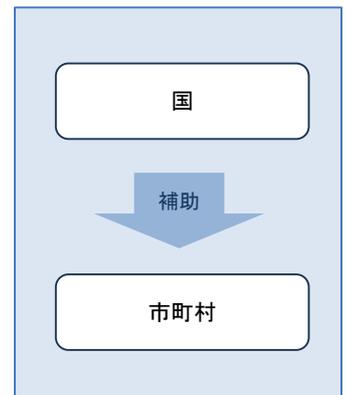
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下取取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握	○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。
② 地域住民等との協議・実践	○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。
③ 検証・見直し	○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



- 実施主体：市町村

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（イメージの補足）

事業の目的

- 地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。
- ⇒ 包括的な支援体制の整備の図（右）における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。
- = 単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。
 - (1) 地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、
 - (2) 地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。
- 上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。
- ⇒ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等との協働が前提。
- ※ 本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が 既にある市町村での実施を想定。



事業内容詳細

- 本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。

①	既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論	②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
②	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
③	検証・見直し	実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
④	地域連携・協働支援員の配置	①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 (地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）との兼務は可。)
⑤	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。

【○ 地域との連携・協働を図るモデル事業の実施による互助機能の強化】

令和7年度補正予算案 50百万円

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
(内線2289)

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

① 施策の目的

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

② 対策の柱との関係

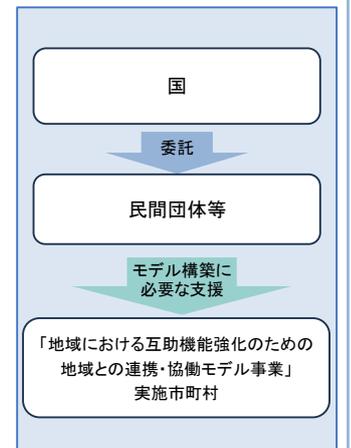
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
 - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
 - ・ 地域住民等との協議・実践
 - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

【参考】モデル事業における実施市町村の取組

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源（労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等）や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和8年度当初予算案 2.0億円（1.5億円）※()内は前年度当初予算額

（参考：令和7年度実施見込み）44都道府県

1. 事業の目的

- 都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

2. 事業の概要

(※) 分野横断的な相談支援や地域づくり体制等を構築する方法

- 補助率：国3/4、補助基準額：**機能集約化アプローチ**(※)へ移行予定の管内市町村に⑤の専門職の派遣を行う場合：18,000千円、⑤の伴走的支援を行う場合：12,000千円、いずれも行わない場合：8,000千円

- ①及び②を都道府県自ら実施した上で、③～⑦のうち管内全市町村から把握した支援ニーズに応じた取組を実施（⑤は都道府県が主体的に実施）

実施の前提	① 都道府県庁内・庁外連携に資する取組	② 管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討
	介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討

支援ニーズに応じて実施	③	管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施
	④	管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築
	⑤	管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣 (※) (※) ・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助 ・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供 ・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言 ・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助 ・ 地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣 ・ 各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等
	⑥	地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
	⑦	その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抜粋）

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた対応

【対応の方向性】

<重層的支援体制整備事業の質の向上>

- 事業実施にあたっては、**現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とする**ことが必要である。
- **重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行う**こととすることが必要である。
- **財政支援について、体制整備のみに着目した支援（人件費補助）から、機能面・取組面の評価を踏まえた支援の仕組みにする**ことが必要である。
- こうした取組を通じて、重層的支援体制整備事業等による包括的な支援体制の機能強化を図ることが必要である。
- これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要である。なお、評価は支援実績件数のみでなく、総合的に行うことを念頭に、今後検討することが重要である。また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、市町村の取組状況も多様であることを踏まえることが必要である。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。※ 実施市町村数：42（R3）→ 586（R8）（予定）
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
 - ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。
- （注）事業目的を踏まえ、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

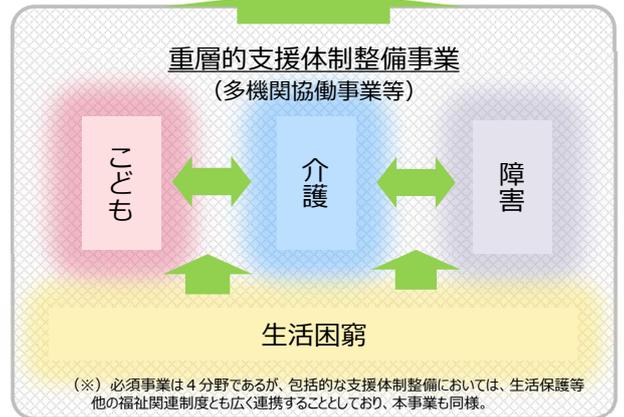
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

<重層的支援体制整備事業のイメージ>

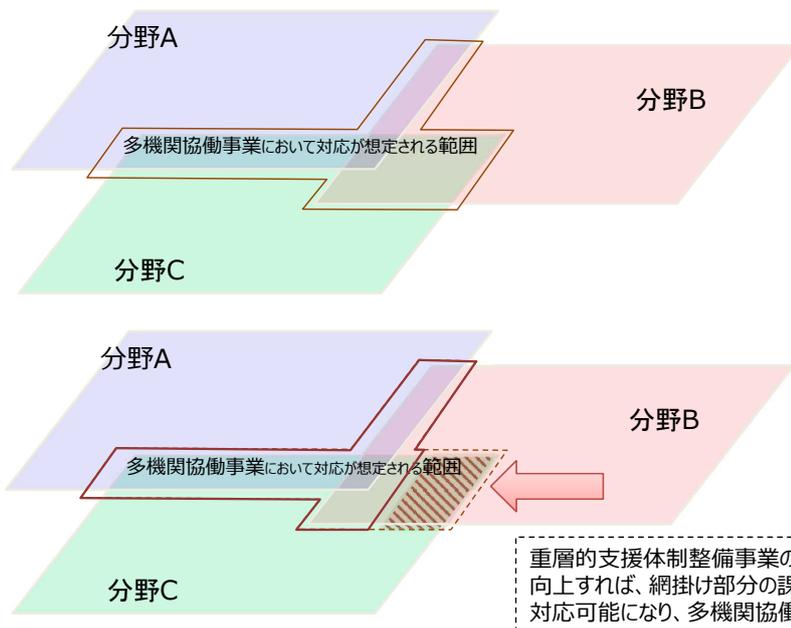
既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



- (※) 他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業の意義 ①

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとするのが本事業の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

【出所】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）を一部改変

重層的支援体制整備事業の意義 ②

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

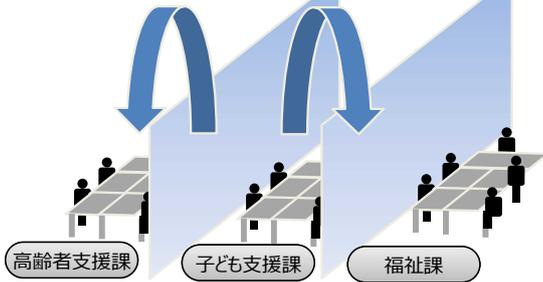


制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

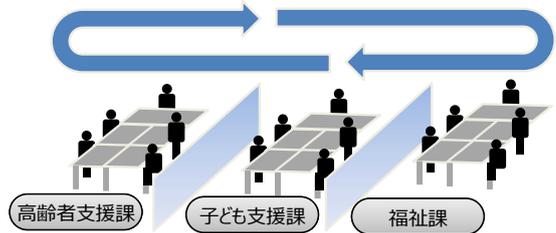


壁が高すぎて、連携コストが高い



制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室 (内線2289)

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案： 844億円 (718億円) ※ (項) 生活保護等対策費、(項) 高齢者日常生活支援等推進費、(項) 障害保健福祉費の総額 ※ () 内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」(包括的な支援体制)の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
- ⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持
- 多機関協働事業等
- ⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
- ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586 (予定)

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ **各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）**である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、**国3分の1、都道府県3分の1**とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区が多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、**国3分の1、都道府県3分の1**とする。
 加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、**国4分の1、都道府県3分の1**とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）。
 （※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を経由し、個別に通知する。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ②

（2）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

- 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	（参考） 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額

重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い（中長期的検討）

- 重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う。
- 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあっては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いする。
- 各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築に資する事業としては、例えば以下があげられる。

生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化 ○ 同事業によるアウトリーチ支援 ○ 地域居住支援事業 ○ 就労準備支援事業 ○ 認定就労訓練事業 ○ 各事業を通じた地域づくり
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

- ※ 生活困窮者自立支援制度に関する詳細な資料は、以下に掲載している。
生活困窮者自立支援制度（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>
- ※ 介護保険制度のうち地域支援事業に関する詳細な資料は、以下に掲載している。
総合事業（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

重層的支援体制整備事業の見通し

「重層的支援体制整備事業について」
(令和8年1月26日社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡一部抜粋)

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年予算の増額も行ってきています。
（注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
（注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。
さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。
（注3）令和8年度の見直しの内容 ※詳細は、次ページ以降を参照ください。
（1）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
（2）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的な支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

【対応の方向性】

<相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み>

- 過疎地域等における介護・障害・子ども・生活困窮の**相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく、機能別に構造化し、分野横断的に実施できるようにすることが必要である。**
このため、**分野横断的な配置基準を設定した上で、担い手が不足している市町村においても配置可能な基準とすることが重要である。**
- **相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化することが必要である。**
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。**一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のための AI の活用方策等について、モデル事業での実施を検討する。**
 - ・ 専門的相談対応については、**市町村単独で対応が難しい事例について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化する**とともに、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することのほか、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、**都道府県後方支援事業を推進する。**
- **地域づくりについては、地域活動コーディネーター機能と地域活動運営機能に構造化することが必要である。**
 - ・ 地域活動コーディネーター機能については、**地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施を検討する。**
 - ・ 地域活動運営については、**既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。**その際、**必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。**
 - ・ なお、これらについては、**地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定される。**
- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、**具体的な実施方法（窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等）は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすることが必要である。**

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

【対応の方向性】

<相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業>

- **新たな仕組みにおいて実施する事業内容は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な内容とすることが必要である。**具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、相談支援・地域づくり事業とあわせて、**地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施することが考えられる。**
 - ※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、**具体的内容はモデル事業において検証**を行う。

<対象地域・実施要件>

- **人口規模、人口減少の進行度合い、人口密度等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県を通じて、国が確認することが必要である。**
 - ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること等

<市町村への補助の在り方>

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、**各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすることが必要である。**
 - ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における**交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減**（市町村における介護・障害・子ども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための新たな仕組み（概要）

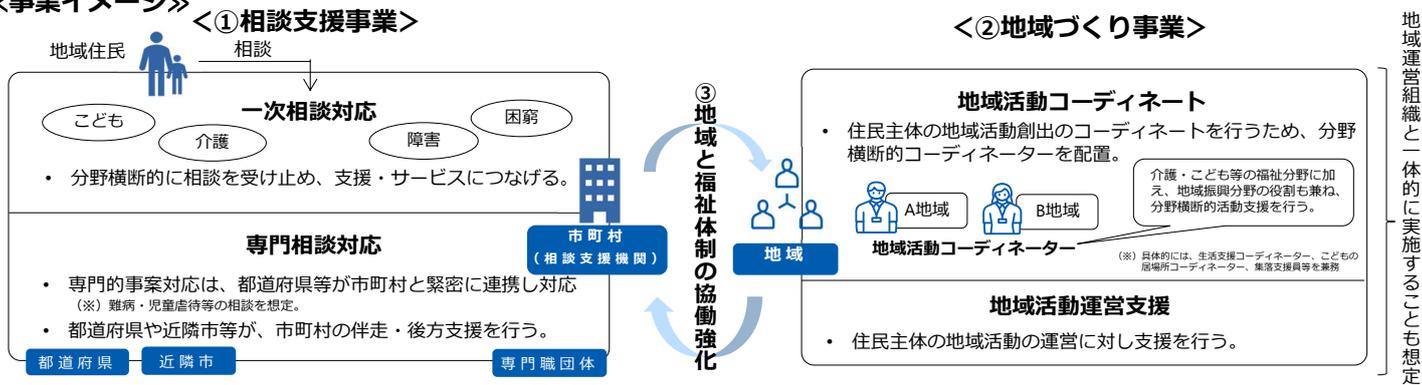
現状・課題

- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、**小規模自治体においては低い状況**。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：**1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%、30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%**（R7年度）

新たな仕組み（概要）

- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（仮称））を新設**する。
 - ※ 対象地域は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】
 - ①**相談支援事業**、②**地域づくり事業**
 - ・介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
 - ・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
 - ③**地域と福祉支援体制の協働を推進する事業**
 - ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- ※ 重層的支援体制整備事業は、分野毎の配置基準を満たしながら相談支援・地域づくり事業を実施する必要があるほか、相談支援・地域づくり事業に加えて、3つ追加的事業（多機関協働事業等）を実施する必要があるが、小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は簡素な仕組みとする。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

＜事業イメージ＞



新規

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
 - （※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
 - （※）本事業を実施する上で体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ その後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	内容
各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。	
① 機能集約型の相談支援の実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 （※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C Tを活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。
② 機能集約型の地域づくりの実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 （※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業

令和8年度当初予算案 0.5億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）や社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）を踏まえ、小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するための新たな仕組みについて検討する必要がある。この仕組みの検証を行うため、令和8年度より、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を新設し、相談支援や地域づくりの市町村の体制や、都道府県等による後方支援や広域の連携方策等について、実証を行うこととしている。
- 本事業では、同モデル事業を実施する自治体に対して伴走的支援等を行い、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備のモデル構築を支援するとともに、新たな仕組みにおける相談支援・地域づくりの具体的な実施方法の検証等を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：-（委託費）
- 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を行う市町村及び重層の支援体制整備事業を実施する市町村であって、機能集約化アプローチへの移行を具体的に検討する市町村に対する体制構築等支援等を行うとともに、モデル事業実施を踏まえた制度化に向けた検証を行う。
- 具体的には、以下の（1）（2）を実施する。

（1）体制構築等支援業務

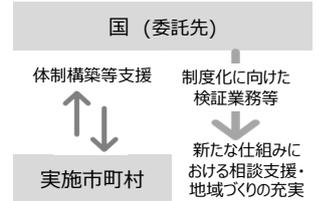
- モデル事業実施自治体における、① 相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、② 対応方針の策定、③ 地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）

（※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映は、国（委託先）において実施し、実施方法について検証することを想定。

（2）制度化に向けた検証等業務

- モデル事業を踏まえ制度化に向けた検証等を行う。
具体的には以下の表の内容等の検証を行った上で、制度化に向けた必要な対応（移行手順の整理等）を行うことを想定。

① 機能集約型相談支援の実施方法の検証内容等	② 機能集約型地域づくりの実施方法の検証内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方 ・ 相談対応の援助を行うA I・I C T等の技術の活用 ・ 一次相談対応に必要な研修内容 ・ 都道府県等との広域連携・後方支援の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方 ・ コーディネーターの確保方策 ・ 人材養成等の方法



社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抜粋）

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

（3）地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

【対応の方向性】

<福祉以外の分野との連携・協働>

- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、**包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要**である。
- **地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要**である。
あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、**福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進**するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

地域共生社会の推進（厚生労働省HP）

地域共生社会の実現、包括的な支援体制の整備に係る最新の情報は、以下URLからご覧ください！

厚生労働省HP（地域共生社会の推進）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html

掲載している主な情報

<p>地域共生社会とは？ 包括的な支援体制の整備とは？</p>	<p>地域共生社会の実現や、 包括的な支援体制の整備に係る 議論の経緯、最近の動向</p>
<p>地域共生社会という理念が生まれた社会的背景や、その実現のために求められる包括的な支援体制の整備について説明しています。</p>	<p>平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」から、令和7年の福祉部会取りまとめまで、一連の経緯について説明しています。</p>
<p>関係法令・通知</p> <p>社会福祉法をはじめ、包括的な支援体制の整備に係る関連規定を掲載しています。包括的な支援体制の整備の手段の1つである重層事業についても、その内容を定める実施要綱や、交付金交付の対象を定める交付要綱等を掲載しています。</p>	<p>参考資料</p> <p>他省庁等が実施する、地域共生社会の実現に資する施策の一覧、過去の補助事業で作成された包括的な支援体制の整備に関するガイドブックや報告書、地域福祉計画・地域福祉支援計画の策定状況等を掲載しています。</p>



拡充 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案 0.7億円（0.2百万円）※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくなるための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、**国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。**

2. 事業の概要

○ 実施主体：国 / 補助率： - （委託費）

① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施		② 都道府県と共同で行う伴走的支援	
<p>市町村の管理職向け研修</p> <p>年6回オンラインにて開催 定員1回あたり50名程度</p>	<p>○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくなるための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。</p>	<p>国 都道府県</p>	<p>市町村 (8箇所程度)</p>
<p>都道府県向け研修</p> <p>年2回オンラインにて開催 定員1回あたり15名程度</p>	<p>○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。</p>	<p>○ 包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。</p> <p>○ 実際に現地を訪問し、地域生活課題の把握や解決策の検討等を行う中で、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後の支援にあたってのノウハウを得る。</p>	

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネーターを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

（参考：令和6年度実績）重層的支援体制整備事業実施市町村等に対する全国研修・ブロック別研修や、都道府県向け研修を実施。

第2 生活困窮者自立支援制度について

(1) 現状・課題

- 令和7年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が施行されたため、居住支援の強化に向けた取組等の着実な実施が必要である。
- 就職氷河期世代に対する支援については、令和7年6月に、関係閣僚会議において「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」が決定され、認定就労訓練事業や家計改善支援事業の活用が挙げられている。
- 自立相談支援機関の支援員等については、社会保障審議会福祉部会等においてその処遇面に課題があることが指摘されている。

(2) 令和8年度の取組

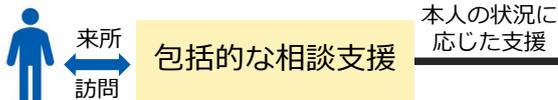
- 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案において、困窮法等改正法の円滑な施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
 - ・ 令和7年度補正予算において、就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進、子どもの学習・生活支援の緊急強化、NPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援等を実施する。
 - ・ 令和8年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実、子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げ、就労準備支援事業・家計改善支援事業における特定被保護者の利用拡大に伴う対応、福祉事務所未設置町村における一次相談の推進等を実施する。
- 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善について、昨今の物価高を踏まえた賃金上昇を考慮して委託契約等を行うこととし、処遇改善により事業費が国庫補助基準額を超過する場合には、個別の協議により対応する予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法や住宅SN法等改正法に基づく支援や就職氷河期世代等への支援が着実に実施されるよう、住まいに関する包括的な支援体制の整備や任意事業の実施、認定就労訓練事業の活用、関係機関との更なる連携の強化や地域づくり等に積極的に取り組んでいただきたい。
- 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善のため、事業の委託契約の締結等に当たっては、昨今の物価高を踏まえた賃金上昇を加味した内容となるようお願いする。

生活困窮者自立支援制度の体系

**R8年度予算（案）：827億円の内数
+ R7年度補正予算：105億円の内数**



★ 自立相談支援事業

- ・ 全国906自治体で1,372機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の確保が必要

◆ 居住支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり地域社会からも孤立

就労に向けた手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

自立相談支援事業等を委託する際の留意事項等について（処遇改善）

- **生活困窮者自立支援制度は、人が人を支える制度**であり、制度に携わる支援員の処遇改善を図り良質な人材を確保することは、複雑・複合化した課題を抱える者への寄り添った支援と事業の円滑な運営に当たって何より重要です。
- 物価上昇が継続している状況下において、**物価上昇を上回る賃上げが求められています**。こうした中で、生活困窮者自立支援制度の各事業を委託する等の際には、**支援員等の皆様が安心して職務を全うできる環境づくり**にご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 物価上昇を踏まえた処遇改善の対応

- **物価上昇を踏まえ**、特に全産業平均を下回る賃金で働く支援員等が安心して支援に当たれるよう、**適正に委託事業費や会計年度任用職員の給与の設定等を行っていただきたい**。
- 令和8年度の事業実施に当たって、物価上昇等を考慮して支援員の処遇改善等を行うことにより、事業の所要額が増加して国庫負担（補助）基準額を超過する場合には、委託先の賃金体系、処遇改善の状況等が分かる資料等を添付の上で個別に協議をいただき、当室においてその必要性を確認できた場合には、基準額を超過する分を含め予算の範囲内で所要の財政措置を行う。

2 子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げを踏まえた対応等

- 令和8年度予算（案）においては、**昨今の賃金上昇等を踏まえ、子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げ**を行うこととしており、各自治体においては、これも念頭に**適正な委託事業費等を算定した上で、必要な予算の確保**を行っていただきたい。

3 自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン

- 委託先を選定するに当たっては、委託先において支援員の処遇改善に向けた取組（賃上げの仕組み、キャリアアップの仕組み）が行われているかを確認し、評価することも有効であり、「**自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて**」（令和6年6月24日付け社援地発0624第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を改めてご確認いただき、委託する場合の参考としていただきたい。（<https://www.mhlw.go.jp/content/001267427.pdf>）

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用
 - ※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算】
- 主に4つの機能を想定
 - ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
 - ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
 - ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
 - ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

後方支援・連携

丸投げではない

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
 - <活動例>
 - ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
 - ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
 - ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
 - ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

入居中

退居時

- ・ 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

自立相談支援事業

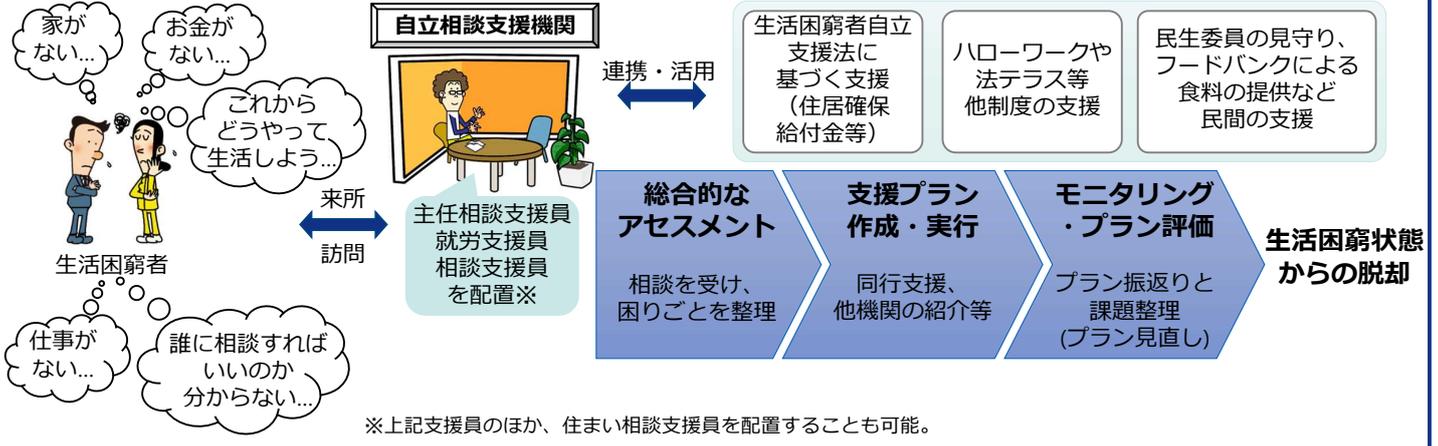
【実績等】・906自治体1,372か所 (R7)
・新規相談受付件数293,455件 (R5)
・プラン作成件数93,282件 (R5)

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

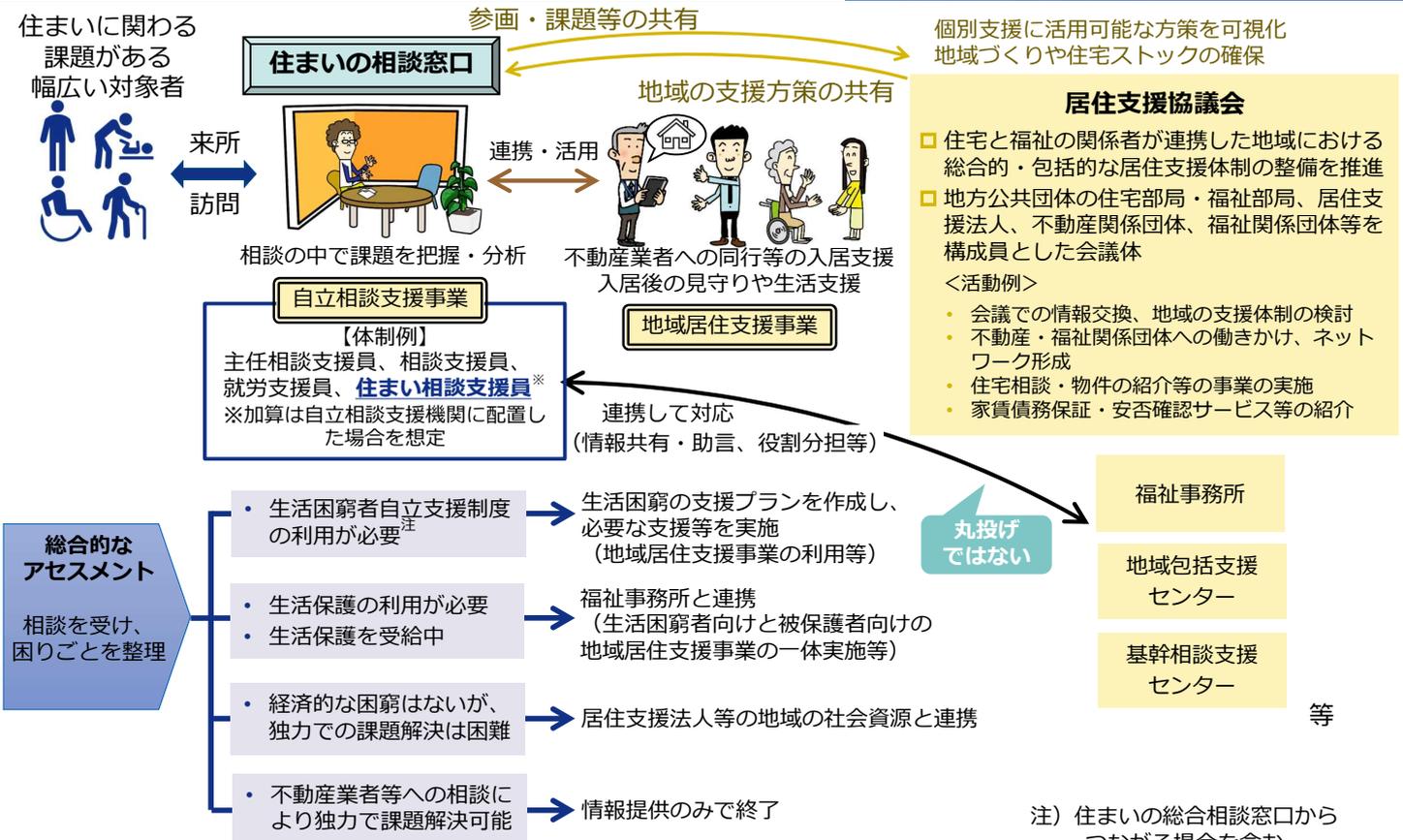
- ・ 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- ・ 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- ・ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- ・ 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）



住まい相談支援員に係る体制等について

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「居住支援事業従事者養成研修」とする。

その他

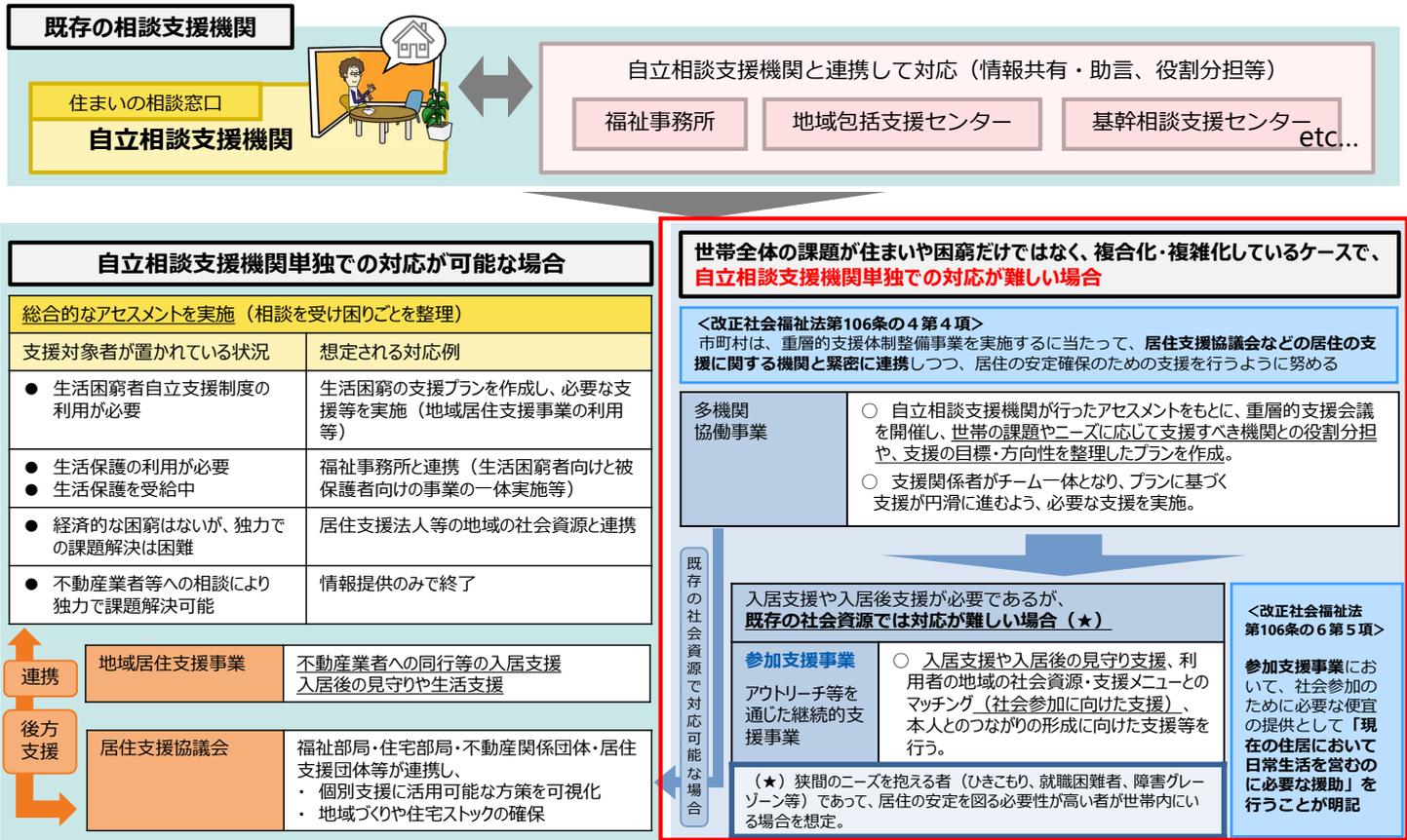
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者にも再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。

職種	主な役割
住まい相談支援員	<ul style="list-style-type: none">○住まいの課題を中心とした相談支援<ul style="list-style-type: none">・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ）○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応（入居者の家賃滞納や残置物処理、死後事務委任などについての相談等）○物件や支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握<ul style="list-style-type: none">・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に協力的な大家や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など
(参考) 居住支援員 【地域居住支援事業】	<ul style="list-style-type: none">自立相談支援機関において策定されたプランをもとに○入居にあたっての支援<ul style="list-style-type: none">・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援○居住を継続するための支援<ul style="list-style-type: none">・戸別訪問等による見守りや生活支援○互助の関係づくり<ul style="list-style-type: none">・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援<ul style="list-style-type: none">※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）



努力義務

居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

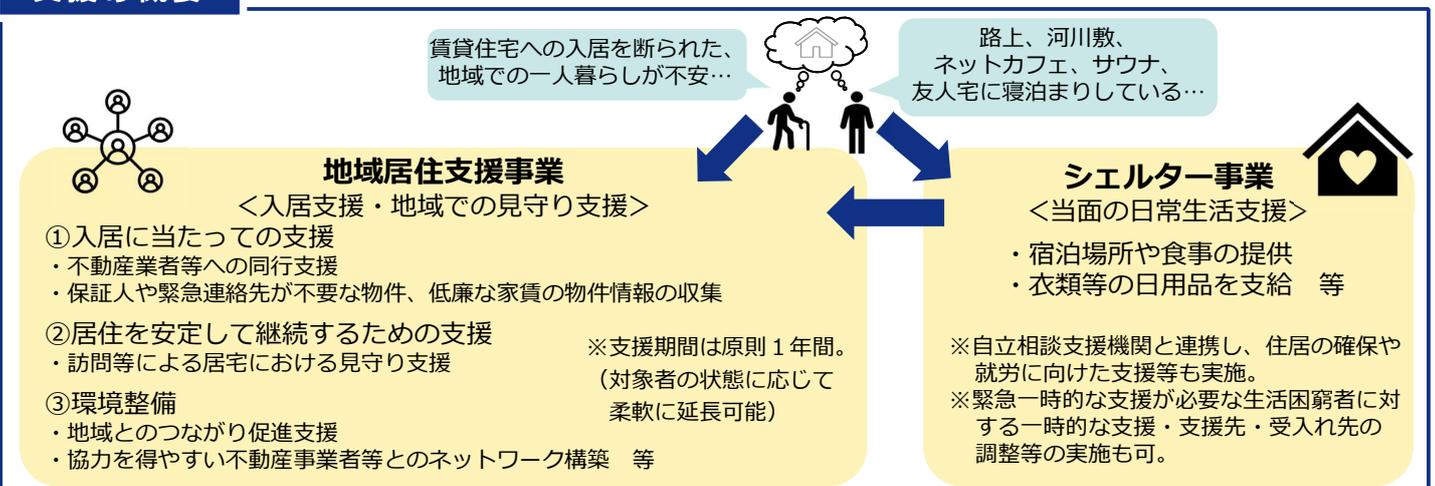
【実績】

- ・ シェルター：378自治体(42%)(R6)、利用11,341件(R5)
- ・ 地域居住：71自治体(8%)(R6)、利用1,836件(R5)

対象者

- ・ シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・ 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



期待される効果

- ・ シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・ 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住まいの相談に対応できる体制の整備 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

【指定状況】
・1,120法人（R7.12末時点）

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社（不動産事業者等）

居住支援法人が行う業務

- ・ セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・ 大家に対する必要な情報提供
- ・ 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・ 住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再)委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援（入居中の支援等）は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行】

努力義務

（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

改正の趣旨・効果

令和7年10月1日施行

- ・ 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R7.12末時点：176協議会)
- ・ 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

<想定される効果の例>

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例：

- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

① 支援会議設置の努力義務化

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R4：322自治体、36%)

改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
 - 様々な専門の見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見てきた地域課題等の解決方法について議論
- ※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

- 自立相談支援機関等の制度関係者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
- 教育委員会・学校関係者
- 民生・児童委員
- ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
- NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



類似の他法に基づく会議体との連携

- 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。
- 具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

<支援会議立上げに向けたイメージ>

○設置準備○

- 構成員となり得る関係者を対象とした説明
- 類似の会議体の活用の検討 等

○設置要綱の作成○

設置目的や所掌事項等について設置要綱として文書化

○開催○

定例開催・随時開催は不問
個別事案や地域課題について議論

事例集：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

支援会議の設置及び運営に関するガイドラインの改正について①

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」）により、生活困窮者自立支援法（以下「法」）に規定する支援会議の設置が都道府県等の努力義務とされたこと等を踏まえ、「支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を改正（令和7年4月1日付け社援地発0401第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、令和7年5月14日一部改正。）。
- 改正のポイントは以下のとおり。

① 支援会議の設置の努力義務化に伴う所要の見直し

- 抱える課題が複雑化・複合化した自ら声をあげることができない生活困窮者の存在等から、関係機関間で適切に情報共有を行い、アウトリーチを含めた早期の支援につなげることがますます重要となっている。
- こうした背景から、改正法による法の改正により、関係機関間の円滑な連携や地域づくりを進めるための重要な基盤となる支援会議の設置を都道府県等の努力義務とした旨をガイドラインに反映。

※関連して、構成員のうち行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができる機関として金融機関が想定されることについても明確化。

② 他法に基づく類似の会議体との連携の努力義務化に伴う所要の見直し

- 改正法により、支援会議は、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、生活保護法に規定する調整会議（※）又は社会福祉法に規定する支援会議との相互連携を図ることを努力義務としたことを踏まえ、これらの他法に基づく他の会議体との連携に当たっての考え方をガイドラインに明記。

（※）改正法による生活保護法の改正により、令和7年4月1日より、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できることを法定化

支援会議の設置及び運営に関するガイドラインの改正について②

③ 個人情報保護法との関係の整理・明確化

【個人情報の取扱いの原則と例外】

- 生活困窮者の個人情報に関係機関等と共有する際には、個人情報保護法に基づき本人の同意を得ることが基本。
- 他方、**本人が支援を求めることができないことに相当の理由があって同意を得ることが困難であると支援会議の構成員が判断した場合**には、**例外的に本人の同意がなくとも支援会議において生活困窮者の個人情報の共有が可能**。例外に該当すると判断する際の考え方・整理（下記参照）をガイドラインに反映。
- なお、支援会議で取扱う事例は、本人の同意を得ることが困難なケースが主に想定されるところ、**今般の改正はあくまでも個人情報保護法との関係を整理・明確化するものであり、各自治体における従前からの取組・運用を妨げることを目的としたものではない**。

【個人情報保護法との関係の整理】

- 以下の場合には個人情報保護法上の例外（本人同意なく生活困窮者の個人情報の共有が可能な場合）に該当することを明確化。
 - ① **法令に基づく場合**
 - 以下 i) ~ iii) の全てに該当すると支援会議の構成員が判断した場合は、法第9条第4項に基づく情報の提供（支援会議における生活困窮者の個人情報の共有）が個人情報保護法上の例外である「法令に基づく場合」に該当するものとして本人同意なく支援会議における情報共有が可能。
 - i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合
 - ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
 - iii) 支援会議の構成員の間で情報共有する必要がある場合
 - ② **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき**
 - ③ **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき**

（※）社会福祉法第106条の6に基づく支援会議の取扱い

社会福祉法第106条の6に基づく支援会議においても、本資料の「③個人情報保護法との関係の整理・明確化」は、同様の取扱いとなるので、当面、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議に準じて取り扱うよう、あわせてお願いします。また、社会福祉法に基づく支援会議の構成員としても金融機関も想定されることや、社会福祉法に基づく支援会議から、例えば、認知症が疑われる者の状況等を把握している金融機関に対して必要に応じて情報提供を求めること等が想定されるため、自治体の実情に応じて、金融機関との連携を図っていただくよう、あわせてお願いします。

早期発見・継続的な見守り機能の強化

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- ・ 自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うよう努めることとする。

改正後の業務イメージ

- 下記の方法等により、生活困窮者の状況を把握し、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行う。
 - ✓ 具体的な方法については、地域の実情に応じて創意工夫する。
 - ✓ 個人情報の共有にあたっては、原則本人の同意が必要。ただし、判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。

支援会議の開催

- ・ 地域で関係機関等が把握している、困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討



地域の「居場所」との連携

- ・ 自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（気になる人）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼
 - ・ 自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施
 - ・ 地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める
- ※ 社会資源の開発については、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となるほか、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が活用可能

家庭等への訪問

- ・ 「支援会議の開催」や「地域の『居場所』との連携」等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする
- ※ 訪問の実施は、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となる

〈実際の取組例〉

- ・ 関係機関で把握した生活困窮者を生活困窮者自立支援制度につなぐための地域における体制整備（関係機関への訪問や説明会の開催による事業周知、関係機関の開催するイベントへの参加等による顔の見える関係作り）
- ・ LINEやzoomを活用した相談受付を実施。LINEのQRコードをネットカフェなどに置く等によるアプローチ

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて

～生まれた時代で不遇も不公平もない国へ！～

令和7年6月3日
第2回就職氷河期世代等支援に
関する関係閣僚会議決定

1. 就労・処遇改善に向けた支援	2. 社会参加に向けた段階的支援	3. 高齢期を見据えた支援
<p>①相談対応等の伴走支援 ハローワーク専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報を提供 (新規)</p> <p>②リ・スキリングの支援 ・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開 (拡充) ・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大 (拡充) ・企業を通じたキャリア形成の支援 (拡充)</p> <p>③就労を受け入れる事業者の支援 ・トライアル雇用助成金の充実 (拡充) ・特定求職者雇用開発助成金の充実 (拡充)</p> <p>④家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援 ・両立支援等助成金の充実 (拡充) ・地域の介護サービス提供体制の確保 (継続)</p> <p>⑤公務員採用・業種別の就労支援 ・国家公務員・地方公務員としての中途採用 (継続) ・教員としての中途採用 (拡充) ・農業・建設業・物流業における就労支援 (拡充)</p>	<p>①社会とのつながり確保の支援 ・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を拡大 (拡充) ・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援のメニュー化 (新規)</p> <p>②就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援 地域若者サポートステーションにおける地域の公認心理師等を活用した相談 (拡充)</p> <p>③柔軟な就労機会の確保 ・認定就労訓練事業 (中間的就労※) の積極活用 (拡充) ・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援のメニュー化 (新規)</p> <p>※中間的就労 すぐに一般企業で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。</p>	<p>①家計改善・資産形成の支援 ・生活困窮者に対する家計改善支援 (拡充) ・金融経済教育推進機構による、中小企業や支援団体と連携した金融経済教育の提供 (拡充)</p> <p>②希望に応じた高齢期の就業機会の確保 65歳超雇用推進助成金の充実 (拡充)</p> <p>③高齢期の所得保障 年金改正法案の早期成立を図り、 ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、任意の適用に取り組む事業所を支援 (拡充) ・社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる (新規)</p> <p>④住宅確保の支援 ・低廉な公営住宅の供給 (継続) ・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給 (拡充) ・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の創設・普及 (新規)</p>

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

①実態調査	性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に細分化した追加インタビュー調査の実施 (拡充) ソーシャルリスニング方式 (※) を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施 (新規)
②周知広報	プッシュ型による情報提供の展開 (拡充) ※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法 新ポータルサイトの立ち上げと合わせた広報の強化 (新規)

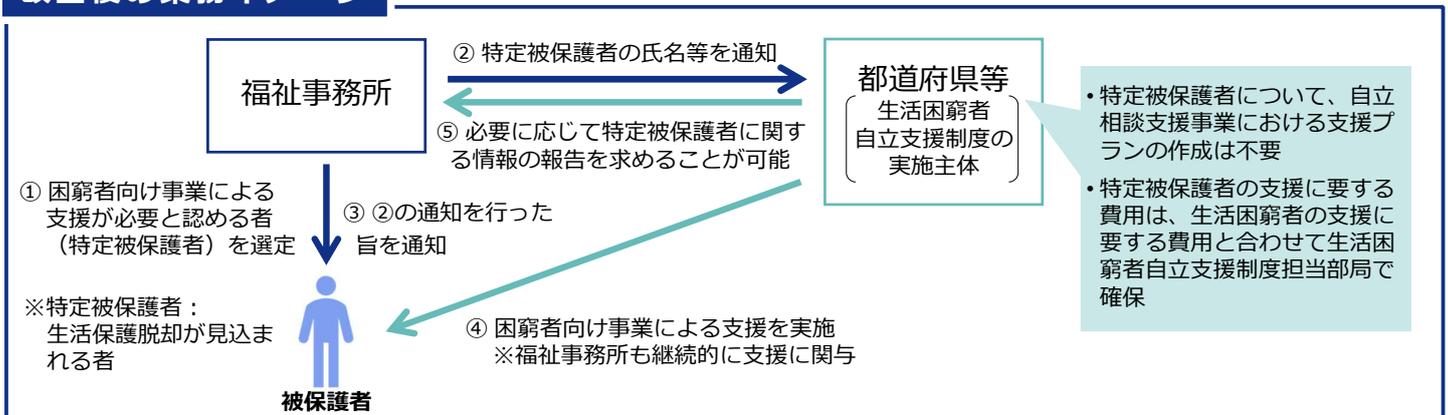
多様な相談者層への対応強化 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業 (困窮者向け事業) について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き (流れ)
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み
- 福祉事務所の関わり方

特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）・実施主体等

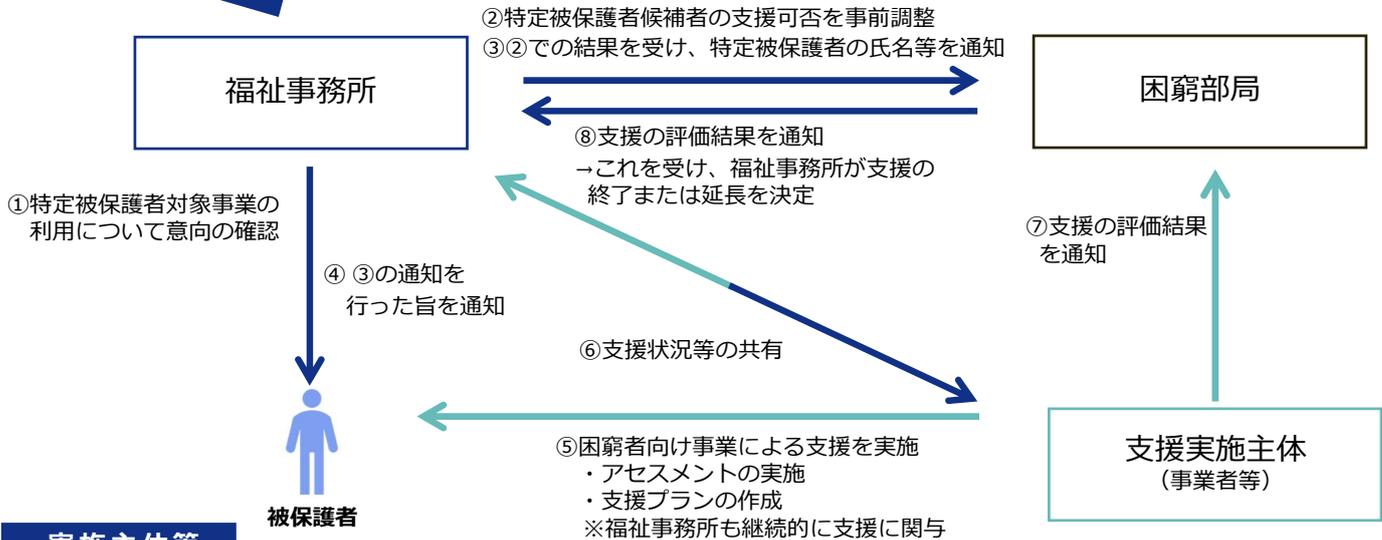
<困窮者向け事業の利用が有効な事情>

- ・被保護者向け事業を実施していない
- ・対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

<特定被保護者対象事業の実施に向けた準備>

- ・ 困窮部局、福祉事務所、自立相談支援機関、支援実施主体等の間で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整

(例) 利用する場合の手続き（流れ）・福祉事務所の関わり方 等



実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体） ○補助率：国 2 / 3、都道府県・市・区等 1 / 3

○実施自治体数（令和6年度）：就労準備支援事業：747自治体 家計改善支援事業：774自治体 地域居住支援事業：71自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数（令和6年度）…就労準備支援事業：372自治体 家計改善支援事業：117自治体 地域居住支援事業：37自治体
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 …就労準備支援事業：364自治体 家計改善支援事業：114自治体 地域居住支援事業：16自治体

多様な相談者層への対応強化

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- ・ それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、
 - ① 家計改善支援事業の国庫補助率を原則 2 分の 1 から一律 3 分の 2 に引き上げる
 - ② 必ず 3 事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 ※就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定

改正後の業務イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
 - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週 1 回の訪問実施、2 か月に 1 回の駐在実施など工夫の余地あり
 - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域の実施等について、厚生労働省で予算要求
- 3 事業の一体的実施のイメージ
 - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や自立支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
 - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有 等

就労準備支援事業

就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施

自立相談支援事業

3 事業を効果的・効率的に実施
※同一事業者に委託する必要なし

家計改善支援事業

家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の方法

① 相談時における連携

- 自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ✓ 近接する場所に事業所を設置するなど、相談時に同席を依頼しやすい環境をつくること。

② 自立支援計画の策定時における連携

- 自立相談支援機関による自立支援計画の策定時に、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
 - ✓ 支援調整会議の開催方法や開催スケジュール等の運営方針は、あらかじめ各事業の実施者と共有すること。
 - ✓ 支援調整会議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員が出席できない場合は、会議開催に先立って両事業者への意見の聞き取りや意見書提出を求める等、両事業者と連携が図られるような手段を講じること。

③ その他の連携

- 支援開始後に各事業の支援員が緊密に連携し、支援の実施状況及び支援対象者の状態について情報を共有、当該情報を活用して支援する体制を確保
- 支援開始後に各事業の支援員が必要に応じ他事業で実施する面談等に同席するなど、各事業の支援員がそれぞれの事業に相互に参画する体制を確保
- 他の事業やサービス等の利用が望ましい場合に自立相談支援事業につなぎ、必要な支援につなげる体制を確保

ポイント

- 3事業のうち複数をも同一事業者に委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要。
- 各事業を別の事業者に委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築すること。

都道府県向け自治体コンサルティング事業をご活用ください！

① 未実施自治体の事業実施 ② 認定就労訓練事業の充実 ③ 都道府県研修の質的向上

1 事業の目的

任意事業の空白区をなくすため、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施していない自治体が管内に多数ある都道府県に対し、事業の実施に向けた取り組みを促進するとともに、認定就労訓練事業の充実、都道府県研修の質的向上を目的としたコンサルティング事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

①【希望制・個別選定】

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の事業実施に向けたコンサルティング

(取組内容)

- ✓ 「就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」(令和7年度補正予算事業)を活用しながら、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。
- ✓ 広域的な実施にあたり、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、各自治体に対し任意事業の具体的な導入に関するコンサルティングを実施する。
(支援期間)・1年～を予定

②【希望制】認定就労訓練事業の実施・強化に向けたコンサルティング

- ✓ 都道府県が主体となり、自治体や支援員に向けて認定就労訓練事業の理解促進を図ることに加え、事業所に対する具体的なアプローチや訓練中に実施する支援スキーム、事業所との役割分担や留意すべき法的な観点を包括的に学ぶ。また、ニーズに応じて、事業所に対する説明会等、幅広く認定就労訓練事業の強化につながる取り組みを実施する。
(支援期間)・1年

③【希望制】都道府県研修の質的向上に向けたコンサルティング

- ✓ 都道府県研修の質的向上を図るため、先進的な研修を実施している実践者や企画チームを担っている担当者を派遣し、研修の企画方法や研修テーマの選定等の助言を行い、必要に応じて講師を招聘する等、具体的な実施についても伴走支援を行う。
(支援期間)・1年

- ・コンサルティングは最大4回を予定
- ・オンライン、現地訪問等必要に応じて柔軟に対応
- ・必要に応じて市町村職員や支援員の参加も可能



【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的实施

○ 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。

・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

※本事業の実施に当たっては、三事業の各事業につき、原則として都道府県内の未実施自治体の全てを対象として実施することとするが、地理的条件・委託事業者の体制等により管内の未実施自治体の一部を対象として実施することも可能である。

○ 実施主体等
(補助率10/10)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

拡充 子どもの学習・生活支援事業等の推進

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額：2.3億円(子どもの学習・生活支援の緊急強化事業)

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援(生活支援)、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)	生活習慣・育成環境の改善	教育・就労(進路選択等)に関する支援
<ul style="list-style-type: none"> 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ 高校進学支援 高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭以外の居場所づくり 生活習慣の形成・改善支援 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生世代等に対する以下の支援を強化 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等

(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ ※具体的な見直し後の基本基準額は別紙参照

(参考) 令和7年度補正予算

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。このため、困窮世帯の子どもの支援をモデル的に実施する。

【施策の内容】

- I 子どもの学習・生活支援事業の拡充(体験活動に関する加算の創設、軽食の提供に関する補助、事業の立ち上げ支援)
- II 高校生世代に対する学習支援の充実

【実施主体】

- I 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)
- II 都道府県、国(民間団体へ委託)

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体906自治体)、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
実施自治体数(令和6年度)：602自治体

(別紙) 基本基準額の見直し (子どもの学習・生活支援事業)

人口区分	基本基準額 (円)	見直し案 (円)
1 ~ 19,999	3,000,000	3,200,000
20,000 ~ 29,999	4,200,000	4,500,000
30,000 ~ 39,999	5,000,000	5,400,000
40,000 ~ 54,999	6,200,000	6,600,000
55,000 ~ 69,999	8,200,000	8,800,000
70,000 ~ 99,999	9,700,000	10,400,000
100,000 ~ 149,999	11,800,000	12,600,000
150,000 ~ 199,999	14,900,000	16,000,000
200,000 ~ 299,999	18,700,000	20,000,000
300,000 ~ 399,999	22,400,000	24,000,000
400,000 ~ 499,999	25,500,000	27,300,000
500,000 ~ 599,999	30,900,000	33,100,000
600,000 ~ 699,999	35,200,000	37,700,000
700,000 ~ 799,999	39,400,000	42,200,000
800,000 ~ 899,999	43,700,000	46,800,000
900,000 ~ 999,999	47,900,000	51,300,000
1,000,000 ~ 1,099,999	50,500,000	54,100,000
1,100,000 ~ 1,199,999	52,200,000	55,900,000
1,200,000 ~ 1,299,999	53,800,000	57,600,000

人口区分	基本基準額 (円)	見直し案 (円)
1,300,000 ~ 1,399,999	55,300,000	59,200,000
1,400,000 ~ 1,499,999	56,900,000	61,000,000
1,500,000 ~ 1,599,999	58,500,000	62,700,000
1,600,000 ~ 1,699,999	60,200,000	64,500,000
1,700,000 ~ 1,799,999	61,700,000	66,100,000
1,800,000 ~ 1,899,999	63,300,000	67,800,000
1,900,000 ~ 1,999,999	64,900,000	69,500,000
2,000,000 ~ 2,099,999	65,900,000	70,600,000
2,100,000 ~ 2,199,999	67,500,000	72,300,000
2,200,000 ~ 2,299,999	69,200,000	74,100,000
2,300,000 ~ 2,399,999	70,800,000	75,900,000
2,400,000 ~ 2,499,999	72,300,000	77,500,000
2,500,000 ~ 2,599,999	73,400,000	78,600,000
2,600,000 ~ 2,699,999	75,500,000	80,900,000
2,700,000 ~ 2,799,999	77,700,000	83,200,000
2,800,000 ~ 2,899,999	79,800,000	85,500,000
2,900,000 ~ 2,999,999	81,900,000	87,700,000
3,000,000 ~	85,000,000	91,100,000

緊急小口資金等の特例貸付を借りた生活困窮者への支援

(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

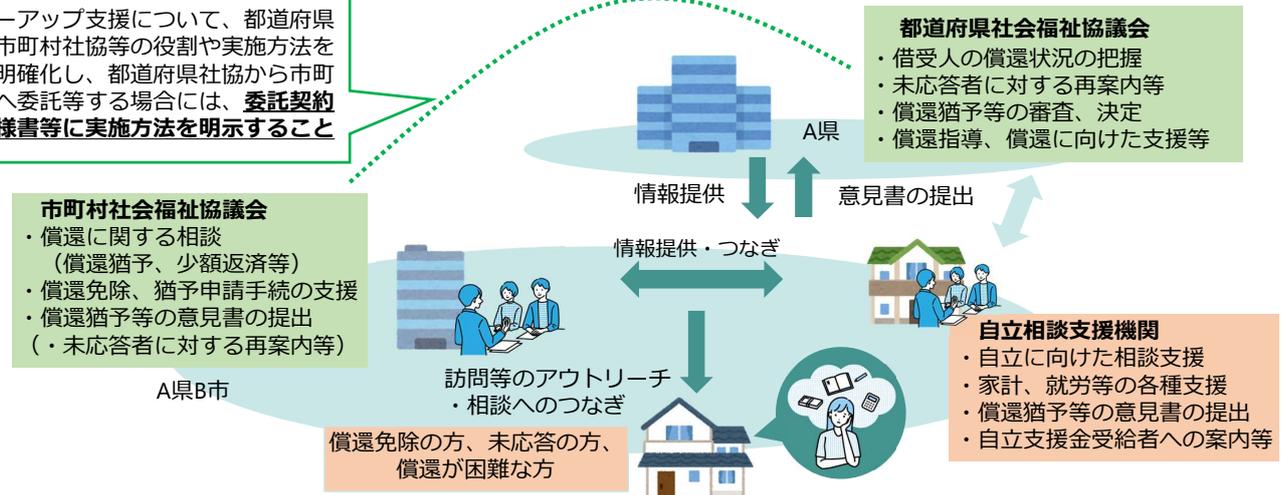
対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・ 社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・ 社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・ 家計改善、就労支援等の各種支援
- ・ 特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出

フォローアップ支援について、都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化し、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、**委託契約書や仕様書等に実施方法を明示すること**



個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績
(実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和7年12月末日時点の実績）※速報値

資金種類	(A) 貸付実績	(B) 償還免除		(C) 償還猶予	(D) 償還対象		
		①総数（全部免除及び一部免除）	②うち全部免除		(E) 償還あり		
緊急小口資金	件数	1,621,421	732,469	643,154	18,235	959,991	611,382
	金額 (億円)	3,037	1,304	1,209	26	1,708	782
総合支援資金 (初回)	件数	1,147,341	576,865	505,932	21,382	619,839	376,196
	金額 (億円)	5,913	2,958	2,639	99	885	375
総合支援資金 (延長)	件数	453,043	205,945	185,492	11,532	256,059	127,252
	金額 (億円)	2,348	1,069	972	56	260	97
総合支援資金 (再貸付)	件数	601,039	226,221	220,469	23,223	357,331	145,913
	金額 (億円)	3,133	1,209	1,163	120	186	69
合計	件数	3,822,844	1,741,500	1,555,047	74,372	2,193,220	1,260,743
	金額 (億円)	14,431	6,540	5,983	301	3,038	1,323

※ 表内の数値は令和7年12月末日時点の状況として令和8年1月26日時点で各都道府県社会福祉協議会のシステムから全国社会福祉協議会が抽出したものを集計したものであり、今後変動の可能性があります。
 ※ (B)①の件数は、免除決定（全部免除及び一部免除）した債権の総数（一部免除において1つの債権で複数の免除要件に該当する場合、免除要件ごとに重複計上されている場合がある）。
 ※ (B)①の金額は、全部免除及び一部免除に関わらず、これまでに免除した金額の総額。
 ※ (B)②の件数・金額は、全部免除（免除のみで債務関係終了）の債権の総数・免除額の総額。
 ※ (D)償還対象は、債権のうち令和7年12月までに償還されるべき部分であり、(E)償還ありは、(D)償還対象のうち、実際に償還された件数と金額（いずれも既一括償還された債権の件数・金額含む）。
 ※ 件数は一つの債権において複数の項目に計上される場合があるため、合計において一致しない（例：当初償還していたがその後償還免除となった場合、(B)①と(D)それぞれで1件と計上される）。

制度改正への対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

法に基づく都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施することとしています。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 事業の広域実施に向けた自治体間の調整
- ・ 事業実施のための市町村への助言、訪問による支援等
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



ニュースレター

国から自治体職員・支援者向けに、自治体の取組事例や国からのお知らせなどを発信。

バックナンバーはこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



自治体事例集

厚生労働省ホームページにおいて、任意事業や支援会議の立上げ方法・実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法などの事例を掲載。人口規模や課題ごとに事例検索ができるツールも掲載しています。

掲載先はこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



※アクセス後、ページ下部の「事例集」まで画面をスクロールしてください。

困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、最新情報や研修教材、関係通知・事務連絡などを集約したサイト。

<https://minna-tunagaru.jp/>



令和8年4月1日施行の携帯法施行規則改正に伴う本人確認方法の変更概要

廃止

- 契約者がソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像の送信、**写真付き本人確認書類**（マイナンバーカード等）の**画像を送信する方法**
- 契約者が**本人確認書類の写しを送付**し、事業者から当該書類の写しに記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレーター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法

廃止

※契約者本人の顔画像及び写真付き本人確認書類のICチップに記載された情報を送信する方法は存置

見直し

- 契約者が本人確認書類の原本を送付し、事業者から当該書類に記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレーター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法

対象の本人確認書類を偽造・改ざん対策が施された書類（住民票の写し等）の原本に限定する

※偽造・改ざん対策が施されていない書類（生活保護受給証、生活保護受給者証明書等）は不可。
※「住民票の写し」とは、自治体窓口で発行されるものを指します。

新設

- 契約者がソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像、写真のない本人確認書類（顔写真のないマイナンバーカード等）に付属するICチップに記載された本人特定事項を送信し、事業者から当該書類の写しに記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレーター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法

携帯電話不正利用防止法

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)

- いわゆる振り込め詐欺の増加に対処するため、事業者の契約者管理体制の整備の促進・携帯電話の不正利用の防止を目的として、議員立法によって平成17年に成立。
- 平成20年の議員立法により、貸与業者から借り受けた携帯端末(レンタル携帯電話)に係る本人確認の厳格化等を内容とする改正が実施された。

1 事業者の本人確認義務等

- 携帯電話事業者及び貸与業者に対し、音声SIM(注)の①契約締結時・譲渡時(貸与業者にあつては貸与時)における、公的証明書等による契約者の本人確認及び②本人確認記録の作成・保存(契約中及び契約終了後3年間)等を義務付け。(携帯電話事業者が媒介業者(代理店)に本人確認を実施させることも可能(媒介業者に対する監督義務を規定。))

(注) Subscriber Identity Module。携帯電話の利用に当たり、契約者を識別するための情報を記録する媒体(カード)。利用用途に応じ、音声SIMとデータSIMに大別される。

- 利用者が携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡すること(無断譲渡)を禁止。

2 警察署長による契約者確認の求め

- 警察署長は、携帯電話が犯罪に利用されている疑いがあると認めるに足る相当の理由があるときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることが可能。

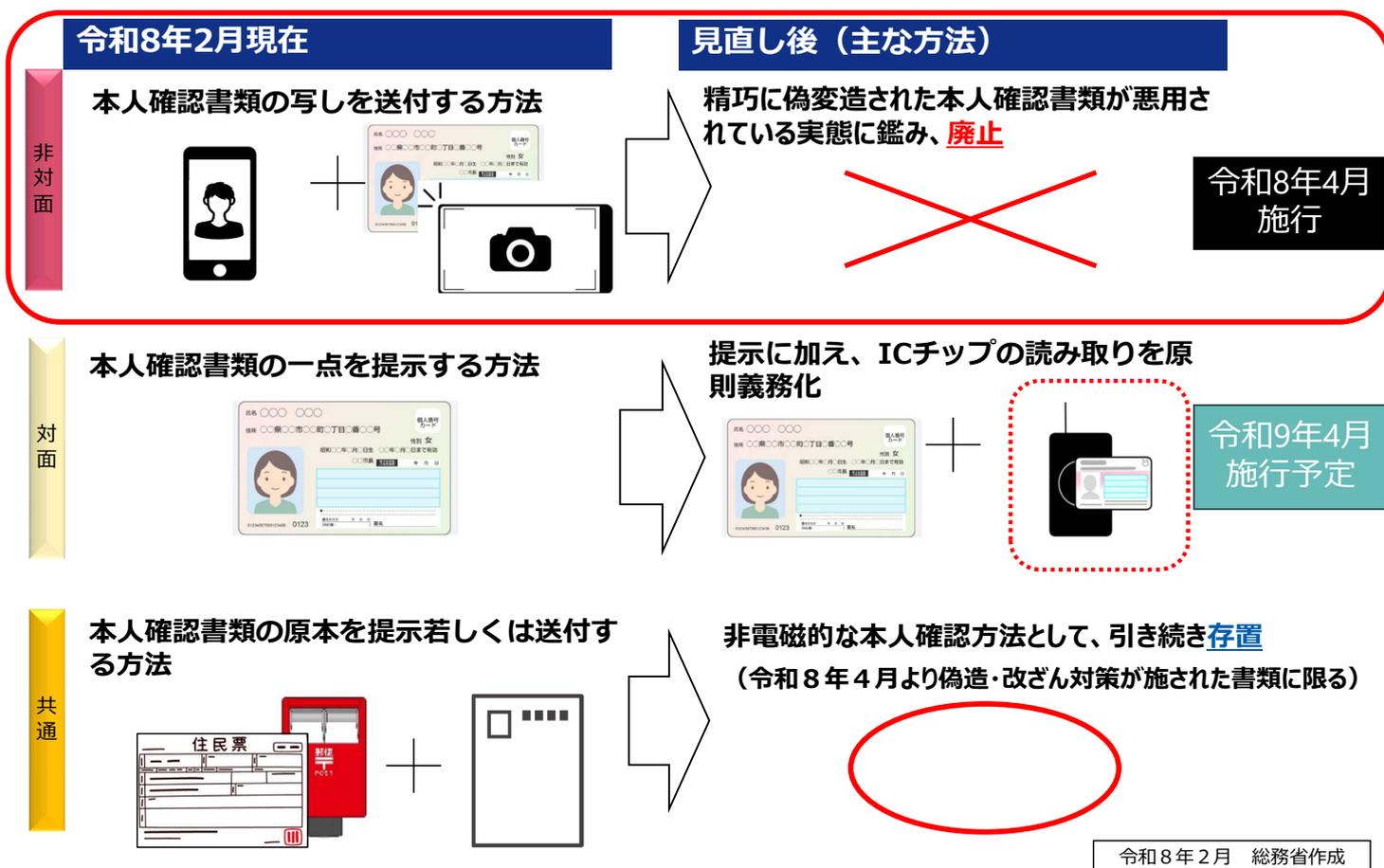
3 事業者による役務提供の拒否

- 携帯電話事業者は、利用者が本人確認・契約者確認に応じない場合、無断譲渡を行われた場合等に、電気通信役務の提供を拒否できる。

※ このほか、総務大臣による携帯電話事業者に対する監督に関する規定、総務大臣・国家公安委員会間の協力、事業者・利用者が法に違反した場合の罰則等を規定。

令和8年2月 総務省作成

《参考》 デジタル社会の実現に向けた重点計画を踏まえた携帯電話契約時の本人確認方法の見直しイメージ



社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・ 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能とする**

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・ 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・ 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・ 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・ 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・ 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・ 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・ テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・ 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・ **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・ 小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・ **准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

【対応の方向性】

<市町村における包括的な支援体制の整備の推進>

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげる方策を推進することが重要である。
- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等の方策を推進することが必要である。
- **生活困窮者自立支援制度について、頼れる身寄りがない高齢者等を含め支援が必要な生活困窮者が幅広く支援対象に含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化を通じた一次相談事業の拡充等、対応を強化することが必要**である。こうした内容を実現するためにも、**生活困窮者支援に従事する者の処遇改善など、現場の支援員が安心して業務に従事できる環境の整備が必要**との意見があった。また、今般の議論も踏まえ、将来的には、**生活困窮者自立支援制度の在り方についても検討すべきとの意見もあった。**

<包括的な支援体制の中でのこども・若者支援>

- こども・若者支援の推進のため、市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知することが必要である。また、**生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の促進を図る必要がある。**さらに、「子ども・若者総合相談センター」機能の充実が求められるという意見もあった。
- ※ こども期からの予防的支援や若者の特性に留意し、アウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと等

第3 成年後見制度の利用促進等について

(1) 現状・課題

- 令和8年度は第二期成年後見制度利用促進基本計画下の最終年度である。令和7年3月の「中間検証報告書」は、中核機関の未整備市町村において令和8年度までの整備を求めるとともに、第二期計画におけるKPIの達成に向けた具体的な取組みを強く求めている。
- このため、市町村における地域連携ネットワークづくりの一層の促進が求められるとともに、都道府県においても、単独で地域連携ネットワークづくりに取り組むことが難しい市町村に対する体制整備支援の機能を強化していくことが求められる。
- 成年後見制度については、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了する制度とする等、法務省で見直しに向けた検討が進められており、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- また、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、頼れる身寄りがない高齢者等が増加する傾向が見込まれる。こうした中で、地域における総合的な権利擁護支援策の充実や、頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題等への対応等について、社会保障審議会福祉部会において議論が進められ、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

(2) 令和8年度の取組

- 第二期計画のKPIの達成に向けた具体的な取組として、
 - ・ 中核機関の整備（進捗状況（R6.4時点）：1,187市町村【目標：1,741市町村】）
 - ・ 都道府県による協議会設置（進捗状況（R6.4時点）：37都道府県【目標：47都道府県】）
 - ・ 意思決定支援研修の実施（進捗状況（R6.4時点）：34都道府県【目標：47都道府県】）等について、「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」や「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」も活用し、引き続き推進する。
- 地域における総合的な権利擁護支援策として、引き続き「日常生活自立支援事業」を実施するとともに、令和7年度補正予算に計上した「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」等を推進する。

(3) 依頼・連絡事項

- **第二期計画のKPIや、中間検証報告書において指摘されている事項について、残りの計画期間における達成に向け、積極的に取組を進めていただきたい。**特に都道府県においては、単独では取組を進めづらい市町村の積極的な支援を行う役割も期待されていることを意識して、**広域的な観点からも取り組んでいただきたい。**
- **日常生活自立支援事業については、申し込みから実際の利用までの待機者が生じていることや、地域による利用者数のばらつき等が指摘されており、実施主体である社協への財政支援について、引き続きの配慮をお願いしたい。**
- **令和7年度補正予算の「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」について、都道府県・指定都市におかれ**ては、**実施主体となる都道府県社協・指定都市社協と協議の上で、各圏域内における市町村及び市町村社協において支援のノウハウが蓄積するよう、積極的な事業の活用を検討いただくとともに、実施社協への財政支援にご配慮いただきたい。**

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討** (R6. 6～)

今後の対応

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議**における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) **本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) **各種手続における後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) **本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透**
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ **更なる報酬助成の推進等の早期検討**
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) **各種手続における後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

- ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化**
 - ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進 (補助事業・研修)
 - ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
 - ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
 - ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村 (R6. 4)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議**における検討 (R6. 6～)
 - ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続
- イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進**
 - ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ **地域連携ネットワークの各支援機能の強化**に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における**中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討**
- ・ **福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡**を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

- (1) **任意後見制度の利用促進**
 - ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
 - ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施 (R4. 12)
- (2) **担い手の確保・育成等の推進**
 - ・ 市民後見人養成者数 25,607人 (R6. 4)
 - ・ 法人後見実施法人数 1,317法人 (R6. 4)
 - ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援
- (3) **市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進**
 - ・ 都道府県・市町村に対する**事務連絡の発出** (R5. 5)
- (4) **地方公共団体による行政計画等の策定**
 - ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村 (R6. 4)
 - ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県 (R6. 4)
- (5) **都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり**
 - ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
 - ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県 (R6. 4)

今後の対応

- (1) **任意後見制度の利用促進**
 - ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) **担い手の確保・育成等の推進**
 - ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
 - ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
 - ・ 親族後見人に対する支援の充実
- (3) **市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進**
 - ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
 - ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討
- (4) **地方公共団体による行政計画等の策定**
 - ・ 市町村・都道府県における取組の充実
- (5) **都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり**
 - ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施	都道府県による担い手の継続的な確保・育成等				担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>	都道府県による研修の継続実施		市町村による実施		市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し	策定状況等のフォローアップ				市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置	都道府県による協議会の継続的な運営				都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
討等 見直し した 換	成年後見制度等の見直しに向けた検討	-	成年後見制度等の見直しに向けた検討					-
	総合的な権利擁護支援策の充実	-	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					-
制度の 運用 改善等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 - -	都道府県による意思決定支援研修の実施 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	都道府県による研修の継続実施				意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	-	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応 適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				-
	不正防止の徹底と利用しやすい調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	-	後見制度支援信託・支援預貯金の普及 関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					-
	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化 ・後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・包括的・多層的な支援体制の構築	・全1,741市町村 ・全1,741市町村 - - -	市町村による制度や相談窓口の周知 市町村による中核機関の整備 中核機関のコーディネート機能の強化 市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施 市町村・都道府県における権利擁護支援チームの支援体制の構築 取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	市町村による周知の継続		市町村による中核機関の運営		制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村 中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和8年度当初予算案 8.0 億円 (10.2 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.8 億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 地域共生社会の実現に向けて、第二期計画期間の最終年度におけるKPIの着実な達成及び各種取組を促進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク^(※)のコーディネートを担う中核機関の法制化の検討を進めていることも踏まえ、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた取組を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

2. 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

3. 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- モデル事業の実践等も踏まえ、身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人の地域生活を支える新たな権利擁護支援策について、全国で実施する体制を構築する必要があり、具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するための調査等事業に取り組む。

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課
 成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 5.4 億円 (7.0 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4 億円

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

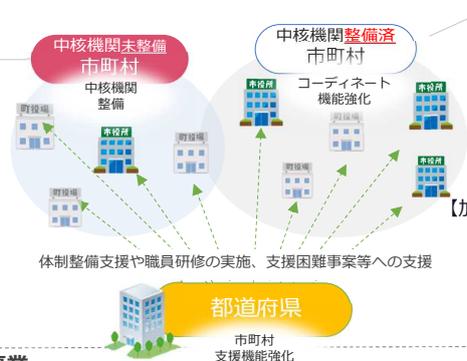
－ 事業の実施・関係性のイメージ －

中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】
- ① 調整体制の強化
 - ② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
 - ③ 広域連携の実施



● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉600千円
 〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村)

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）
 〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
 2：10,000千円
 3：5,000千円
 〈補助率〉1/2

- 1：【必須】
- ① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
- 2： 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

① 施策の目的

- ・全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- ・全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

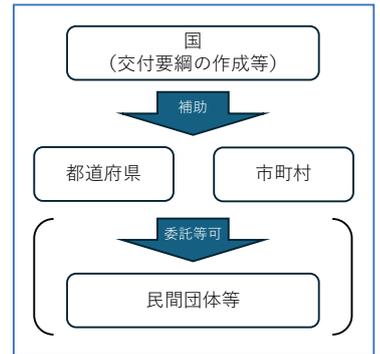
③ 施策の概要

- ・市町村において、中核機関の整備の立ち上げに向けた検討会の実施や、中核機関のコーディネート機能のための調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、意思決定支援の確保を図る取組を行う。
- ・都道府県において、専門職後見人や一般的な法人後見が支援困難な事案に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネットワークの整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】1. 2. …市町村(委託可)、3. …都道府県(委託可)
 【取組内容】

1. 中核機関立ち上げ支援事業
 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施。
2. 中核機関コーディネート機能強化事業
 中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う。
 また、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組を実施する。
3. 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組
 支援困難事案へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含む都道府県単位のネットワークにおいて、検討会議やケース会議を行う等の連携体制を整備する。



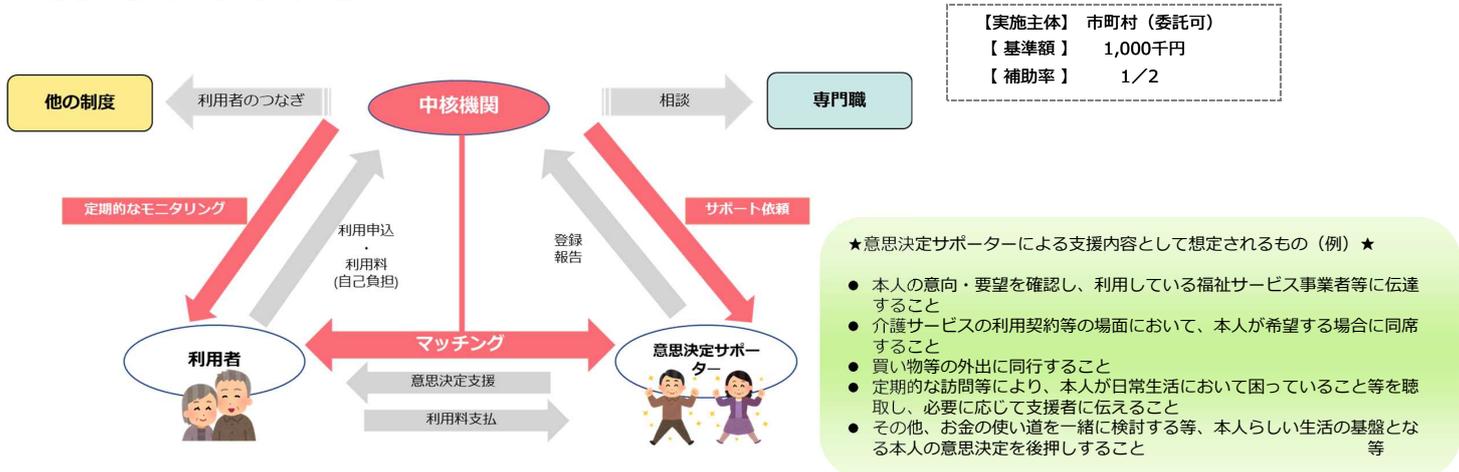
⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国全ての地域において中核機関の設置と機能強化を図り、地域における権利擁護支援ネットワークを強化することにより、判断能力が不十分な高齢者等でも地域で自分らしく生活できる環境を整えることができ、ひいては現役世代の家族の負担軽減にもつながる。

(参考) 意思決定支援の確保を図る取組(中核機関コーディネート機能強化事業)

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的**であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。
 - なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『**意思決定支援**』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和8年度当初予算案 0.9億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 38百万円

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象とした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象とした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2

○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2

【○成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名: 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

令和7年度補正予算案 38百万円

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
(内線2228)

① 施策の目的

判断能力が不十分な者の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携を強化する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

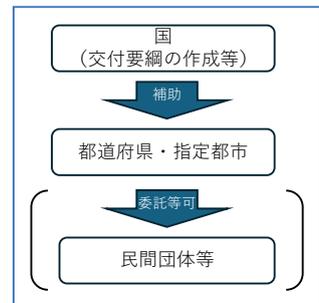
都道府県・指定都市において、判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県、指定都市 (委託可)

【取組内容】

- ・ 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- ・ 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- ・ 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- ・ その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

関係機関によるネットワークを形成するとともに、適切な制度への繋ぎを行うコーディネーターを配置することにより、判断能力が不十分な方について、その判断能力の変化に応じて適時適切な支援につなぐことができるようにすることで、地域において安心して生活を継続できる環境を整備する。

令和8年度当初予算案 38億円（38億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額（身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業） 7.1億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。 ※福祉サービス利用援助事業

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

① 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

② 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③ 福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

<実施主体> 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

<基準額> 利用者数に応じて算定

<補助率> 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

【○成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名：身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

令和7年度補正予算額 7.1億円

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
(内線2228)

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

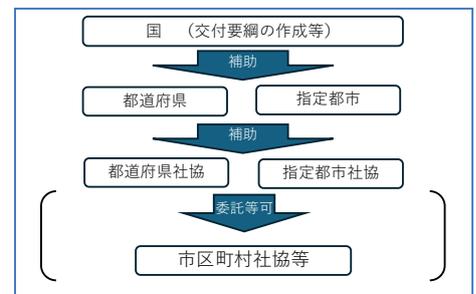
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

- ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
- ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようになる。

第4 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(1) 現状・課題

- 困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、相談から保護、自立・定着など入口から出口まで切れ目のない支援を推進するためには、女性支援部門だけでなく、様々な福祉部門や民間支援団体等との連携を通じて、支援対象者の早期把握と問題解決に向けての支援に取り組む必要がある。さらに、支援対象者が支援につながった後も、心身の健康回復や安定的な生活を送るには、継続的な支援が欠かせないため、地域における女性支援への理解を促進し、関係者と日常的に連携できる環境を整備する必要がある。また、これらの実施に当たっては、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。

(2) 令和8年度の取組

- 様々な困難に直面する女性に対し、必要な支援を届けるため、①DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用、外出・通勤通学の禁止）を緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するための一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業、②女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行う女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業、③官民協働等女性支援事業における就職活動や資格取得等に係る支援を行う。
- 女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図るため、国の研修体系は、令和7年度に引き続き、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施する。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和7年度に策定する女性相談支援センター一時保護所における第三者評価基準等の活用を促すとともに、令和8年度においては、女性相談支援センターを評価する仕組み等について検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するためには、限られた資源を有効活用する観点から正確な現状認識に基づいた計画的な施策の実施と、自治体の各レベルにおける他機関連携体制の構築が必要である。このため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を把握し、基本計画に基づく施策について、その効果や影響を十分確認しつつ実施するとともに、支援調整会議や予算事業等も活用して、都道府県レベルにおいても庁内の関係部署、他の福祉分野等の関係機関や民間団体等との連携関係の構築をお願いしたい。併せて、市町村における支援が円滑に進むよう、基本計画の策定や支援調整会議の設置を含め、市町村における連携体制構築の支援を行うとともに、市町村における女性相談支援員の配置促進についても働きかけ等をお願いする。
- 支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準に続き、令和7年度に女性相談支援センター一時保護所に関する第三者評価基準等を策定することとしている。各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討いただくようお願いする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

存続

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 收容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

令和8年度当初予算案の概要 ＜困難な問題を抱える女性への支援関係予算＞

令和8年度当初予算案 52億円（51億円）※（）内は前年度当初予算

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室

令和7年度補正予算 3.6億円

○ 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（官民協働等女性支援事業、民間団体支援強化・推進事業 等）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化事業）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金、女性自立支援施設通所型支援モデル事業 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

＜主な拡充事項＞

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 民間団体が支援する女性の自立支援の強化（資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る支援の充実）

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金

- ・ 同伴児童の一時保護委託費の単価見直し
- ・ 非常勤職員の人件費単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所において第三者評価を受審した場合の加算の創設

＜当初予算案の内訳＞

◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業		23.3億円
	（令和7年度補正予算 3.6億円）	
◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金		28.7億円
◇ その他（研修費用等）		28.6百万円

【○困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室
（内線4584）

施策名：一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

令和7年度補正予算額 40百万円

① 施策の目的

○ DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

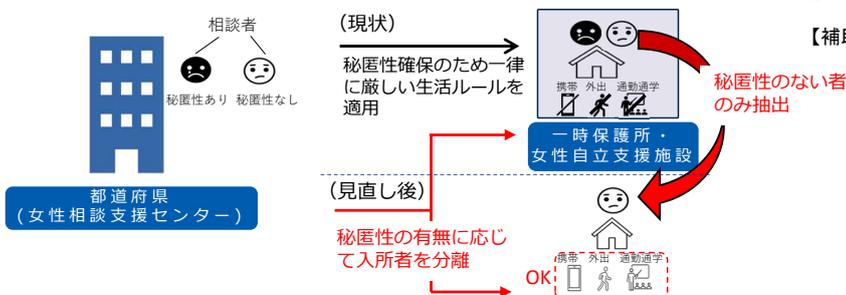
○ 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業概要】

【補助実施主体】都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

【補助率】3/4



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
- 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

施策名: 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

令和7年度補正予算額 48百万円

① 施策の目的

○ 他施策との連携や地域との関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

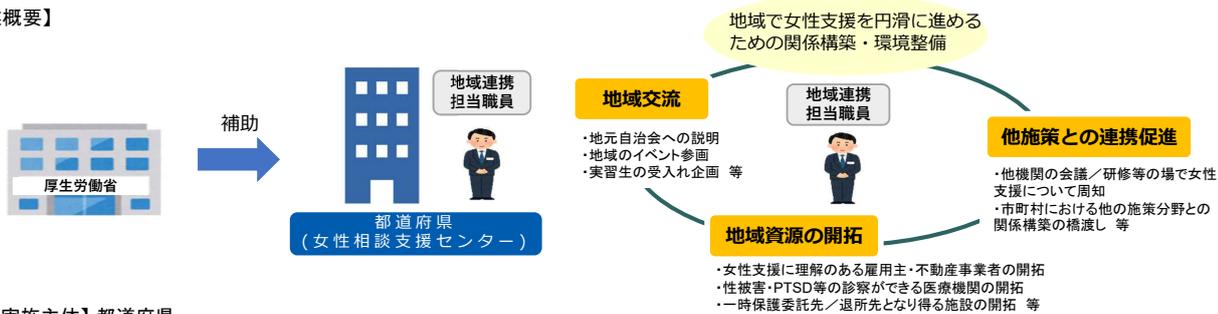
I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

○ 女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】 都道府県

【補助率】 3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

拡充 官民協働等女性支援事業

社会・援護局地域福祉課
女性支援室 (内線4584)

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (24億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置: 2.7億円

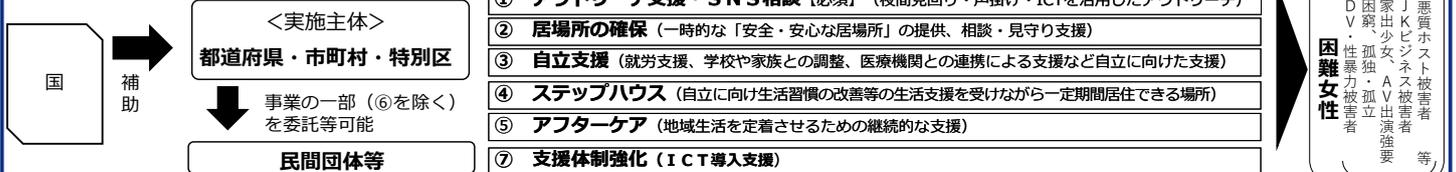
1 事業の目的

○ 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- 居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- 自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。
- アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- 関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- 支援体制強化(ICT導入支援)**
(1)~(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】(関係機関と民間団体の連絡・調整)

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①~⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画(都道府県基本計画または市町村基本計画)に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体 : 都道府県・市町村(特別区含む)
補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む) 1/2

<事業実績> 令和5年度: 5自治体(9団体)
令和6年度: 13自治体(28団体)
令和7年度: 23自治体(44団体)

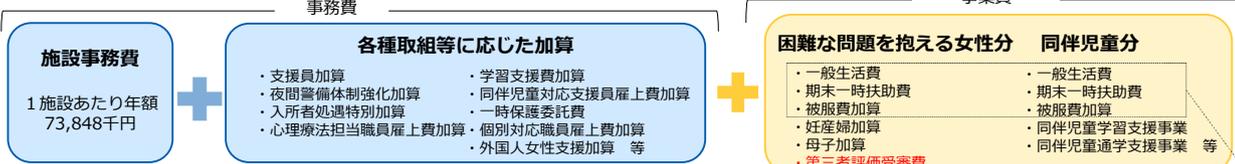
令和8年度当初予算案 **29**億円（27億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価や非常勤職員の人件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

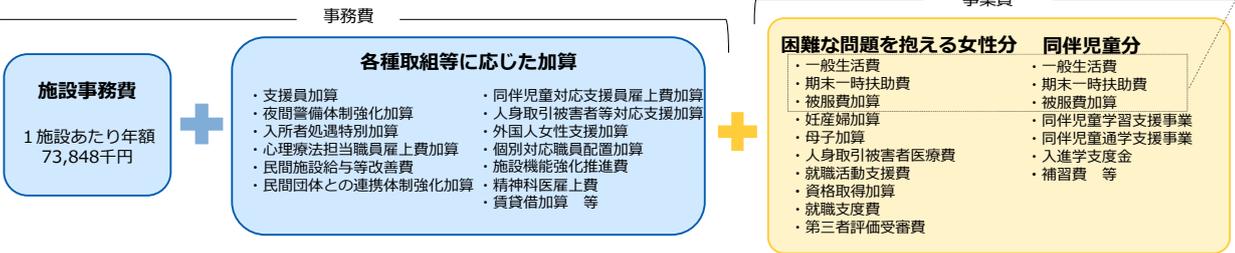
2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 160,980円

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率）国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率）国 5/10、都道府県 5/10

女性支援を担う者の人材育成の強化

令和8年度当初予算案 **27**百万円の内数（27百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※研修イメージ

	国	国	都道府県
実施者	国	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国がブロック毎に実施
研修カテゴリ	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(女性相談支援員養成研修シラバスに基づく研修等) ・演習
日程等	2日	①3日 ②2日	1日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民間関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

第5 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。こうした中で、令和7年6月の関係閣僚会議において決定された「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」においては、近隣の自治体との広域連携等により、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を拡大することについて検討を行うこととされている。
- 8050世帯が抱える課題の顕在化など支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。また、共同生活による支援については、悪質事業者による被害防止を図りつつ、適切な実施を図っていく必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- 市区町村が効率的かつ効果的にひきこもり相談支援等の充実を図れるよう、「ひきこもり支援推進事業」において、複数自治体における事業の広域連携を促進し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- ひきこもり支援従事者同士が気軽に支援の有用な情報交換ができるコミュニケーションの場をオンライン上に設けるとともに、全国の支援者同士のオンラインによる交流会を開催するなど、引き続き、支援者ケアに資する取組を一層促進する。
- 共同生活を取り入れながら伴走支援を行う「共同生活型支援」の事業運営や活動内容を評価できるガイドラインを作成する。

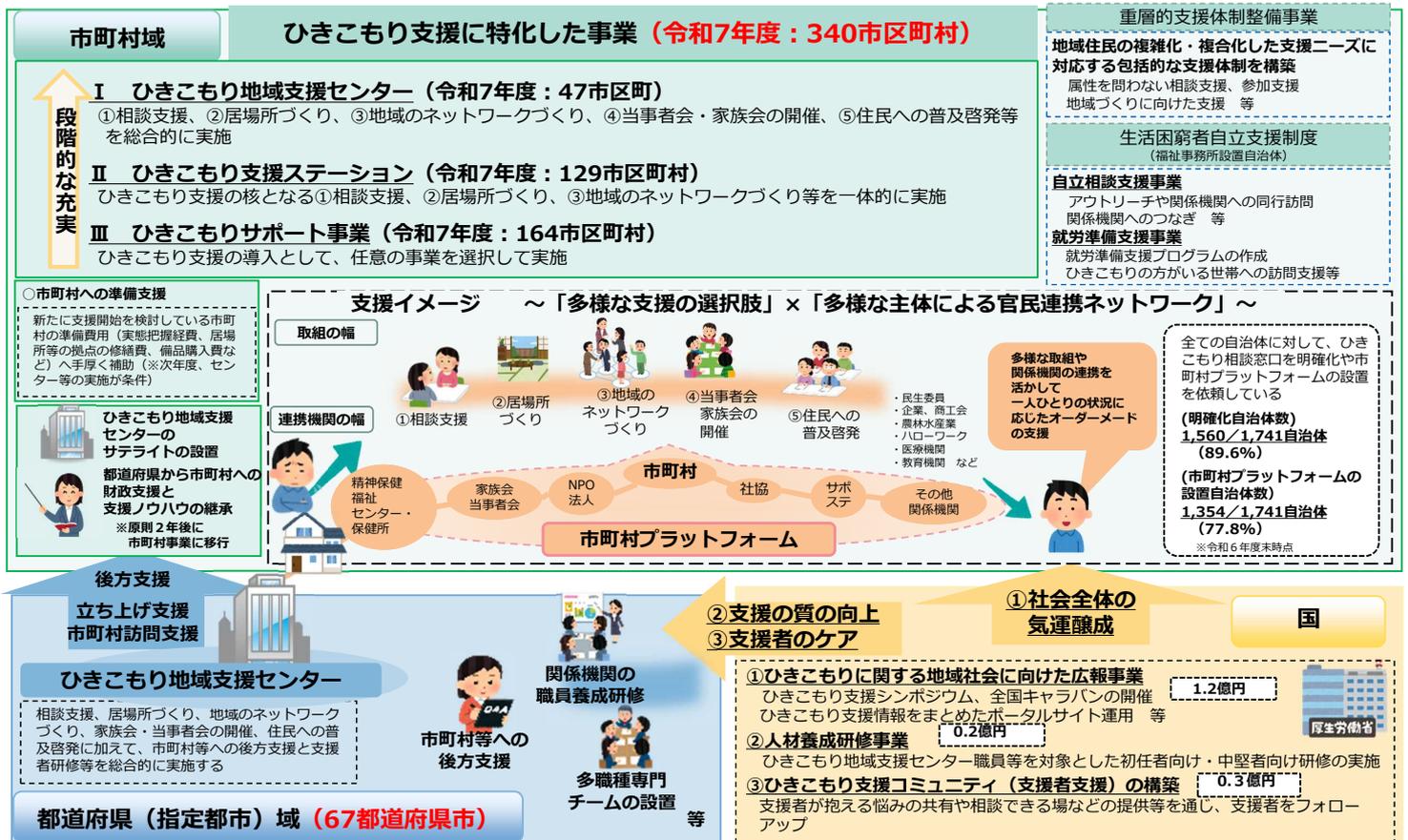
(3) 依頼・連絡事項

- これまでお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組が未だ実施されていない市区町村におかれては、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、**早急に取組む**とともに、各市区町村においては、**令和8年度予算(案)を活用いただき、広域的な連携を図りつつ、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進するようお願いしたい。**また、**各都道府県においては、管内市区町村におけるこれらの取組への積極的な支援をお願いしたい。**
- ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした研修について、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の内容を反映した新カリキュラムを策定予定であり、令和8年度以降、研修への積極的な受講と支援におけるハンドブックの活用をお願いしたい。

ひきこもり支援施策の全体像

令和8年度当初予算案：17億円

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



令和8年度当初予算案 15億円（16億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、地域の実情により、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在や未実施自治体が抱える課題の解消を図るとともに、「ひきこもり支援ハンドブック」等に基づく支援につなげる取組を進めていく。

（課題）

- ・ 町村など小規模自治体では、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況。
- ・ また、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界がある。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

(1) 「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
 - ① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
 - ② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催
 - ※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。
 - ※加算対象期間は原則3年間を想定

(2) 「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。
 - ① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアサポーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
 - ② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み（各論）

令和7年6月3日
就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議
資料1-2から一部抜粋

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

	これまでの主要な取組	2025年度・2026年度以降の取組
① 社会とのつながり確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり支援として、NPO等を通じた相談対応や居場所づくりに取り組む自治体を支援（20年度：81 → 24年度：303） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による管内自治体の巡回指導により、ひきこもり支援に取り組む自治体を拡大（24年度：303 → 25年度：361見込み、25年度～） ・ 単独での実施が困難な小規模自治体において、近隣自治体との広域連携等を通じて、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を更に拡大することを検討（26年度～）
② 就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域若者サポートステーション」（サガステ）を設置し、職業的自立に向けた支援を実施（179か所、06年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氷河期等交付金において、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討（26年度～） ・ サガステにおいて、地域の医療機関や福祉機関等と連携し、公認心理師等の専門家による心理的相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業を実施（57か所、25年度～※24年度から一部先行実施） ・ 心理的相談ネットワークの構築について、全国的な展開を視野に入れた検討（26年度～）
③ 柔軟な就労機会の確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」※）の実施（15年度～）（受入実績：691人（23年度）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定就労訓練事業のあっせんを行う自立相談支援機関における、就職氷河期世代も含めた生活困窮者に対する相談支援の強化を行うことを検討（25年度～） ・ 自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用動員の徹底（通知、管内の認定就労訓練事業所に関する情報共有や支援員等への研修実施等、26年度～） ・ 「認定就労訓練事業」の利用者を対象とするトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の拡充を検討（26年度～） ・ 氷河期等交付金において、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討（26年度～）

※ 中間的就労：すぐに一般企業等で働くことが難しい方が、個人々の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと

ひきこもり支援における支援者ケア事業

令和8年度当初予算案 0.3億円(0.3億円) ※()内は前年度当初予算額

(目) 自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

ひきこもり支援者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援者同士の繋がりによる支援者ケアに資する取組となるよう進めています。
さらに、毎月、「ひきこもり支援を語るCafé」(オンラインミーティング)として全国の支援者同士の交流会を開催しています。

ひきこもり支援コミュニティとは？

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士等の全国のひきこもり支援者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



ひきこもり支援コミュニティの画面イメージ



「ひきこもり支援を語るCafé」(オンラインミーティング)

ひきこもり支援を語るCafé
Online～支援者同士の交流会イベント～
第7回 10/30(木)
10:00-11:30

広域連携について紹介
～2つの事例をパネルトーク～
【和歌山県高野宮圏域】
ひきこもり支援ステーション事業の広域化
【東京都港区/ひきこもりLIX会議】 TOKYO広域連携事業
市区で連携した「居場所」の開催

参加者満足度
4.4/5.0 *1の
イベントです！
*1:第4～6回Caféアンケート集計結果

聞くだけOK!
顔出し推奨!
マスクOK!
事前予約不要!

- 1 支援者同士で気軽に相談できる**
自己紹介や雑談で支援者同士が繋がることができます。繋がることで複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます。
- 2 他所のリアルな情報を調べられる**
他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるため、いつでも知りたい情報を検索して調べられます。
- 3 ニュースや有益な公共情報が見える**
厚生労働省や全国各地の取組のほか、ひきこもりに関するニュースが提供されるため、支援者同士で学び合うことができます。

共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

社会・援護局地域福祉課 (内線2219)

令和7年度補正予算 0.8億円

1 事業の目的

- ひきこもり支援における共同生活による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して十分な支援を行わず、法外な料金を取る、「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- 現在、共同生活型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。 ※ガイドライン作成は別途要求する調査研究事業(委託費)で行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- 都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。
※令和8年度から2カ年のモデル事業を実施し、ガイドラインは令和9年度中に策定する予定。
※実施主体：施設が所在する都道府県(6自治体) 補助率：定額



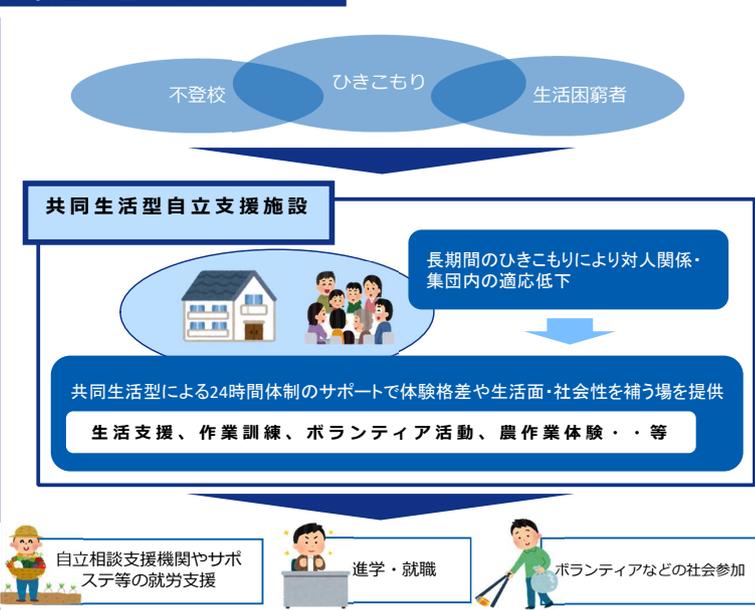
【支援対象者の考え方】

- ひきこもり、不登校、生活困窮者などで社会的孤立状態に近い(将来的な孤立が予想される状態)など、困難を抱えた若年層。
※ 他施策による支援と重複する場合は対象外

【効果の把握・検証】

- 都道府県は、モデル対象事業者から支援内容及び支援対象者の状況(ex:「ボランティアを含む社会参加に繋がった」、「サポステなどの雇用関連施策や障害保健福祉施策に繋がった」など)を定期的に報告させる。

共同生活型支援のイメージ



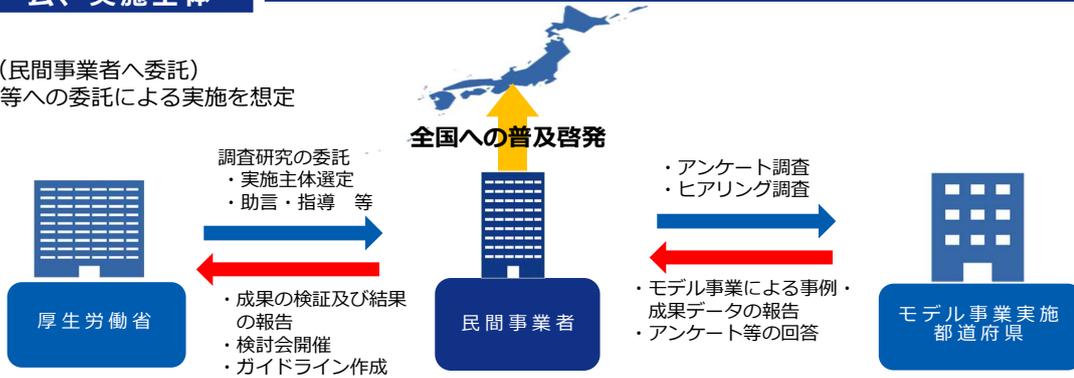
令和7年度補正予算 0.6億円

1 事業の目的

- ひきこもり支援における共同生活による支援（共同生活型支援）については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

2 事業のスキーム、実施主体

- ◆ 実施主体：国（民間事業者へ委託）
※シンクタンク等への委託による実施を想定



3 事業の概要

- ・ 自治体、共同生活型支援を行う民間事業者、共同生活型支援を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- ・ 民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ・ ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- ・ セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 19百万円（19百万円）※()内は前年度当初予算額

(目) 自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした新任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度からは中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- 併せて、ひきこもり支援に関する先進的事例等を整理の上、周知・広報等を実施。

2 事業の概要・スキーム等

※ 令和7年度厚生労働省社会福祉推進事業において新カリキュラムを策定予定であり、変更可能性あり

新任職員研修（令和4年度～）

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

現任職員（中堅・指導者）研修（令和5年度～）

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。

周知・広報（令和4年度～）

ひきこもり支援に取り組む自治体の支援内容や個別の支援プロセスに関する先進的事例等を収集し、全国の自治体職員が支援を実践するに当たっての参考になるよう、わかりやすく内容を整理し、周知・広報を行う。

3 実施主体

- 実施主体：国（民間団体への委託）



※ 厚生労働省も様々な機会を通じて、全国へ先進的事例等の周知広報を行う。

背景

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族等に適切な支援を行える人材を養成することを目的に、令和4年度から「ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修」を実施。
- 令和6年度には、「8050」問題の顕在化など、本人やその家族等が抱える課題が複雑かつ複合化する中で、その支援にあたって新たな指針として、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」(以下、ハンドブックという。)を策定。現在、地方自治体での利活用が始まっている。
- ハンドブックは、支援の目指す姿や価値倫理等の理解といった原理・原則を記載しており、その考え方は、地域住民、対人支援が求められるどの分野の支援にも共通する内容であり、地域全体でひきこもり支援に関する理解を深めることが求められる。

目的

- ハンドブックは、支援の基本的な理念やポイントなどが網羅的に記載されており、その内容を反映した支援者向け研修の新カリキュラムを策定する。
- 具体的には、地方自治体を対象としたハンドブックの利活用状況等の調査や、ハンドブックの内容を踏まえた人材育成カリキュラムを検討するとともに、全国の自治体をエリアに分け、複数エリアにおいて人材育成研修会(講演会含む)を開催する。

検討スケジュール

【検討委員会】

第1回 令和7年7月31日(木)

- ・新カリキュラム素案の検討
- ・試行的研修案の検討

第2回 令和7年11月21日(金)

- ・試行的研修の進捗報告
- ・自治体アンケート調査の検討

第3回 令和8年2月24日(火)

- ・新カリキュラムの策定
- ・試行的研修の結果報告
- ・自治体アンケート調査の結果報告

【試行的研修・アンケート調査】

令和7年10月～11月

★**試行的研修を実施し、新カリキュラム案の検証**

令和7年12月～1月

- ・アンケート調査を実施し、ハンドブックの活用状況や研修に対するニーズ把握

検討委員会構成

- ◎朝日 雅也 (埼玉県立大学 名誉教授)
 - ※宇佐美政英 (国立健康危機管理研究機構 国立国府台医療センター 子どものこころ総合診療センター センター長 児童精神科 診療科長)
 - 関水 徹平 (明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授)
 - 土居 和子 (広島修道大学 非常勤講師)
 - ※林 恭子 (一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事)
 - 樋口 正敏 (北海道ひきこもり成年相談センター 札幌市ひきこもり地域支援センター (公益財団法人北海道精神保健推進協会 こころのリカバリー総合支援センター) ひきこもり支援コーディネーター)
 - ※山崎 正雄 (高知県立精神保健福祉センター (高知県ひきこもり地域支援センター) 所長)
 - 山本 洋見 (ひきこもり未来創造リレーション 代表 特定非営利活動法人てくてく理事長)
- ◎は座長 ※は「ひきこもり支援ハンドブック」検討委員

第6 地域福祉課の体制見直しについて

令和8年4月1日実施

見直しの趣旨

- ・ 包括的支援体制は、①と②の双方が両輪となって充実していくものと考えられます。
 - ① 制度に基づく事業の実施等を通じて、関係者が協働する支援体制の基盤をつくること
 - ② ①の基盤の上に、様々な地域の取組や資源が連携しながら、創意工夫ある実践が生まれ展開されること
- ・ 地域共生社会推進室(以下「共生室」という。)はこれまで、重層的支援体制整備事業をはじめ、制度立案と事業の運用を主な業務としてきました(上記①の観点の取組)。
- ・ 一方で、地域共生社会の実現に向けて、上記②の観点を意識した施策立案や運用の重要性が高まっていくため、社会・援護局内の様々な施策も、相互の連携を強化し、相乗効果を生み出していく必要があります。
- ・ このような背景から、今般、地域福祉課の体制を見直し、共生室について、職員を専任で配置する現在の形から、局内で関わりの深い業務を担当する職員を併任で配置する形へと見直すこととしました。
- ・ これを契機として、地域共生社会の実現という目標に対し、関係する職員が等しく主体性・積極性をもって関与する環境をつくり、施策間の連携を促進していきます。

見直しの内容(詳細は次頁)

- ・ 令和8年4月1日付けで、現在の共生室の業務(地域福祉計画・重層的支援体制整備事業など)と担当ライン(室長補佐、支援調整係・自治体支援係)は、地域福祉課本課に移管します。
- ・ 共生室(訓令上の組織)は、局内の関係する政策資源を束ね、相互の連携を促進する横断型の組織に改組します。

依頼・連絡事項

- ・ 令和8年4月1日以降、現在の共生室の業務のうち、地域福祉計画に関することは地域福祉係に、重層的支援体制整備事業などその他の業務に関することは支援調整係・自治体支援係にお問い合わせください。

見直し後の体制（令和8年4月1日以降）

地域福祉課本課

※下線部分が変更箇所

- 地域福祉課長
- 課長補佐：総括、法令、共生、地域福祉、生活改善
- 専門官：支援推進官、ひきこもり支援専門官
- 係：法令係、支援調整係・自治体支援係、地域福祉係・ボランティア係、総務係、予算係・生活改善係

地域共生社会推進室

※いずれも併任；新規発令

- 室長：地域福祉課長
- 副室長：生活困窮者自立支援室長、成年後見制度利用促進室長、女性支援室長
- 室長補佐：地域福祉課課長補佐（総括、法令、地域福祉、共生）、生活困窮者自立支援室室長補佐（法令）
- 室員：地域福祉課
 - 支援推進官、ひきこもり支援専門官
 - 支援調整係・自治体支援係、地域福祉係・ボランティア係、法令係の係長・主査・係員
 - 課長補佐（生活改善）、予算係・生活改善係 係長
 - 生活困窮者自立支援室 室長補佐（総括）、就労支援専門官、相談支援係長、法令係の主査・係員
 - 成年後見制度利用促進室 室長補佐、成年後見制度利用促進専門官、企画調整係・自治体支援係 係長
 - 女性支援室 室長補佐、女性支援専門官、女性支援係長
 - 総務課 課長補佐（地域定着）、矯正施設退所者地域支援対策官、社会福祉専門官
 - 福祉基盤課 課長補佐（社会福祉法人）、法人経営指導係長
 - 消費生活協同組合業務室 室長補佐（総括）、生協第二係長

連 絡 事 項

第1 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

1. 「地域共生社会」の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれており、こうした地域の実情を踏まえ、地域共生社会という理念を掲げている。

地域共生社会は、令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等において、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されている。

上記の人口・世帯構造や社会経済状況の変化等を踏まえれば、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
 - ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
- の2つの視点から、方策を進める必要がある。

- 「地域共生社会」の概念は、「共生」という言葉のイメージから、福祉分野「のみ」において、その実現に向けた方策を検討すればよいと認識されることが多いが、
 - ・ 地域共生社会においては、いわば、地域住民1人1人の地域での生活そのものに注目することが求められており、行政分野の縦割りの中で検討していても、必要な対応を効果的に行うことはできないこと
 - ・ 地域住民の生活は、福祉分野の取組のみで完結しておらず、まちづくり・産業・農業・環境・交通・消費者行政など多様な分野が密接に関連しながら形成されていること（福祉分野以外においても、それぞれの観点から地域住民の生活を支える施策を行っていること）
 - ・ 人口減少社会においては、地域生活課題の解決等にあたって、行政分野間で限られた人材や地域資源を奪い合ったり、類似の取組を多数行ったりするのではなく、同じ目的をもつ者同士が連携して対応できる体制を整えていくべきであることから、下図の上（黄色の矢印）の循環のみでなく、下（水色とピンクの矢印）の循環も意識した検討を行うことが重要である。

【地域共生社会のイメージ図】



(2) 「包括的な支援体制の整備」について

- 前述のとおり、地域共生社会の概念は、地域住民1人1人の地域での生活そのものに着目するもので、その達成に向けての方策は様々なものが想定されるが、福祉分野にあっては、社会福祉法において
- ・ 地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと。
 - ・ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うこと。
 - ・ 同体制の整備は、すべての市町村に対して努力義務が課されており、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能を備えることが重要であること。
- とされている。

【包括的な支援体制のイメージ図】



社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2・3（略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3（略）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、（略）地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2（略）

○ 包括的な支援体制の整備のための方策も様々なものが想定され、各市町村においては、市町村全域に目を向け、例えば地域福祉計画の記載事項として、包括的な支援体制の整備に関する事項も規定されていることから、地域福祉計画の策定・改定（※1）に係る検討の機会等を捉えて、

- ・ 地域住民の生活に直結するものであることから、地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、地域共生社会の実現も見据えつつ、自らの市町村でどのような包括的な支援体制の整備が必要かを検討し、
- ・ 同体制の整備にあたり、地域における支援ニーズ、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題を把握・分析し、
- ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、人口減少社会であることや市町村における財政状況等も踏まえて、今後の目標や必要な対応（誰が・いつ（までに）何をすることで何を達成するか、行政においては関係者が体制整備に関する業務や活動を行いやすくするための支援をどのように行うか、支援のために組織変革の必要があ

るか等)を検討し、

- ・ 定期的に、目標の達成状況の確認や、達成されていない場合の課題分析、対応方法の見直し等を行う

といったプロセスを経ることが非常に重要である。

(※1) 地域福祉計画の策定に係る規定等は、厚生労働省ホームページに掲載している。
厚生労働省HP「地域福祉計画」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

- こうした中で、「地域共生社会の在り方検討会議」や「社会保障審議会」において、包括的な支援体制の整備に向けた課題や今後の方向性について、議論を進めてきたところ、「社会保障審議会福祉部会報告書」(令和7年12月18日(※2))等においては、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくこと、そのために、各市町村の実情に応じた方策・選択肢を提示するという大きな方向性が示された。これに沿って、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、以下のとおり今後の対応の方向性が提示されている。

1. 包括的な支援体制整備に向けた対応

(1) 包括的な支援体制整備の推進

(体制整備にあたり実施すべき施策の明確化、支援会議を活用可能な市町村の拡大、都道府県による伴走支援強化等)

(2) 重層的支援体制整備事業の質の向上

(検討プロセスの要件化、重層事業実施計画の定期的見直し、機能面・取組面評価を踏まえた財政支援の仕組み、事業評価指標の策定等)

2. 過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな事業の新設

(事業内容、対象地域、実施要件、補助の在り方等)

3. 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

(行政責務の明確化、福祉以外分野協働に係る事項を地域福祉計画の記載事項として明確化等)

(※2) 厚生労働省HP「社会保障審議会福祉部会報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html

- 2において、これらの方向性の詳細や、令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案におけるモデル事業等について示すので、包括的な支援体制の整備に係る検討プロセスにおいて、参考にされたい。

2. 包括的な支援体制の整備に向けた対応

(1) 包括的な支援体制整備の推進

- 前述のとおり、全ての市町村において包括的な支援体制の整備を推進する観点から、社会保障審議会福祉部会報告書等においては、以下の現状・課題認識と対応の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

（現状と課題）

＜包括的な支援体制の整備・支援の状況＞

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、市町村の実情に応じた支援の強化が課題となっている。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

＜地域づくり・地域との連携・協働＞

- 包括的な支援体制の整備が、相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、また、地域づくりのために具体的に何をすればよいかイメージができていない等の現状がある。このため、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に取り組みしていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

（対応の方向性）

＜市町村における包括的な支援体制の整備の推進＞

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげる方策を推進することが重要である。
- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等の方策を推進することが必要である。

＜都道府県における包括的な支援体制の整備の推進＞

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化することが必要である。あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

（対応の方向性）

＜福祉以外の分野との連携・協働＞

- （前略）あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

ア 包括的な支援体制整備にあたって実施すべき施策の明確化・既存制度の活用

- 福祉部会報告書において、包括的な支援体制の整備にあたって実施すべき施策を明確化することが必要とされていることから、厚生労働省においても、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能を備えることが重要であるとお示ししているところである。
- 包括的な支援体制を整備する上では、こうした機能をどのように備えるのか、各市町村において、地域の状況を把握・分析し、地域住民も含めた幅広い関係機関等との対話・協議等を通じて、地域の実情に応じた方策を検討するプロセス、そして、先述のとおり、目指す方向性をより明確にした上で体制整備を進めることが必要である。このため、厚生労働省においては、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）、実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、包括的な支援体制の整備を進める上で、目指す取組の方向性を整理しているところである。この調査研究においては、特に初期アウトカムを具体的に提示し、包括的な支援体制の整備に向けた体制面での変化が確認でき、検証見直しにつながられるようなロジックモデルを作成しており、追ってお示しする予定であるので、各市町村においては、この結果等も踏まえ、包括的な支援体制の整備を進められたい。なお、本調査研究の成果を踏まえ、次年度は複数の自治体において実証的な検証を行い、幅広い自治体で評価検証において効果的に活用できるツールの策定を進める予定である。この中では、特に重層的支援体制整備事業を実施することで、早期に効果が発現すると期待される項目等も整理を行う予定である。
- また、包括的な支援体制を整備する上では、まずは既存分野（介護・障害・子ども・生活困窮等）でどのような施策等が行われているかを把握し、これらを最大限活かしつつ、連携体制の構築を進めること、これが直ちには難しい場合には、事業等の活用により、既存分野間の役割分担の整理や支援関係機関等の連携を促すことを通じて、分野の縦割りを避け、連携した対応を行うことが重要である。
- 「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」においては、地域の実情に応じて、生活困窮者自立支援制度や地域包括ケアシステムなどをベースとしつつ、既存制度間の連携を深めることで包括的な支援体制の整備を促進する「既存制度活用アプローチ」が提言されている。生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであり、包括的な支援体制の整備において特に重要な役割を持つものである。令和8年度予算案においては、同制度による支援体制の更なる強化を図る観点から、以下の対応を行う予定であり、詳細は「第4 生活困窮者自立支援制度について」を参照されたい。

<主な改善内容>

○ 住まいに係る相談機能等の充実【拡充】

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

○ 認定就労訓練事業の普及促進【拡充】

就職氷河期世代等支援にも資するよう、研修等の機会を通じ、認定就労訓練事業の更なる普及促進を行うことで、認定就労訓練事業の活用を推進する。

○ 子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

子どもの学習・生活支援事業の基本基準額が長年据え置かれてきたことから、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。

(※) 後述の重層的支援体制整備事業も、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図り、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの(介護・障害・こども・生活困窮分野の各分野(メインシステム)あつてのサブシステム)であり、既存制度活用アプローチによる包括的な支援体制の整備を促進するものである。

イ 支援会議を活用可能な市町村の拡大

- 現行、社会福祉法に基づく支援会議については、重層的支援体制整備事業を実施している市町村のみにおいて組織できる規定となっているが、福祉部会等の議論も踏まえ、全ての市町村において、組織できることとすることを検討中である。法改正が必要な事項になるため、詳細は追ってお示しすることになるが、ご承知おきいただきたい。なお、社会福祉法に基づく支援会議において検討を行う場合は、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を検討する他の法律に基づく会議(生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議などを想定)での検討が困難である場合等に活用する趣旨であることも改めて明確化する予定であるため、ご承知おきいただきたい。
- また、現行の支援会議の運用について、高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)において、「社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。」「あわせて、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。」とされているところである。社会福祉法に基づく支援会議の構成員としても金融機関も想定されることや、社会福祉法に基づく支援会議から、例えば、認知症が疑われる者の状況等を把握している金融機関に対して必要に応じて情報提供を求めること等が想定されるため、自治体の実情に応じて、金融機関との連携を図っていただくよう、あわせてお願いする。

ウ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業及び同モデル構築支援事業（令和7年度補正予算）

- 前述のとおり、福祉部会報告書においては、包括的な支援体制の整備にあっては、
 - ① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能を備えることが重要であるが、これらの機能を備えるにあっては、地域だけで①を実施するのでもなく、支援関係機関だけで②を実施するのでもなく、市町村が中心となり、地域住民等・支援関係機関とともに、①～③を一体的に検討・実施することが重要である。
- その中で、③の地域と支援関係機関をつなぐ機能を充足させることは、
 - ・ 地域住民の生活課題が、支援関係機関での対応が困難になるまで解決されないまま、本人や家族が抱え込む・地域に留め置かれることを防ぐ観点
 - ・ 支援関係機関に配置する人材の確保が難しくなる中で、地域における支え合い機能を強化する観点等から特に重要となる。
- また、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある、とされている。
- このため、令和7年度補正予算において、市町村において、③及び①の機能の充足を、福祉以外の幅広い分野との連携協働により達成することができるよう、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」を創設し、同事業実施市町村において、モデル構築に向けた実証を行うこととしている。
- 事業目的・内容の詳細は以下のとおりであり、別途行う「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業」における有識者等による助言を踏まえながら、地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等と協働の上、「既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論」「地域住民との協議・実践」「検証・見直し」「地域連携・協働支援員の配置」、必要に応じて「地域活動団体等支援活動費の支給」を行う市町村に対し、これに要する費用の4分の3に相当する額の補助を行うこととしている。包括的な支援体制の整備手法を検討した結果、同事業により地域との連携・協働の在り方を実証し、モデル構築に必要な知見の提供を行っていただける市町村にあっては、令和8年度早期に実施に係る協議依頼を行うので申請をお願いしたい。（令和8年度に重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、同事業を実施する前提として求めている地域住民を含めた幅広い関係者との検討プロセスが、本事業の「既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論」と重複しているため、本事業の対象とはならない。）

【同モデル事業のイメージ】

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（イメージの補足）

事業の目的

- 地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。
⇒ 包括的な支援体制の整備の図（右）における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。
＝ 単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。
（１）地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、
（２）地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。
- 上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。
⇒ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等との協働が前提。

※ 本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が 既にある市町村での実施を想定。



事業内容詳細

- 本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。

①	既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論	②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
②	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
③	検証・見直し	実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
④	地域連携・協働支援員の配置	①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 (地域振興を主たる業務とする者(地域おこし協力隊、集落支援員等)との兼務は可。)
⑤	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。

- なお、「地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）、実施主体：全国コミュニティライフサポートセンター（CLC））では、地域活動の実践者・支援者、自治体、学識、関係省庁（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局、総務省）に参画いただき、福祉分野に留まらない、地域との連携・協働を促進するための効果的な支援方法等に係る調査研究を実施している。同調査研究の結果は、実施主体HP（※3）及び厚生労働省HPで公開予定であり、包括的な支援体制の整備にあたり地域との連携・協働の在り方やこれを促進するための支援策等を検討する際、検討の観点として参考にされたい。

（※3）全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）HP「研究事業」

<https://www.clc-japan.com/researches/>

エ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による支援強化

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法において、都道府県に対しても努力義務が課されているほか、市町村での整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこととされている。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 他方、福祉部会報告書においては、都道府県による市町村への伴走支援の強化や、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応について、都道府県の役割の明確化等を図る必要があるとされている。
- 上記を受け、管内市町村への支援の観点について、令和 8 年度の「包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業」に係る補助金の交付にあたっては、
 - ・ 令和 7 年度に引き続き、以下の①と②の取組を都道府県自ら実施した上で、
 - ・ 管内市町村の課題に応じた対応を促進するため、⑤の伴走的支援や専門職派遣を行った場合に、交付基準額の引き上げを行う。

【包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業 事業内容概要】

実施の前提	① 都道府県庁内・庁外連携に資する取組	② 管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討
	介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討
支援ニーズに応じて実施	③ 管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施	
	④ 管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築	
	管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣（※）	
	⑤ （※）・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助 ・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供 ・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言 ・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助 ・ 地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣 ・ 各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等	
	⑥ 地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催	
⑦ その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組		

【包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業 補助基準額】

- ・ 機能集約化アプローチへ移行予定の管内市町村に⑤の専門職派遣を行う場合：18,000 千円
 - ・ ⑤の伴走的支援を行う場合：12,000 千円
 - ・ いずれも行わない場合：8,000 千円
- なお、⑤の伴走的支援や専門職派遣については、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題の詳細を把握しながら、個々の市町村の支援策を検討・実践するのみならず、管内市町村全体に係る今後の支援策の立案や都道府県庁内の後方支援体制の見直しにも関係する業務であるため、都道府県が主体的に行うことが必要である。

上記の業務に直接的に関係しない、伴走的支援や専門職派遣にあたっての事務（支援対象市町村や派遣する専門職との連絡調整、支援記録等の資料作成等）を委託する場合は、

- ・ 委託内容が、明確かつ正確に特定されている
 - ・ 委託先に同事務に従事する常勤職員を配置する場合、同職員の勤務地を都道府県庁とする等、都道府県庁と一体性を持って業務を行っている
 - ・ 同事務に従事する職員の人件費等が、同事務として連絡調整や資料作成等に要した時間等に応じた按分計算を行うこと等により明確かつ正確に特定されている
- ことが客観的に確認できる場合、これに要する費用も同事業に係る補助金の補助対象とする。

また、個別の相談支援事例に係る助言等を行う、専門職団体等が雇用する専門職の派遣を当該専門職団体等に委託する場合は、

- ・ 委託内容が、明確かつ正確に特定されている
- ・ 派遣される専門職の人件費等が、派遣先での業務に要した時間等に応じた按分計算を行うこと等により明確かつ正確に特定されている

ことが客観的に確認できる場合、これに要する費用も同事業に係る補助金の補助対象とする。

【都道府県による伴走支援のためのノウハウ等の整理】

- また、「都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」（詳細は後述）において、都道府県が管内市町村の実情を丁寧に把握した上で、それに応じた体制整備に係る伴走的支援を実施することができるよう、国、都道府県、本事業の受託者が共同で市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走的支援を実施し、市町村の同体制整備に向けた支援を行うとともに、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後都道府県が市町村への支援を行うにあたってのノウハウ等の提示も行う予定である。都道府県が伴走支援を実施しやすい環境整備も図っていきたいと考えているため、ご理解・ご協力いただくようお願いする。

【都道府県キャラバンの活用】

- 令和7年度に引き続き、都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス、整備にあたって活用できる手段の例、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の評価検証の考え方等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する予定である。年度内に申込み用紙を配布するので、積極的に活用されたい。

（2）重層的支援体制整備事業の質の向上

- 重層的支援体制整備事業について、社会保障審議会福祉部会報告書等においては、以下の現状・課題認識と今後の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

(現状と課題)

<重層的支援体制整備事業の運用状況>

○ 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加しており、地域性を生かした創意工夫に富む実践もみられるものの、事業内容の質の向上が課題となっている。また、事業実施に先立つ関係者との検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。

○ また、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。

<生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係>

○ 重層的支援体制整備事業は、既存の各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、関係機関間の連携強化等を図ることで、包括的な支援を促進する体制整備のための事業であるが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。

○ このため、既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。

(対応の方向性)

<重層的支援体制整備事業の質の向上>

○ 事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。

○ 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。

○ 財政支援について、体制整備のみに着目した支援（人件費補助）から、機能面・取組面の評価を踏まえた支援の仕組みにすることが必要である。

○ こうした取組を通じて、重層的支援体制整備事業等による包括的な支援体制の機能強化を図ることが必要である。

○ これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要である。なお、評価は支援実績件数のみでなく、総合的に行うことを念頭に、今後検討することが重要である。また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、市町村の取組状況も多様であることを踏まえることが必要である。

ア 重層的支援体制整備事業の趣旨・目的、事業評価、プロセス、計画

○ 福祉部会報告書においては、事業内容の質や事業の趣旨目的が十分に浸透できていないことが指摘されている。

○ 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段で、

- ・ 介護・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
- ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
- ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）であるため、改めてご確認をお願いしたい（※4）。

(※4) 令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」により作成された「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」も参照されたい。

実施主体(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)HP

https://www.murc.jp/houkatsu_09/

- また、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証を行うようお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点や必要な実施プロセスの詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」(令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)、実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の結果等も踏まえ、追ってお示しする。(詳細は2(1)アを参照)
- また、事業実施にあたってのプロセスを要件化することや、重層的支援体制整備事業実施計画に目標評価に係る事項を記載することを必須化する予定である。プロセスや目標・評価は、制度改正後に詳細をお示しすることになるが、同調査研究の結果をベースとしつつ、更に詳細を検討していく予定であるため、ご承知おきいただきたい。
- なお、重層的支援体制整備事業実施計画に記載いただく事項については、事業の趣旨・目的を踏まえ、
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施によって目指す包括的な支援体制の方向性
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施により既存の支援関係機関の機能をどのように強化していくのか
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施により既存の支援関係機関同士の連携促進をどのように図っていくのか等が想定されるため、ご承知おきいただきたい。

イ 令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い、令和8年度以降の多機関協働事業の委託に係る取扱い、重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い(中長期的検討)等

- 多機関協働事業等に要する費用への交付割合・交付基準額の見直し、多機関協働事業の委託に係る見直しについては、「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて(令和8年度予算概算要求の考え方)」(令和7年11月21日当室事務連絡)、「令和8年度以降の多機関協働事業の委託に係る取扱いについて」(令和7年12月26日当室事務連絡)及び「重層的支援体制整備事業について」(令和8年1月26日)を参照いただくようお願いする。

- 厚生労働省としては、今回の見直しにより実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えているため、ご理解とご協力をいただくこと、改めてお願い申し上げます。また、各自自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層的支援体制整備事業をはじめ、地方自治体への支援を継続していく。
- なお、重層的支援体制整備事業への移行準備事業は、従前からお伝えしていたとおり、令和7年度末をもって廃止する。

3. 過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな事業の新設

- 社会保障審議会福祉部会報告書等においては、過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みを創設することが提言されている。具体的には、以下の現状・課題認識と今後の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

（現状と課題）

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる中で、福祉ニーズへの対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要がある。他方、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

（対応の方向性）

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みは、以下の内容とすることが必要である。なお、詳細については、引き続き、自治体の意見も聴きつつ、過疎地域等が直面する実態に対応できるよう検討を進めていくことが考えられる。

<相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み>

- 過疎地域等における介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく、機能別に構造化し、分野横断的に実施できるようにすることが必要である。このため、分野横断的な配置基準を設定した上で、担い手が不足している市町村においても配置可能な基準とすることが重要である。
- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化することが必要である。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のためのAIの活用方策等について、モデル事業での実施（注：後述のイ）を検討する。
 - ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい事例について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することのほか、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との

連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を推進する。

- 地域づくりについては、地域活動コーディネート機能と地域活動運営機能に構造化することが必要である。
 - ・ 地域活動コーディネート機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施（注；後述のイ）を検討する。
 - ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ なお、これらについては、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定される。
- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法（窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等）は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすることが必要である。

<相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業>

- 新たな仕組みにおいて実施する事業内容は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な内容とすることが必要である。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、相談支援・地域づくり事業とあわせて、地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施することが考えられる。
 - ※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的内容はモデル事業において検証（注：後述のウ）を行う。

<対象地域・実施要件>

- 人口規模、人口減少の進行度合い、人口密度等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県を通じて、国が確認することが必要である。
 - ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

<市町村への補助の在り方>

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすることが必要である。
 - ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減（市町村における介護・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。

ア 新たな事業の趣旨・概要

- 福祉部会報告書を踏まえ、小規模市町村においては、重層的支援体制整備事業が実施できていない現状等にも鑑み、人材確保が困難な小規模市町村においても包括的な支援体制整備の促進を図ることができる新たな事業を創設することを検討している。
- 本事業や重層的支援体制整備事業、または、事業を活用しない方法等も含め、地域の実情に応じた方策・選択肢を提示することで、全ての市町村において、それぞれの地域に沿った包括的な支援体制整備を促進していく。
- 具体的な事業内容については、以下も参照いただきたい。

【新たな仕組みの概要】

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための新たな仕組み（概要）

現状・課題

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。

※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。

※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）

新たな仕組み（概要）

- 小規模市町村（※）における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（仮称））を新設する。

【事業内容】

※ 対象地域は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・ 介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、分野横断的に実施。
- ・ 配置基準は分野横断的な一つの基準を定める（省令において規定）。

一体的に
実施

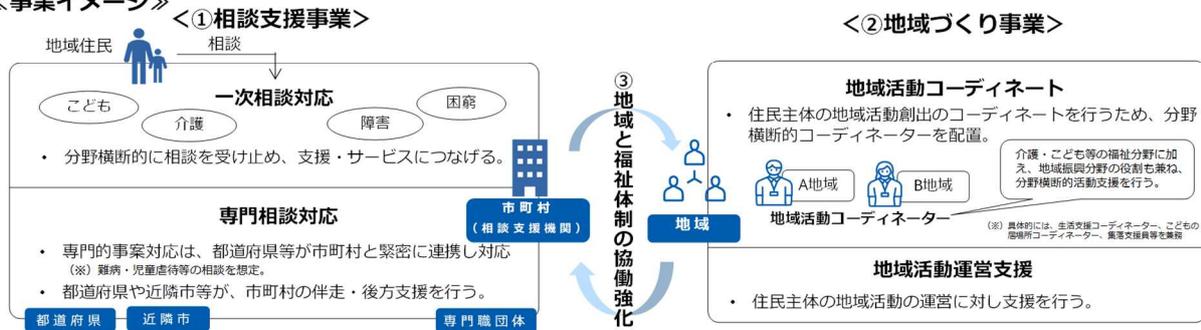
③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ・ 地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

※ 重層的支援体制整備事業は、分野毎の配置基準を満たしながら相談支援・地域づくり事業を実施する必要があるほか、相談支援・地域づくり事業に加えて、3つ追加的事业（多機関協働事業等）を実施する必要があるが、小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は簡素な仕組みとする。

※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

《事業イメージ》



地域運営組織と一体的に実施することも想定

イ 新たな事業と重層的支援体制整備事業との違い

- 重層的支援体制整備事業は、相談支援・地域づくり事業について、既存制度のそれぞれの配置基準を満たした上で事業を実施することに加えて、多機関協働等の3事業を一体的に実施する必要があるが、新たな事業は、相談支援・地域づくり事業について、分野横断的な一つの配置基準に基づき柔軟な実施を可能とし、あわせて地域と福祉支援体制の協働を推進する1事業のみを実施するものであり、小規模市町村の人材不足の実情も踏まえた簡素な内容としている（※）。

（※）重層的支援体制整備事業は、主に専門職等による相談支援の強化を図る事業であるが、本事業は、担い手が不足する市町村において、地域と協力しながら支援体制を確保していく趣旨の事業。

（※）その他、事務手続面も重層事業より簡素な内容とすることも検討中。

ウ 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業及び同モデル構築支援事業（令和8年度予算案）

- 「社会保障審議会福祉部会報告書」を受け、令和8年度予算案においては、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を計上し、機能集約化アプローチにおける相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う予定としている。

- 事業目的・内容の詳細は以下のとおりであり、別途行う「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」における有識者等による助言を踏まえながら、「包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認」し、機能集約型の相談支援・地域づくりの実施方法の検証を行う市町村に対し、これに要する費用の4分の3に相当する額の補助を行うこととしている。
- 上記の必要性の確認を行った上で、同事業により機能集約型の相談支援・地域づくりの在り方を実証し、モデル構築に必要な知見の提供を行っていただける市町村にあっては、令和8年度早期に実施に係る協議依頼を行うので申請をお願いしたい。（令和8年度に重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、同事業を活用した既存制度活用アプローチによる包括的な支援体制の整備が進められていることや、検討中の新たな仕組みについては、同事業との選択制になることから、本事業の対象とはならない。）

【同モデル事業のイメージ】

新規 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
（※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
（※）本事業を実施する上で体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ 其後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 <small>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C T を活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</small>
② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 <small>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。</small>

4. 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- 前述のとおり、包括的な支援体制とは、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことであるが、地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、その解決にあたっては、様々な分野と連携・協働することが極めて重要である。
- 他方、福祉部会報告書においては、多くの自治体においては福祉分野内での連携にとどまっており、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった関連分野と連携している市町村は少ない。このため、「包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である」「地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要である」とされている。
- こうした提言も踏まえ、引き続き、包括的な支援体制整備を図る上では、福祉分野にとらわれず地域住民本位の支援が可能となるよう、幅広い分野との連携を促進いただくようお願いする。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

（3）地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

（現状と課題）

<福祉以外の分野との連携・協働>

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与すると共に、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現にあたり極めて重要な視点。
- 他方、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。

<福祉以外の分野との連携・協働>

- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である。
- 地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要である。あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

- なお、連携にあたっての参考として、厚生労働省ホームページにおいて、他省庁等が実施する関連施策をまとめている（※5）ので参考にされたい。

（※5）厚生労働省HP「他省庁等が実施する、地域共生社会の実現に資する施策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66057.html

5. 厚生労働省による包括的な支援体制の整備の推進

- 市町村や都道府県における包括的な支援体制の整備及び推進に係る課題を踏まえ、2の(2)に記載の「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業」に加え、「都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」において、
- ① 市町村の管理職を対象とする、
 - ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性、包括的な支援体制整備の手法などの基礎的な知識を習得した上で
 - ・ 実際に、自分たちの市町村において、地域の実情に応じた体制整備を行うために具体的な行動（関係者との合意形成・組織変革の働きかけ等）ができるようになることを目的とした研修
 - ② 都道府県の包括的な支援体制の整備担当を対象とする、
 - ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や、包括的な支援体制の整備の手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性などの基礎的な知識を習得した上で、
 - ・ 実際に、自分たちの都道府県の管内において、管内市町村の支援ニーズを踏まえた具体的な行動・支援を講じることができるようになることを目的とした研修
 - ③ 都道府県が管内市町村の実情を丁寧に把握した上で、それに応じた体制整備に係る伴走的支援を実施することができるよう、国、都道府県、本事業の受託者が共同で市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走的支援を実施し、市町村の同体制整備に向けた支援を行うとともに、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後都道府県が市町村への支援を行うにあたってのノウハウ等の提示を行うことを予定している。
- 今後市町村及び都道府県に求められるのは、市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材であり、①及び②はこの人材像に照らして設計した研修であるため、積極的な受講をお願いしたい。

【参考：カリキュラム案】

(1) 市町村管理職向け研修

- 研修目的：
地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性、包括的な支援体制整備の手法などの基礎的な知識を習得した上で、実際に、自分たちの市町村において、地域の実情に応じた体制整備を行うために具体的な行動（関係者との合意形成・組織変革の働きかけ等）ができるようになること等を目的とする。
- 研修対象者：市町村の管理職（部課長級）
- 研修開催時期：令和8年9月～令和9年1月
- 開催回数：6回
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：50名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解：45分
 - ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：60分程度
 - ・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性：60分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度
 - ・ 修了確認レポート作成：15分程度

(2) 都道府県担当者向け研修

- 研修目的：
地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や、包括的な支援体制の整備の手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性などの基礎的な知識を習得した上で、実際に、自分たちの都道府県管内において、管内市町村の支援ニーズを踏まえた具体的な行動・支援策を講じることができるようにすることを目的とする。
- 研修対象者：都道府県の包括的な支援体制の整備に係る担当者
- 研修開催時期：令和8年9月～令和9年1月
- 開催回数：2回
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：20名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：75分程度
 - ・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性：45分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度

4. おわりに

- 地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備は、地域住民の生活に直結するものであり、各市町村において「わがまちでどのように生きていきたいか、わがまちをどのようなまちにしていきたいか」、求める地域像や活用できる社会資源等が異なる中で、これを検討することなしに／「何のために行うのか」を明確にすることなしに事業等を行っても、地域や住民にとって生活が「よくなる」ことにはつながらない。
形の見える事業等にのみとらわれず、改めて既存制度等や地域資源を把握・分析した上で、わがまちのためにどういった体制を構築し、何をすべきか、そのために必要とされる費用の規模は適切か、地域住民を含めた幅広い関係機関等とともに検討し、常に目的に照らした見直しを行うことをお願いしたい。

- なお、検討にあたって参考となる資料は、厚生労働省HP（地域共生社会の推進（※6））に掲載しているもので、必要に応じて参照されたい。

（※6）厚生労働省HP「地域共生社会の推進」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/ch_iikikyosei/index.html

第2 生活困窮者自立支援制度について（生活困窮者自立支援室）

1 居住支援について

居住支援の強化は、生活困窮者支援における最重要課題のひとつであり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「困窮法等改正法」という。）の重要な柱である。地域における包括的な住まい支援体制の構築に向けて、各自治体におかれては特段のご協力をお願いする。

【住まい相談支援員の配置について】

- 困窮法等改正法では、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化した。これを受けて、住まいに関する相談体制の強化のため、引き続き、自立相談支援機関に住まい相談支援員を配置した場合の加算を令和8年度予算案に盛り込んでいる。各自治体においては、住まい相談支援員の配置を積極的に検討いただきたい。
- 住まい相談支援員の主な役割は以下を想定している。
 - ・ 住まいの課題を中心とした相談支援
 - ・ 住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）や福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応
 - ・ 物件や支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等
- 地域の実情に応じて、住まい相談支援員を自立相談支援機関の他の支援員と兼務させたり、自立相談支援事業を委託により行う場合、住まい相談支援員を別の事業者（居住支援法人等）に再委託することも可能。

（令和8年度の住まい相談支援員の加算額（案））※令和7年度から変更なし

人口規模	加算額（円）
2万人未満	1,000,000
2万人以上～3万人未満	1,000,000
3万人以上～4万人未満	1,000,000
4万人以上～5.5万人未満	1,000,000
5.5万人以上～7万人未満	1,000,000
7万人以上～10万人未満	1,000,000
10万人以上～15万人未満	2,000,000
15万人以上～20万人未満	2,000,000
20万人以上～30万人未満	3,000,000
30万人以上～40万人未満	4,000,000
40万人以上～50万人未満	6,000,000
50万人以上～60万人未満	7,000,000

60 万人以上～70 万人未満	8,000,000
70 万人以上～80 万人未満	9,000,000
80 万人以上～90 万人未満	10,000,000
90 万人以上～100 万人未満	11,000,000
100 万人以上～110 万人未満	12,000,000
110 万人以上～120 万人未満	13,000,000
120 万人以上～130 万人未満	14,000,000
130 万人以上～140 万人未満	15,000,000
140 万人以上～150 万人未満	16,000,000
150 万人以上～160 万人未満	17,000,000
160 万人以上～170 万人未満	18,000,000
170 万人以上～180 万人未満	19,000,000
180 万人以上～190 万人未満	20,000,000
190 万人以上～200 万人未満	21,000,000
200 万人以上～210 万人未満	23,000,000
210 万人以上～220 万人未満	24,000,000
220 万人以上～230 万人未満	25,000,000
230 万人以上～240 万人未満	26,000,000
240 万人以上～250 万人未満	27,000,000
250 万人以上～260 万人未満	28,000,000
260 万人以上～270 万人未満	29,000,000
270 万人以上～280 万人未満	30,000,000
280 万人以上～290 万人未満	31,000,000
290 万人以上～300 万人未満	32,000,000
300 万人以上	32,000,000

【居住支援事業の実施の推進について】

- 困窮法等改正法では、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、令和7年度から「居住支援事業」のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務化した。各自治体においては、引き続き、地域の実情を把握した上で、居住支援事業の積極的な実施をお願いしたい。
- 特に、自立相談支援機関等で受け止めた住まいに関する相談に対応していく中で、入居のための支援や入居後の見守り・生活支援等を行う体制を整備することが重要となることから、地域居住支援事業を活用して、これらの支援を必要とする者に確実に支援を提供いただきたい。
- 地域居住支援事業に関しては、シェルター退所者以外にも、持ち家がある者を含めて、居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態の者についても事業の対象となることや、原則1年を超えない範囲としている支援期間について、対象者の状態に応じて柔軟に延長できることに留意いただきたい。

【居住支援法人との連携について】

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対して、
 - ・登録住宅の入居者への家賃債務保証
 - ・賃貸住宅への円滑な入居に係る住宅情報の提供・相談
 - ・見守りなどの生活支援

等を行う法人として都道府県が指定する法人である。

(全国の居住支援法人の一覧の掲載先)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

- 困窮法等改正法では、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務としているため、各自治体においては、支援会議や支援調整会議に居住支援法人の参画を依頼するほか、住まい相談支援員や地域居住支援事業を居住支援法人に委託する等の方法により、連携を強化いただきたい。

【居住支援協議会への参画について】

- 居住支援協議会とは、自治体や不動産関係団体、居住支援関係者、福祉関係者等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を行うものである。

(全国の居住支援協議会の一覧の掲載先)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）において、各自治体における居住支援協議会の設置が努力義務化されたとともに、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることが法律上明確化された。
- 居住支援協議会が設置されていない自治体においては、住宅部局や地域の関係者と連携し、居住支援協議会の設置を進めていただくようお願いする。居住支援協議会が既に設置されている自治体においては、生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関等が居住支援協議会に積極的に参画し、福祉と住宅が連携した居住支援体制の整備に努められたい。

【居住サポート住宅の認定手続の推進について】

- 住宅セーフティネット法等改正法において、今後、高齢者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが更に高まることが見込まれることや、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居後の課題に対して不安を持っている方がいること等を背景として、居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の認定制度が創設された。
- 認定主体である福祉事務所設置自治体においては、住宅部局と福祉部局が適切に

役割分担を行い、連携して認定審査等を行うことが重要であるため、「居住サポート住宅認定制度 認定審査マニュアル」を踏まえ、認定事務の実施を進められたい。

【「すまこま。」との連携について】

- 厚生労働省においては、不安定居住者に対する支援情報サイトを開設するとともに、電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を委託により設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につなぐといった支援を実施してきた。これまでの実施状況を踏まえ、住まいに課題を抱えている不安定居住者は、総じて、就労や家計等、生活全般に課題を抱える場合がある。また、若者の場合は自ら相談窓口に行かず、深刻な状態になってから顕在化する場合があることから、令和8年度においては、事業内容を拡充し、不安定居住者のみならず、若者含め生活困窮者の困りごとに対して幅広く対応する予定である。
- 各自治体においては、「すまこま。」から生活困窮者等に関する相談内容等の情報提供があった場合に、まずは生活困窮者本人から状況について丁寧に聞き取り、相談支援を行った上で、必要に応じて適切な支援へつなぐなどの対応をお願いする。

【ホームレスの実態に関する全国調査について】

- 令和8年度においても、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体においてはご協力をお願いする。
- また、令和8年度には5年に一度のホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を実施予定である。調査の詳細等については、今後検討することとしているが、調査対象となった自治体においては、本調査の実施についても併せてご協力をお願いする。

2 就職氷河期世代に対する支援について

就職氷河期世代に対する支援については、令和7年6月に、関係閣僚会議において「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」が決定され、認定就労訓練事業や家計改善支援事業の活用が挙げられている。就職氷河期世代に対する支援について、各自治体におかれては特段のご協力をお願いする。

【認定就労訓練事業の積極活用について】

- 管内の認定就労訓練事業所の情報を把握しておらず、認定就労訓練事業の活用ができないといった状況も見受けられるため、都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の市区町村や自立相談支援機関に対して、認定就労訓練事業所の情報共有をお願いしたい。
- 自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用勧奨を促進するため、認定就労訓練事業の活用方法や利用者とのマッチング推進に関する研修等の実施を予定している。

- 認定就労訓練事業の利用促進を図るため、認定就労訓練事業の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を令和7年度補正予算に計上している「就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業」で実施している。詳細は実施要綱を参照されたい。
- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体におかれては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただくとともに、就職氷河期世代等の支援としても積極的に認定就労訓練事業を活用していただきたい。

【家計改善支援事業の活用について】

- 家計改善支援事業の全国実施に向け、自治体コンサルティング事業により、未実施自治体がある都道府県に国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供を行うこととしている。また、「就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業」により、家計改善支援事業を未実施の自治体において、都道府県が主体となって時限的に事業を実施し、事業の空白区をなくす支援メニューを令和7年度補正予算に計上している。
更に、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」（令和7年度補正予算）において、家計改善支援の質の向上に関する取組に対する支援メニューについても盛り込んでいることから、これらの支援メニューを積極的に活用されたい。

3 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善について

- 生活困窮者自立支援制度の各事業に携わる支援員等の処遇については、事業の実施主体である自治体において、事業委託の契約内容等の中で適切に勘案いただいているものと承知しているが、引き続き、物価上昇等を踏まえ、支援員等の適正な処遇を確保した事業委託契約の締結や会計年度任用職員の給与設定等を行っていただきたい。本件については、「自立相談支援事業等を委託する際の留意事項等について」（令和8年1月23日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてもお願いしているところであり、当該事務連絡についても改めてご承知おき願いたい。
- 特に、令和8年度の事業実施に当たって、物価上昇等を考慮した上で支援員の処遇改善等を実施することに伴い、事業の所要額が増加し、国庫負担（補助）基準額を超過することも想定される。このような場合には、委託先の賃金体系、処遇改善の状況等が分かる資料等を添付の上で個別に協議をいただき、その必要性が確認できれば、予算の範囲内で所要の財政措置を行うこととしている。このため、各自治体におかれては、物価上昇等を踏まえた支援員の処遇改善の対応を積極的に実施いただくようお願いしたい。
- また、委託先選定時の具体的な留意事項等については、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて」（令和6年6月24日付け社援地発0624第1号厚

生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)においてお示ししていることから、自立相談支援事業の委託先の選定等に当たって、参考にしていただきたい。

- 本ガイドラインで記載されている内容のうち、特に以下の点については特段の留意をお願いする。
 - ・ 委託先の選定は、価格だけではなく事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましいこと
 - ・ 契約期間については、事業の継続性を確保する観点から複数年度契約を行うことも考えられること
 - ・ 支援の質の向上の観点から、支援員の処遇改善の仕組みを設けていることを評価することも考えられること
- なお、法に基づく他の事業を委託する場合にも、当該事業の性格を踏まえつつ本ガイドラインを参考とされたい。

4 関係機関との連携について

生活困窮者が抱える課題は複合的であることから、支援会議等の会議体も活用し、福祉分野に止まらず、幅広い関係機関との連携に取り組んでいただきたい。

【支援会議の設置の推進について】

- 令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行により、支援会議の設置が自治体の努力義務となっていることから、未設置自治体においては、支援会議の趣旨目的についてご理解の上、早期の設置をご検討いただきたい。設置に当たっては、厚生労働省ホームページに掲載している支援会議の立ち上げ事例を参考にされたい。
(支援会議の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>
- また、法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく支援会議、生活保護法における調整会議について、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることが努力義務とされていることについても留意いただきたい。
- なお、困窮法等改正法の施行にあわせて、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(平成30年10月1日付け社援地発1001第15号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を廃止し、新たに「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(令和7年4月1日付け社援地発0401第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、令和7年5月14日一部改正。)を発出している。当該通知においては、上記努力義務化を踏まえた見直しを行ったほか、支援会議における情報共有について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)との関係を整理・明確化(※)していることから、各自治体におかれては改正後の通知を改めてよくご確認の上、本ガイドラインについて、ご活用いただきたい。

※ 個人情報保護法との関係の整理・明確化について

(1) 個人情報の取扱いの原則と例外

- ・ 生活困窮者の個人情報を関係機関等と共有する際には、個人情報保護法に基づき本人の同意を得ることが基本。
- ・ 他方、本人が支援を求めることができないことに相当の理由があつて同意を得ることが困難であると支援会議の構成員が判断した場合には、例外的に本人の同意がなくとも支援会議において生活困窮者の個人情報の共有が可能。例外に該当すると判断する際の考え方・整理（下記(2)参照）をガイドラインに反映。
- ・ なお、支援会議で取扱う事例は、本人の同意を得ることが困難なケースが主に想定されるところ、今般の通知の改正はあくまでも個人情報保護法との関係を整理・明確化するものであり、各自治体における従前からの取組・運用を妨げることが目的としたものではない。

(2) 個人情報保護法との関係の整理

以下の場合には個人情報保護法上の例外（本人同意なく生活困窮者の個人情報の共有が可能な場合）に該当することを明確化。

① 法令に基づく場合

以下 i) ～ iii) の全てに該当すると支援会議の構成員が判断した場合は、法第9条第4項に基づく情報の提供（支援会議における生活困窮者の個人情報の共有）が個人情報保護法上の例外である「法令に基づく場合」に該当するものとして本人同意なく支援会議における情報共有が可能。

i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

iii) 支援会議の構成員の間で情報共有する必要がある場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

【生活困窮者へのアウトリーチの実施について】

- 生活困窮者の中には、様々な事情により相談窓口に来訪することが困難な者や、相談窓口の存在を知らない者がいることが考えられる。そのため、自立相談支援機関等で相談を待つだけでなく、関係機関とも連携し、地域に出て、積極的に生活困窮者の把握を行い、早期かつ確実に支援につなげることが重要である。
- 困窮法等改正法においては、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催や、地域住民の交流拠点（いわゆる地域の「居場所」等）との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況を把握すること（アウトリーチ）を自治体の努力義務とした。
- 具体的な連携方法としては、下記の方法が考えられる。

① 支援会議の開催

地域で関係機関等が把握している、生活困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討

② 地域の「居場所」との連携

自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（生活困窮が疑われる者を含む。）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼するほか、自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施することが考えられる。地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める。

③ 家庭等への訪問

上記①②等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、当該生活困窮者の自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする。

- 各自治体においては、地域の実情に応じた創意工夫により、生活困窮者へのアウトリーチに取り組んでいただきたい。

【保護の実施機関との連携について】

- 令和7年度から、特定被保護者に対する生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業による支援が実施されているため、「生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針」（令和7年厚生労働省告示第133号）等も参考に、保護の実施機関との連携を行うようお願いする。
- 「特定被保護者」とは、被保護者であって①～③のいずれかに該当する者である。
- ① 当該被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなるものが相当程度見込まれる者
- ② 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施していない場合において、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者
- ③ 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施している場合において、特段の事情があり、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者
- なお、事業利用開始後も、保護の実施機関（福祉事務所）は特定被保護者に対して、継続的に支援に関与することとする。
- 特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援に当たっては、事前に、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、事業実施者等の間で、事業の利用に関する手続き等を調整し、関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。

【関係機関との連携に関する通知について】

- 生活困窮者を確実に相談窓口につなげるため、自立相談支援機関等と関係機関と

の具体的な連携方法について、これまで連携先ごと（※）に通知等によりお示してきた。各自治体においては、これまでの関係通知等をご確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。

※ 生活保護制度、居住支援協議会、公共職業安定所、教育施策、障害保健福祉施策、介護保険制度、年金、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ひきこもり地域支援センター、更生保護制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、自殺対策、税務部局、公営住宅、水道事業、重層的支援体制整備事業、こども施策、困難な課題を抱える女性への支援施策、孤独・孤立対策など

5 自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援制度の中核となる自立相談支援事業については、予算事業や国からの情報提供等も活用し、引き続き効果的かつ効率的な実施を進めていただきたい。

【就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的な実施について】

- 効果的・効率的な支援のため、困窮法等改正法において、令和7年度から、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化されている。各自治体においては、地域の実情に応じた一体的な事業の実施を進めていただきたい。
- 具体的な一体的実施の方法については、例えば以下の方法が考えられる。
 - ① 相談時の連携
自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ② 自立支援計画の策定時における連携
自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
- 上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられ、各自治体においては、地域の実情に応じた一体的な実施の方法について検討を進めていただきたい。
 - ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす
 - ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
 - ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載いただく予定）

- 3事業のうち複数を同一事業者に委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要である。各事業を別の事業者に委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築されたい。

【生活困窮者自立支援の機能強化事業の活用について】

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図るための予算を令和7年度補正予算に計上していることから、各自治体においては積極的な活用を検討されたい。

【ICT活用の推進について】

- 新型コロナウイルス感染症拡大期には、関係者間での対面での協議や打合せが難しかったことから、オンラインを活用した非対面での情報共有の仕組み等が模索された。これに加え、若年層や外国籍の相談者、相談窓口に来訪することが困難な者等が相談しやすい環境整備のため、ICTの活用の重要性が高まっている。
- 「自立相談支援機関におけるICTを活用した効果的な取組例について（情報提供）」（令和6年6月24日付け当室事務連絡）において、ICTを活用した相談支援（メールやLINEによる相談対応、オンライン会議システムの活用、オンラインの居場所づくり、多言語対応等）や関係機関との情報連携の事例を紹介しているので、参考としていただきたい。

6 任意事業の全国的な実施の推進について

法においては、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施が努力義務とされ、また、困窮法等改正法では、居住支援事業のうち地域の実情に応じて必要な事業の実施が努力義務化された。子どもの学習・生活支援事業も含め、未実施の任意事業がある自治体においては、令和7年度補正予算に計上している「就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業」も活用し、早期の事業実施をご検討いただきたい。

【就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業の全国実施のための指針の策定について】

- 困窮法等改正法の施行に伴い、国として、就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針（告示）策定し、これら3事業の立ち上げや事業実施のために都道府県が管内自治体に対して行うことが考えられる支援、関係機関等との連携や地域づくり等に当たっての考え方などをお示ししている。
- 3事業を未実施の自治体はもちろん、実施済みの自治体におかれても、本指針を参考としていただき、効果的な事業の実施に取り組んでいただきたい。

【就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業の活用について】

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施していない自治体の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指すための予算を令和7年度補正予算に計上している。本事業は国庫補助率 10/10 であることから、管内に各事業を実施していない自治体がある都道府県におかれては、本事業の実施を積極的に検討されたい。また、本事業の実施に当たっては、都道府県向けのコンサルティング事業を合わせて活用することとしており、これまでに導入支援を実施した都道府県の職員や、各事業の立ち上げを行った自治体職員、各事業の実践者等を定期的に派遣し、助言等を行うこととしている。

【共同実施・広域実施の推進について】

- 生活困窮者の自立の支援に当たっては、任意事業の実施により支援メニューを増やすことが重要である一方で、任意事業については、地域に十分な支援ニーズがないことや、活用可能な社会資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられる。そのような自治体においては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施により事業を実施することが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに掲載している各任意事業の立ち上げ事例の中にも、共同実施・広域実施の事例があるので、特に都道府県におかれては、これらの事例も参考に、管内の未実施自治体における共同実施・広域実施を推進いただきたい。
(各任意事業の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

7 自治体職員や支援員向けの支援について

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度に関わる自治体職員や支援員のバーンアウト防止、支援の質向上の観点から、人材育成は必要不可欠である。

【自治体コンサルティング事業の実施について】

- 令和元年度から、国の事業として、事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対して、知見を有する専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウの伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。
- 令和8年度は、①「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」を実施する都道府県及びその都道府県が「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」の対象とした自治体、②都道府県研修の質の向上について検討している都道府県に対して講師を派遣し、コンサルティングを実施する予定としている。

【人材養成研修の実施について】

- 令和7年度から全ての都道府県において都道府県研修を実施していただくこととしたところ、各都道府県におかれては、引き続き、令和8年度の研修実施に向けて準備を始めていただくようお願いする。
- 令和8年度の国研修においては、引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業（被保護者就労支援員研修と合同開催）、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業、生活困窮者自立支援制度の理念の醸成や人材育成における都道府県等の担当者の役割や自治体の体制整備のあり方について学ぶ研修の実施を予定している。
- 生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、令和7年度から、現任者向けの人材養成研修（ステップアップ研修）を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施しており、令和8年度においても同様に実施することを予定している。
- 各自治体におかれては、各研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

【都道府県による市町村支援について】

- 都道府県の責務として、管内自治体に対して、法に基づく事業を実施するために必要な助言や情報提供を行うことが法で規定されている。都道府県から市町村への具体的な支援内容としては、例えば、管内自治体からの相談の受付や課題の聞き取り、管内自治体向けの独自の研修や情報交換の場の企画、管内自治体の課題把握の支援、他県や他自治体における事業の実施体制等についての情報提供、事業の広域実施に向けた調整などが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに市町村支援の事例を掲載しているので、参考としていただき、各都道府県で管内自治体の支援に取り組んでいただきたい。

（市町村支援の事例の掲載先）※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

【みんなつながるネットワークについて】

- 全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を委託により開設し、生活困窮者支援に関するイベントの情報や研修教材、厚生労働省からの通知や事務連絡など、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、整理して掲載している。
- 本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では支援に役立つ情報が共有されているほか、情報共有のための掲示板もあるので、支援員等への周知をお願いする。
- また、各地で開催されるイベント情報など、掲載依頼を随時受けることが可能であるため、本サイトを積極的に活用いただき、支援に役立つ情報の共有を図ってい

ただきたい。

(困窮者支援情報共有サイト (みんなつながるネットワーク))

<https://minna-tunagaru.jp/>

【全国研究交流大会について】

- 例年、生活困窮者自立支援制度に携わる支援員の支援スキル向上を図るとともに、自治体の枠を超えた交流の場を設けることを目的として、生活困窮者自立支援全国研究交流大会を実施しており、令和8年度も実施を予定している。自立相談支援機関等の支援員だけでなく、生活困窮者自立支援制度を担当する行政職員の積極的な参加をお願いする。日時・場所等は、決まり次第お知らせする。

8 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について

生活困窮者の自立のためには、多様な就労や社会参加の機会を確保することが必要であるため、日頃から地域の企業・事業所や労働部局、地域の関係団体との連携を深めていただきたい。

【就労準備支援事業の就労体験先への交通費について】

- 就労準備支援事業（就労準備支援プログラム）における就労体験の利用促進を図るため、就労体験の際の交通費の負担軽減に資する支援を令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象としている。詳細は実施要綱を参照されたい。

【認定就労訓練事業（中間的就労）の推進について】

- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体におかれては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただくとともに、就職氷河期世代等の支援としても積極的に活用していただきたい。
- また、法により、自治体は、認定就労訓練事業者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされているため、「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和5年4月17日付け当室事務連絡）に記載されている取組事例や、「認定就労訓練事業の実態調査の集計結果（御報告）及び更なる認定就労訓練事業の推進について（協力依頼）」（令和8年1月28日付け当室事務連絡）に記載している認定就労訓練事業所の概要（平成30年度～令和6年度において生活困窮者の受入実績があり、かつ、今後販売・受注可能な製品・サービスの内容に記載があったもの）も参考に、優先発注の増大に努めていただきたい。
- 令和7年度補正予算に認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、「就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業」の中で、認定就労訓練事業の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を計上している。詳細は実施要綱を参照されたい。

【地域職業能力開発促進協議会について】

- 地域職業能力開発促進協議会とは、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会である。
- 職業能力開発促進法に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等と連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に検討いただきたい。

9 子どもの学習・生活支援事業について

各自治体においては、生活困窮者世帯等の子どもに対する、学習面及び生活面の両面からの保護者も含めた世帯全体への包括的な支援に引き続き取り組んでいただくとともに、事業を未実施の自治体におかれては事業実施を積極的に検討いただきたい。

【子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインについて】

- 本事業の立ち上げ及び支援の質の更なる向上や学習支援と生活支援の一体的実施を促進するため、令和6年度社会福祉推進事業において、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」を取りまとめ、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインについて」（令和7年6月9日付け社援地発0609第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）で周知した。
- 子どもの貧困連鎖の防止や世帯が抱える複合的な課題の改善のためには、学習支援を行うだけではなく、居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援、親への養育支援といった生活支援も行うことが効果的である。
- そのため、令和7年度から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求めている。
- 各自治体におかれては、本ガイドラインも参考に、引き続き、こども施策や教育施策、他の学習支援事業等との連携を図り、地域の実情に応じた創意工夫のある事業の推進に努めていただきたい。

【子どもの学習支援等強化学業の活用について】

- 物価高騰等の影響が依然として続き、生活困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、子どもの学習・生活支援事業において、モデル的に、体験格差の解消等に取り組むとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備として、事業を実施していない自治体の立ち上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代への学習支援を実施することとし、子どもの体験格差の解消等を図るための予算を令和7年度補正予算に計上している。各自治体においては、本事業の活用を積極的に検討されたい。

【基本基準額の見直しについて】

○ 子どもの学習・生活支援事業の国庫補助の基本基準額については、平成27年度の事業創設時から据え置かれていたところ、「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（令和7年6月13日閣議決定）の「第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現」の「4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」において、長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として挙げられたことを踏まえ、令和8年度予算案においては、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行うこととし、下表のとおり見直しを行う予定である。各自治体においては、これを念頭に、支援員等の適正な処遇を確保した事業委託契約の締結等を行っていただき、必要な予算の確保をお願いする。

(令和8年度の基本基準額(案))

人口区分(人)	現 行 (円)	令和8年度 (円)
1 ~ 19,999	3,000,000	3,200,000
20,000 ~ 29,999	4,200,000	4,500,000
30,000 ~ 39,999	5,000,000	5,400,000
40,000 ~ 54,999	6,200,000	6,600,000
55,000 ~ 69,999	8,200,000	8,800,000
70,000 ~ 99,999	9,700,000	10,400,000
100,000 ~ 149,999	11,800,000	12,600,000
150,000 ~ 199,999	14,900,000	16,000,000
200,000 ~ 299,999	18,700,000	20,000,000
300,000 ~ 399,999	22,400,000	24,000,000
400,000 ~ 499,999	25,500,000	27,300,000
500,000 ~ 599,999	30,900,000	33,100,000
600,000 ~ 699,999	35,200,000	37,700,000
700,000 ~ 799,999	39,400,000	42,200,000
800,000 ~ 899,999	43,700,000	46,800,000
900,000 ~ 999,999	47,900,000	51,300,000
1,000,000 ~ 1,099,999	50,500,000	54,100,000
1,100,000 ~ 1,199,999	52,200,000	55,900,000
1,200,000 ~ 1,299,999	53,800,000	57,600,000
1,300,000 ~ 1,399,999	55,300,000	59,200,000

1,400,000	～	1,499,999	56,900,000	61,000,000
1,500,000	～	1,599,999	58,500,000	62,700,000
1,600,000	～	1,699,999	60,200,000	64,500,000
1,700,000	～	1,799,999	61,700,000	66,100,000
1,800,000	～	1,899,999	63,300,000	67,800,000
1,900,000	～	1,999,999	64,900,000	69,500,000
2,000,000	～	2,099,999	65,900,000	70,600,000
2,100,000	～	2,199,999	67,500,000	72,300,000
2,200,000	～	2,299,999	69,200,000	74,100,000
2,300,000	～	2,399,999	70,800,000	75,900,000
2,400,000	～	2,499,999	72,300,000	77,500,000
2,500,000	～	2,599,999	73,400,000	78,600,000
2,600,000	～	2,699,999	75,500,000	80,900,000
2,700,000	～	2,799,999	77,700,000	83,200,000
2,800,000	～	2,899,999	79,800,000	85,500,000
2,900,000	～	2,999,999	81,900,000	87,700,000
3,000,000	～		85,000,000	91,100,000

10 広報について

法では、国及び自治体に対し、制度の周知に関する努力義務が規定されており、生活困窮者が早期に必要な支援を受けられるよう、広報に努めていただきたい。

【国によるリーフレットについて】

○ 困窮法等改正法の施行に伴い、国において、改正内容を反映した生活困窮者自立支援制度を紹介する一般向けのリーフレットを作成し、自治体に共有しているため、各相談窓口に配架いただく等によりご活用いただきたい。あわせて、転居費用の補助も含めた住居確保給付金に関するリーフレットも別途作成して共有しているため、こちらもご活用いただきたい。

【生活困窮者自立支援室ニュースレターについて】

○ 厚生労働省生活困窮者自立支援室では、自治体担当者や支援者の方向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているため、ぜひご覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを紹介いただきたい。

(これまで発行したニュースレターの掲載先)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

11 生活困窮者自立支援統計システムについて

国においては、生活困窮者自立支援統計システムに入力されたデータを元に、各自治体における補助金（負担金）の所要額を算定するとともに、政策立案や次年度以降の予算要求を検討しているため、各自立相談支援機関において支援に係る情報を確実に入力いただくよう、各自治体からも働きかけをお願いします。

なお、システムへの入力方法等については、以下のサイト内の支援員限定ページに研修動画を掲載しているため、こちらもあわせて参考とされるようお願いする。

（困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク））

<https://minna-tunagaru.jp/>

【住まい相談支援の帳票搭載・データ共有機能の追加搭載について】

- 現在、自立相談支援事業において導入している生活困窮者自立支援統計システムにおいて、住まいに関する相談への効果的かつ円滑な支援の実施及び支援状況の迅速な把握を可能とするため、令和8年度から、自立相談支援事業帳票へ住まいに関する項目を新たに追加するとともに、それに伴う統計機能等を追加搭載することとしている。
- また、これまで支援ツールの入力は自立相談支援機関のみで可能となっていたところ、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施機関においても、自立相談支援機関から該当者のデータを共有した上で、支援ツールへの入力が可能となるよう、データ共有機能を追加搭載することとしている。
- スケジュールや導入方法等の詳細については別途お知らせする。

12 事業評価について

法に基づく各事業については、その手引きにおいて、年度ごとに事業の実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすこととしているため、各自治体においてはしっかりと事業評価を実施いただきたい。

【改革工程表に基づく目安値について】

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降の3年間の国のKPIについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、国の予算事業等も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。
- なお、令和8年度以降の目安値については別途お知らせする。

(令和5年度から令和7年度までの目安値)

	K P I	目安値※	参考 (実績)		
			(R3)	(R4)	(R5)
新規相談受付件数	年間 40 万件	27 件	36.6 件	23.4 件	19.5 件
プラン作成件数	新規相談受付 件数の 50%	14 件	9.7 件	6.6 件	6.2 件
就労支援対象者数	プラン作成 件数の 60%	8 件	5.2 件	3.8 件	3.0 件
就労・増収率	75%	75%	35%	43%	51%
自立に向けての改 善が見られた者の 割合	90%	90%	79%	81%	80%

※ 人口 10 万人・1 か月当たりの目安値を設定。人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

【「振り返りガイド（案）」の活用について】

- 令和3年度に総務省行政評価局が福祉事務所設置自治体に対して実施した調査において、生活困窮者自立支援制度における事業評価の実施率は約4割、さらに評価結果を事業の改善につなげている自治体は少数であり、事業評価の方法や制度の効果の把握に苦労しているなどといった実態が見られた。
- こうした調査結果も踏まえ、令和5年度社会福祉推進事業において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業における「振り返り」を行う際のヒントをまとめた「振り返りガイド（案）」を作成し、「生活困窮者自立支援制度の事業の評価の実施における「振り返りガイド（案）」の活用について」（令和6年4月25日付け当室事務連絡）により周知した。
- 各自治体におかれては、この「振り返りガイド（案）」も活用しながら、事業評価を実施し、各事業の質の向上に努めていただくようお願いする。

13 その他

【いわゆる「闇バイト」問題への対応について】

- 昨今、社会的な問題となっているいわゆる「闇バイト問題」に関して、闇バイトに応募する背景の1つに生活困窮があることが指摘されている。
- こういった状況を踏まえ、令和6年11月には、厚生労働省のX、LINE、Facebookで、全国の自立相談支援機関の一覧について周知を行ったところである。
- 経済的困窮を背景に犯罪に加担してしまうことがないように、各自治体におかれて

は、自立相談支援機関等の相談窓口の周知について一層の取組をお願いするとともに、各相談窓口においては、生活困窮者からの相談に適切にご対応いただくよう重ねてお願いする。

【孤独・孤立対策について】

- 孤独・孤立対策の推進は、生活困窮者を早期に発見し、その者の抱える課題の深刻化を予防する観点からも重要である。
- 孤独・孤立対策の推進のためには民間団体の活動も重要であり、NPO等の活動を支援する施策として、（独）福祉医療機構において令和7年度補正予算を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業が実施されている。
- 自立相談支援機関における支援の強化については、令和7年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用して、各自治体において支援体制の強化をお願いする。

【いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について】

- いわゆる「旧統一教会」問題に関しては、令和6年1月19日に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や、一時生活支援事業（現・居住支援事業）による住まいの確保等の支援の実施などが盛り込まれた。
- 「旧統一教会」の問題に係る相談への対応については、「「旧統一教会」問題に係る相談対応マニュアル等について（情報提供）」（令和6年7月22日付け当室事務連絡）により相談対応マニュアル等を周知した。各自立相談支援機関におかれては、「旧統一教会」を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談対応マニュアル等も踏まえながら適切に対応いただきたい。
- 特に、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう引き続きご留意いただくとともに、必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携した対応をお願いする。
なお、これらの機関からの紹介等を受けて対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

【過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援について】

- 生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。
- これを受けて、令和2年度から、過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方に対して携帯電話等サービスを提供している事業者についての情報を自治体等に周知してきた。

- 令和7年10月には、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者について（情報提供）」により、自治体等に事業者についての情報提供を行ったところ、令和8年4月の改正携帯電話不正利用防止法施行規則の施行により、携帯電話の非対面契約に当たっては、本人確認が厳格化される予定であるため、施行に先んじて令和8年3月中に、事業者情報について改正事項を反映し、改めて最新の情報を提供する予定としている。各自治体におかれては、自立相談支援機関等の相談窓口で本情報提供を活用いただきたい。
- 令和8年4月の改正携帯電話不正利用防止法施行規則の施行により、携帯電話の契約に際して行われていた本人確認の方法は、以下のとおり変更される。
 - <廃止>
 - ・ 契約者がソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像の送信、写真付き本人確認書類（マイナンバーカード等）の画像を事業者に送信する方法
 - ・ 契約者が本人確認書類の写しを事業者に送付し、事業者から当該書類の写しに記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法
 - <見直し>
 - ・ 契約者が本人確認書類の原本を事業者に送付し、事業者から当該書類に記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法について、本人確認書類として使用可能な書類を、偽造・改ざん対策が施された書類（住民票の写し等）へ限定
 - ※偽造・改ざん対策が施されていない書類（生活保護受給証、生活保護受給者証明書等）は使用不可。
 - なお、「住民票の写し」とは、自治体窓口で発行されるものを指す。
 - <新設>
 - ・ 契約者がソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像、写真のない本人確認書類（顔写真のないマイナンバーカード等）に付属するICチップに記録された本人特定事項を事業者に送信し、事業者から当該書類の写しに記載されている契約者の住居に携帯音声通信端末設備等（SIMカードやサンキューレター等）を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付を受ける方法

緊急小口資金等の特例貸付等について

1 令和5年度決算検査報告における意見表示への対応について

会計検査院の令和5年度決算検査報告において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、厚生労働省に対して意見表示がなされたところ。

①フォローアップ支援について

都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化し、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、委託契約書や仕様書等に実施方法を明示するよう、都道府県社協に対して指導すること

②債権管理積立額の状況把握について

都道府県社協が適切にフォローアップ支援等を実施できるよう、厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること

③生活保護受給者に対する貸付について

貸付対象外であった生活保護受給者に対して、貸付が行われていないか検証するとともに、事後確認等を行うこと

これらの意見表示については、それぞれ以下のとおり対応をお願いしているところであり、管内都道府県社会福祉協議会等と連携の上、引き続き必要な対応をお願いする。

① フォローアップ支援については、「緊急小口資金等の特例貸付におけるフォローアップ支援の実施に当たっての留意点」（令和6年12月27日付け当室事務連絡）を踏まえて、各都道府県社協におけるフォローアップ支援の実施体制について確認・指導を進めるとともに、特に都道府県社協と市町村社協等の間の役割分担等の明確化にご配慮をお願いする。

なお、当該事務連絡の別添1「委託契約書・覚書」については、令和7年3月に差替版を発出していることから、委託契約書や覚書の締結に当たっては、差替版を活用されたい。

② 債権管理積立額の状況把握については、「緊急小口資金等の特例貸付における債権管理事務費の実績報告について」（令和7年3月24日付け社援発0324第10号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、各都道府県社協の債権管理積立額の各年度末の残高及び各年度の債権管理事務費の執行状況について、厚生労働省へ報告をお願いする。なお、報告様式については、令和8年3月に改正予定であるので、令和8年6月末が提出期限となる令和7年度分の報告に当たっては、新様式での作成をお願いする。

③ 生活保護受給者に対する貸付については、「生活保護受給者による緊急小口資金等の特例貸付の借受に係る調査について」（令和6年9月5日付け当室事務連絡）においてご報告いただいたところ。各福祉事務所から各都道府県社協へ、生活保護

法第 29 条に基づく調査として保護費の不正受給が疑われる借受人の口座情報等に係る照会があった場合は、福祉事務所に対し速やかに回答するようお願いする。

2 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

償還免除を受けた者や償還が困難な者等、特に支援が必要と考えられる借受人については、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和 4 年 10 月 28 日付け当室事務連絡）に基づき、フォローアップ支援をお願いしている。借受人への支援に当たっては、都道府県社協だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社協が、自立相談支援機関と密に連携を取って都道府県社協につなぐなど、引き続き地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。

<フォローアップ支援の概要>

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。
- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。

② 償還免除申請等の案内に未応答の借受人

- ・ 個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
- ・ その際、償還に関する相談について周知するとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。

③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

ア 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 償還免除にはならないが、償還が困難との相談があった借受人に対しては、以下に留意して、個々の状況に応じた償還猶予を適切に実施。
- ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点において償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。
- ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。

イ 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ 現に生活に困窮している借受人を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援に適切につながるなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
- ・ また、自立相談支援機関から、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。

ウ 償還猶予期間中の支援の取扱い

- ・ 償還猶予期間中の借受人については、その多くが生活に困窮している状況にあると考えられ、必要な支援につなげていくことが求められていることから、「緊急小口資金等の償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け当室事務連絡）において、社協や自立相談支援機関による支援をお願いしているところ。
- ・ また、同事務連絡においては、償還猶予期間中に支援を受けてもなお生活再建が難しい場合には、猶予期間終了時に個々の状況を確認した上で、都道府県社協会長の職権により償還免除を行うことができることとしているため、適切に対応いただきたい。
- ・ 各都道府県におかれては、都道府県・市町村社協に対して、事務連絡の内容を引き続き徹底いただくとともに、自立相談支援機関と円滑かつ適切に連携体制を構築することができるようお取り計らいをお願いします。

<フォローアップ支援の事例集>

「緊急小口資金等の特例貸付におけるフォローアップ支援の実施状況等調査について」（令和7年3月28日付け当室事務連絡）により各社協における取組を報告いただいているが、この中からいくつかの観点で個別事例をピックアップし、事例集を作成しているところである。年度内に取りまとめの上、お示しする予定としているので、こちらも参照されたい。

3 特例貸付の債権管理について

特例貸付における総合支援資金の償還期間は10年間となっている。

この間、都道府県社協においては債権管理のための事務体制が必要となる場所、必要な経費については、償還期間の間に必要な金額を貸付原資の中で一括して交付している。各都道府県及び各都道府県社協におかれては、特例貸付以外の業務に支障が生じないように、引き続き、都道府県社協の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社協の体制強化などをお願いします。

また、特例貸付と本則貸付に係る債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、区分した上で、それぞれの事務費の用途を明確にしておくようお願いします。

令和7年度における債権管理事務費の執行状況については、「緊急小口資金等の特例貸付における債権管理事務費の実績報告について」（令和7年3月24日付け社援発

0324 第 10 号厚生労働省社会・援護局長通知) に基づき令和 8 年 6 月末までに報告していただくこととしているので、よろしくお願ひしたい。なお、報告様式については、令和 8 年 3 月に改正予定であり、今回の報告に当たっては新様式により作成をお願ひする。

4 特例貸付の償還金の取扱いについて

緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、原則として国庫に返還していただくこととしている。令和 6 年度末までに償還があった額については、「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入の国庫返還について」(令和 7 年 10 月 20 日付け当室事務連絡)においてお知らせしたとおり、令和 7 年度中に返還いただく予定である。(返還額の納入期日は原則令和 8 年 3 月 31 日を予定。なお、一部都道府県は令和 7 年度出納整理期間中の令和 8 年 4 月中旬までを予定。)追って、債権発生通知書等、返還に必要な書類等をお送りするので、各都道府県においては、必要な予算措置を始め、遅滞のないようご対応をお願ひする。

なお、令和 6 年度末に対応いただいた令和 5 年度末までの償還金収入の国庫への返還手続に当たり、出納整理期間中に対応したことで、国庫への歳入年度を本来令和 6 年度とすべきところ、誤って令和 7 年度とした都道府県が一部あったことから、今般の返還手続に当たっては特にご留意いただきたい。

令和 8 年度以降も、毎年度、その前年度分の償還金収入を国庫に返還いただく予定であるため、ご承知お願ひする。

5 その他

① 本則貸付における事務費の取扱いについて

生活福祉資金貸付事業(本則)にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から、一定の経過措置を設けた上で、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資の一部を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしている。

令和元年度以降においては、「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取扱いについて」(平成 30 年 12 月 20 日付け当室事務連絡)により、当面の間の取扱いを示した上で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費において令和元年度に創設した新たな評価に関する加算(債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算)の取得等について、積極的に対応いただくようお願いしてきたところである。

しかしながら、例年、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として算定される国庫補助を最大限に活用すれば、その分貸付原資からの取崩額を圧縮できるケースが散見され、一部の都道府県においては、貸付原資の取崩しが不要と考えられるケースも確認されている。

貸付原資は、当然ながら借受人への貸付に充てることが主旨であり、償還金も貸付原資として再度活用すべきものであるところ、原則的には経過措置を終了して、補助金のみで対応する必要があると考えている。

まず、令和8年度においては、貸付事務の運営費の国庫補助の協議様式を変更し、貸付事務の運営費の国庫補助協議の内容等をより詳細に確認することを予定しているのでご周知いただきたい。

厚生労働省としては、令和8年度の国庫補助協議の状況等を踏まえるとともに、生活福祉資金貸付事業を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県社協及び市町村社協における事務費の実態や構造を把握した上で、事務費のあり方を含め効果的な事業の運営方法等について総合的に検討を進めてまいりたいと考えており、各都道府県においては、補助金を最大限活用できるよう都道府県負担分に係る予算確保について、ご尽力をお願いしたい。

② 生活福祉資金貸付業務のオンライン化について

生活福祉資金貸付業務における利用者の利便性の向上や社協の事務負担の軽減等の観点から、令和4～7年度にかけて、オンライン化を始めとするシステム構築に向けた調査研究を行ってきたところである。

令和7年度補正予算において「生活福祉資金業務システムのオンライン化に向けたシステム構築等」に必要な額を計上したところであり、今後、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）を中心に、市町村社協での相談業務から都道府県社協での貸付決定業務までの一連の手続きに資するシステムの具体的な設計・構築等に着手することとしている。

なお、現時点において、新システムの稼働は令和10年度初頭を予定しており、順次、必要な情報を提供していく予定である。

③ 生活福祉資金業務システムの基盤更新について

現行の生活福祉資金業務システム（以下「システム」という。）については、令和8年2月にシステム用PC・サーバ・プリンタのリース期間が満了することに伴い、各都道府県社協において、令和7年6月からPC・サーバ・プリンタの入替作業（以下「基盤更新」という。）を行っているところである。加えて、今回の基盤更新では、OSの更新も必要になり、全社協においてOSとシステムとの互換性評価などの対応を令和6年6月から順次行っている。これらの対応に必要な経費については、令和6年度補正予算に続き令和7年度補正予算においても所要額を計上したところであるが、令和7年度補正予算については、国から全社協あてに全額を直接交付し、都道府県での対応は生じない予定としている。

なお、ランニングコスト（サーバ機器・PC・プリンタ等のハードウェアのリース料等）については、令和8年度当初予算案に計上している生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費において国庫補助（費用負担：国1/2 都道府県1/2）を行う予定である旨、ご留意願いたい。

④ 貸付実績について

生活福祉資金の貸付実績については、毎年度、各都道府県を通じて各都道府県社協から報告いただいているところであるが、福祉費のエアコン代への貸付のうち被保護者への貸付について、令和6年度の総貸付件数は2,134件、総貸付金額は約2億6百万円であった。

次年度以降も同件数・金額について報告いただく予定であるため、ご準備願いたい。

第3 成年後見制度の利用促進等について (成年後見制度利用促進室)

1 成年後見制度利用促進等の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。同法に基づき、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年度～令和8年度の5年間。以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。

第二期計画においては、成年後見制度が本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等の指摘がなされている。これを踏まえ、現在、法務省に設置されている法制審議会において、法定後見制度について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了することができる制度へ見直すこと等について検討が進められている。また、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、頼れる身寄りがいない高齢者等が増加する傾向が見込まれていることも踏まえ、地域における総合的な権利擁護支援策の充実や、頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題等への対応が求められている。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の取組について

令和8年度は第二期計画の最終年度である。第二期計画の中間年度である令和6年度に取りまとめられた「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」では、中核機関の整備状況（令和6年4月1日時点で1,187市町村、68.2%）や中核機関を整備済みの市町村であっても地域連携ネットワークの機能が相談支援機能を有するにとどまっていること等を踏まえ、市町村において、引き続き中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組むこと等が求められている。また、都道府県に対しても、単独で地域連携ネットワークづくりに取り組むことが難しい市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組むことが求められている。

¹ 令和4年における認知症の高齢者は443万人、また、軽度認知障害の高齢者は558万人と推計されている。一方、成年後見制度の利用者数は令和5年12月末時点で24.9万人。

とりわけ、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する取組、都道府県による担い手の育成方針の策定など「優先して取り組む事項」として第二期計画に盛り込まれた各種取組については、令和8年度中にK P I（以下参照）を達成することが期待される。特に都道府県には単独で取組を進めづらい市町村を支援する役割が期待されていることに留意し、各都道府県におかれては、管内市区町村とも緊密に連携しながら、広域的な観点からも計画的な取組の推進をお願いする。

なお、任意後見制度の周知についてもK P I「市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知：全1,741市町村」を設定している。任意後見制度は、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人の選任をした時から任意後見契約の効力が生じる制度であり、こうしたことも含めて周知する必要がある。厚生労働省や法務省で作成した成年後見制度や任意後見制度に関する広報資料も適宜活用して周知するようお願いする。

【参考】成年後見制度・成年後見登記制度の利用促進に向けたパンフレット及び任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

＜K P I（令和6年度末までの数値目標）＞ ※（ ）内は、令和6年4月時点の実績値

- ・市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1,188 市町村）
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（18 都道府県）
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：16 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：22 都道府県）
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（43 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 1,012、報酬 1,048、障害者関係：申立費用 1,021、報酬 1,045）
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1,741 市町村（1,358 市町村）
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（37 都道府県）
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（34 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1,658 市町村）
- ・市町村による中核機関の整備 全 1,741 市町村（1,187 市町村）

3 社会保障審議会福祉部会における議論について

単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、頼れる身寄りがいない高齢者等が増加する傾向が見込まれる中で、地域における総合的な権利擁護支援策の充実や、頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応等について、社会保障審議会福祉部会において議論が進められ、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

この報告書では、①頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることや、②権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化し、その事務を担う中核機関を法定化することが示されている。

4 令和8年度予算案及び令和7年度補正予算について

厚生労働省では、第二期計画のKPIの達成に向けた取組として、中核機関の整備、都道府県による協議会設置等、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しし、意思決定支援研修の実施等、その機能の強化・充実を図るとともに、地域における判断能力が不十分な方の権利擁護支援のために必要な予算を、令和8年度予算案において計上している。

また、令和7年度補正予算においては、

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題等への対応
 - ・身近な地域において意思決定支援が適切に行われるよう、中核機関において意思決定サポーター²のリスト化を行うとともに、利用を希望する者とのマッチングを行い、利用中のフォローまでを行う取組
- 等の実施に必要な予算を計上している。

各都道府県・市町村におかれては、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算の内容についてご確認のうえ、これらの予算事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度等を適切に利用できる体制づくりの推進や判断能力が不十分な方の権利擁護支援に係る取組の推進をお願いします。

令和8年度予算概算要求を行った事項に対する、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案の措置状況については、別表を参照されたい。

令和8年度予算案については、令和7年度補正予算分も含めて必要額を計上しているため、両者を組み合わせて予算の活用をご検討いただきたい。

² 本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための支援を行う、本人の同じ生活者の目線をもつ地域住民や当事者等

なお、令和7年度補正予算に計上されている項目については、各都道府県・市町村で令和8年度においても活用いただけるよう、厚生労働省において繰り越すことを予定している（補助協議に関する事務連絡については、別途発出予定）。

【別表】 R8 予算概算要求を行った事項に対する R7 補正予算及び R8 予算案の措置状況

<○：措置あり、－：措置なし>（単位：億円）

		令和7年度 予算	令和8年度 概算要求	令和7年度 補正予算	令和8年度 予算案
(1) 成年後見制度利用促進 体制整備推進事業		7.0	9.6	2.4	5.4
				計 7.8	
① 都道府県による市町村支援機能強化事業	(i) 市町村支援	○	○	－	○
	(ii) 法人後見	○	○	－	○
	(iii) 虐待等困難事案	－	○	○	－
② 中核機関立ち上げ支援事業		○	○	○	○
③ 中核機関コーディネート機能強化事業	ア：調整体制の強化	○	○	○	○
	イ：受任者調整・苦情対応	○	○	○	○
	ウ：広域連携の強化	○	○	－	○
	エ：意思決定支援の確保	－	○	○	－
(2) 互助・福祉・司法における 権利擁護支援の機能強化事業		0.9	1.4	0.4	0.8
				計 1.2	
① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業		○	○	－	○
② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業		○	○	－	○
③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業		○	○	○	○
(参考) 委託事業		1.7	1.7	0	1.7
				計 1.7	

	令和7年度 予算	令和8年度 概算要求	令和7年度 補正予算	令和8年度 予算案
日常生活自立支援事業及び身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組	38	46	7.1	38
			計	45.1
(3)日常生活自立支援事業	○	○	—	○
(4)身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業	—	○	○	—
(参考)持続可能な権利擁護支援モデル事業	0.6	0	0	0

【参考】R7 補正予算及びR8 予算案の概要

(1) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化)

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

(i) 以下の市町村支援に関する取組（ア・イ、以下「必須取組」）に対する補助を行う。必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組（ウ・エ）ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議

イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）

ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣

エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

(ii) 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組に対して補助を行う。

(iii) 虐待等の支援困難な事案について公的な関与により法人後見実施を実施するための連携体制を強化する取組に対して補助を行う。【新規】

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネーター機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネーター機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組

イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組

ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

エ：意思決定サポーターと利用者本人のマッチングや、その支援活動をフォローする等の意思決定支援を確保する取組【新規】

(2) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業
(地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化)

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業
(実施主体：都道府県、市町村)

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業
(実施主体：都道府県、市町村)

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業
(実施主体：都道府県、指定都市)

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。
(取組の例)

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 日常生活自立支援事業の実施

(実施主体：都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにするとともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発も併せて行う取組に対して補助を行う。

(4) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業【新規】

(実施主体：都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会)

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組に対して補助を行う。

5 令和8年度の都道府県及び市町村における取組について

第二期計画のK P I や、中間検証報告書において指摘されている事項について、残りの計画期間における達成に向け、積極的に取組を進めていただくようお願いする。

都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる多層的な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いする。

- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

なお、取組に当たっては、「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド～都道府県と市町村協働による体制整備に向けて～」や「47都道府県中核機関のその手があったか！取組事例集～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう！～」等も参考にされたい。

【参考】

- ・ 「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000791287.pdf>
- ・ 「47都道府県 中核機関のその手があったか！取組事例集」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/case-study/>

また、厚生労働省では、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進のため、都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として、令和4年度から「都道府県交流会」を実施している。また、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進するため、令和6年度から管内市町村の体制整備等に課題のある都道府県に専門職等を派遣し、課題に対応するための方策等を提案する「都道府県機能強化推進事業」を実施している。どちらも令和8年度も引き続き実施する予定であるので、積極的に活用されたい。

〈都道府県の役割〉（中間検証報告書 p43）

- 都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困

難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要がある。

具体的には、圏域ごと、ブロックごとの協議会の整備、専門アドバイザーの派遣といった取組を通じて、中核機関の整備をはじめ管内市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県における効果的な支援体制を早期に整備することが期待される。

市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを包括的なものとしていくため、以下のような取組をお願いします。

- ・ 中核機関を整備すること。
- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いします。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

〈市町村の役割〉（中間検証報告書 p42～43）

- 市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留意する必要がある。

地域連携ネットワークにおける権利擁護の相談支援機能については、相談を受け止め、権利擁護支援のニーズの精査と必要な支援につなぐために、必要に応じて専門職等も含めて検討できる体制や専門職による相談機会の確保が求められる。また、権利擁護支援チームの形成支援機能についても、権利擁護支援の方針、適切な申立ての在り方を検討するとともに、権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援に向けて、関係機関や専門職と連携した受任者調整を含む体制を整備することが求められる。さらに、権利擁護支援チームの自立支援機能については、必要に応じて、後見人等や関係者等からの相談やバックアップ、支援方針の再調整や後見人等の交代、類型・権限変更の調整を行うことのできる体制の整備が求められることから、市町村においては中核機関の運営状況を踏まえつつ、それぞれの機能の確保、拡充を図る必要がある。

なお、地域連携ネットワークづくりを進めるに当たり、市町村単独では取り組むことが難しい場合には、都道府県自らの取組や都道府県による支援を活用しながら、地域の実情に応じ、近隣市町村との連携や都道府県が設置した協議会等を活用する等して、必要な体制を早期に整備することが期待される。

6 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業の運用改善について

日常生活自立支援事業については、申し込みから実際の利用までの待機者が生じていることや、地域による利用者数のばらつきがあること等が中間検証報告書でも指摘されている。また、令和7年度の国庫補助協議においては、都道府県及び指定都市67自治体のうち30自治体で、本事業に対する支出予定額が利用者数の見込み等に応じて算出された国庫補助基準額を下回る結果となっている。支援が必要な者に必要な支援が実施できるよう、実施主体である都道府県社協・指定都市社協への財政支援について、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、中間検証報告書では、同事業からの成年後見制度への移行に課題があることや、生活保護制度との役割分担についても一部不適切な運用がされているとの指摘もあることから、とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県及び指定都市においては、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いする。

〈日常生活自立支援事業の現状と課題〉（中間検証報告書 p5～7）

- 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。
- 生活保護制度との役割分担については、令和5年度の社会福祉推進事業の報告書において、一部の地域では、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、日常生活自立支援事業の利用が生活保護の受給要件であるかのような不適切な運用等がされているとの指摘がある。
- 地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、厚生労働省においては、これまでの調査研究事業等で指摘されている課題（利用対象者の偏り（他の福祉施策との役割分担を含む）、利用手続に時間がかかる

こと、サービス内容・利用手続に関する都道府県ごとの運用の違い、専門員や生活支援員の人材不足、都道府県社会福祉協議会が契約締結審査会を担う負担、実施主体が市町村でないことにより成年後見制度との連携に支障があること、都道府県の財政支援が十分でないこと等）に対応していくため、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

7 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について

社会保障審議会福祉部会報告書において、頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とした事業を第二種社会福祉事業（1を参照）に位置付けることが示されたことを踏まえ、制度改正に向けて社会福祉協議会が事業を実施するための体制整備にあたっての課題を早急に整理する必要がある。

令和7年度補正予算で計上した「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」は、上記の課題整理を目的とし、意欲ある社会福祉協議会における試行的な取組に対してその費用を補助するものである。都道府県・指定都市におかれては、実施主体となる都道府県社協・指定都市社協と協議の上で、各圏域内における市区町村及び市区町村社協において支援のノウハウが蓄積するよう、積極的な事業の活用を検討いただくとともに、実施社協への財政支援の配慮をお願いする。

なお、本事業については都道府県・指定都市の全域で実施することを必須としておらず、特定の市区町村及び市区町村社協の圏域内で実施することが可能である。その点も踏まえて活用の検討をお願いする。

〈身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業〉

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援

…円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援

…死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

〈実施主体〉

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

〈基準額〉

①・②のいずれか実施：3,000千円（※）、①・②両方実施：6,000千円（※）

（※）委託先の取組に応じ加算

〈補助率〉 1/2

〈負担割合〉 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2

第4 困難な問題を抱える女性への支援の推進について(女性支援室)

1 困難な問題を抱える女性への支援について

困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、相談から保護、自立・定着など入口から出口まで切れ目のない支援を推進するためには、女性支援部門だけでなく、福祉部門や民間支援団体等の様々な関係者との連携を通じて、支援対象者の早期把握と問題解決に向けての支援に取り組む必要がある。さらに、支援対象者が支援につながった後も、心身の健康を回復し安定的な生活を送るには、継続的な支援が欠かせないため、地域における女性支援への理解を促進し、関係者と日常的に連携できる環境を整備する必要がある。また、これらの実施に当たっては、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。このため、令和8年度における女性支援事業は、下記について重点的に取り組むこととしているので、各自治体においてはご了知のうえ、積極的に事業の実施や取組の推進に努めていただくようお願いする。

(1) 関係支援機関や他の支援制度との連携・協働

ア 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するためには、限られた資源を有効活用する観点から、正確な現状認識に基づいた計画的な施策の実施と、自治体の各レベルにおける他機関連携体制の構築が必要である。このため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を把握し、基本計画に基づく施策について、その効果や影響を十分確認しつつ実施するとともに、支援調整会議や予算事業等も活用して、都道府県レベルにおいても庁内の関係部署、他の福祉分野等の関係機関や民間団体等との連携関係の構築をお願いしたい。併せて、市町村における支援が円滑に進むよう、基本計画の策定や支援調整会議の設置を含め、市町村における連携体制構築の支援を行っていただくようお願いする。

イ 女性が抱える複合化・複雑化した困難な問題への支援に当たっては、こども施策や、生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策の関係機関、医療機関等との連携が重要である。このため、関連通知(※)において、具体的な連携方法として、担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、各制度の関係機関と女性支援機関との連絡先の共有、支援調整会議等を通じた連携等をお示ししているため、これらの内容についてご了知いただくとともに、積極的な連携に向けた取組を行っていただくようお願いする。

(※) 「こども施策と女性支援施策との連携について」(令和5年9月1日社援女発0901第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長通知)、「困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携につい

て」（令和6年6月24日社援女発0624第1号・社援地発0624第3号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長通知）、「女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について」（令和6年7月4日社援女発0704第1号・障精発0704第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

（2）民間団体との協働による支援の推進

女性支援新法に基づく「官民協働等による切れ目のない女性支援」の一層の推進を図るため、後述する「官民協働等女性支援事業」を令和8年度予算案に計上している。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用し、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制の構築に向けた取組を推進するようお願いする。

なお、支援を提供できる民間団体が少ない自治体においては、後述する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の掘り起こしや育成に関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

（3）女性相談支援員の配置促進、処遇の確保等

ア 女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員として、女性支援新法では都道府県においては必置、市町村においても配置に努めるものとされている。都道府県においては、女性相談支援員未配置の市町村に対しその配置を働きかけるなど、管内の支援が円滑に進むよう広域的な観点から市町村を支援いただくようお願いする。

また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能な限り専任とし、継続的な配置となるよう配慮いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。なお、2（5）に記載の「女性相談支援員活動強化事業」の活用も積極的に検討されたい。

イ また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性相談支援員や女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援員は、専門的かつ新しい知識と相談技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。ま

た、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、女性相談支援員が職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそのような気持ちになるといった調査結果が報告（※）されている。

（※）令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」報告書

このため、令和8年度予算案において、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進することとしているので、各自治体においてはご了知のうえ、事業の実施について積極的に検討いただくようお願いする。

ウ 令和5年度に、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、女性相談支援員養成研修シラバスを策定したところ、令和7年度には、本シラバスに基づく研修教材の例として、女性相談支援員養成研修教材及び動画教材を作成し、「あなたのミカタ」に掲載を行ったところである。各自治体におかれては、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

（4）権利擁護及び質の評価の仕組みの検討

女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準に続き、令和7年度に女性相談支援センター一時保護所に関する第三者評価基準等を策定することとしている。これについては2（11）に記載のとおり、令和8年度予算案において、女性保護事業費負担金として、女性相談支援センター一時保護所の第三者評価の受審に係る経費を計上しているため、各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討されたい。

また、令和8年度においては、女性相談支援センターを評価する仕組み等について、検討を進めることとしており、検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知いただくようお願いする。

2 令和8年度当初予算案等について

（1）官民協働等女性支援事業【拡充】

「官民協働等女性支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、

地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施するのに必要な費用を補助するものである。具体的には、下記のような支援を行うための費用について補助対象としている。

また、令和7年度補正予算から、下線部分の支援についても新たに補助対象としている。

【事業の概要・スキーム】

- ① 困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施（アウトリーチ支援・SNS相談支援）
- ② 一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施（居場所の確保）
- ③ 継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施（自立支援）
- ④ 自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所の提供（ステップハウス）
- ⑤ ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や、同伴児童の通塾等の支援を実施（資格取得費、就職活動支援費、就職支度費、補習費）
- ⑥ 電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援（アフターケア）
- ⑦ 関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ⑧ 支援体制強化（ICT導入支援）
①～⑥の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施

※ 留意事項

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議（支援調整会議を含む）を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援、ステップハウス、アフターケアについては、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国1/2（都道府県・市町村1/2）

（2）一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業【R7補正予算】

「一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業」は、DV被害者等の様々な困難を抱える女性が個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する

ことを目的として、DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止等）を緩和したサテライト型の一時保護所・女性自立支援施設を確保するために必要な費用の補助を行うものである。

生活制限を緩和したサテライト型の設置により、支援対象者一人ひとりの状況に応じた入所支援を受けられる対象者が増加するとともに、地域・一般社会により近い形で自立支援を実施することによって、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が期待されることから、都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設への周知について、ご協力をお願いします。

＜実施主体＞都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

＜補助率＞国3／4

（3）女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業【R7補正予算】

「女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業」は、女性相談支援センター等において、他政策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進することを目的として、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行う地域連携担当職員を配置するために必要な費用の補助を行うものである。

都道府県におかれては、地域生活移行に向けた環境整備のため、本事業を積極的に活用いただくようお願いします。

＜実施主体＞都道府県

＜補助率＞国3／4

（4）女性自立支援施設通所型支援モデル事業

「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくないため、こういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的としたものであり、令和6年度から実施している。具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施
- ・ 当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・ 施設の生活体験
- ・ 通所型支援を実施するための場所を借りる場合の賃借料

等に必要な費用を補助するものである。

都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力をお願いします。

＜実施主体＞都道府県

＜補助率＞国3／4

(5) 女性相談支援員活動強化事業

「女性相談支援員活動強化事業」は、都道府県及び市町村が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

女性相談支援員の処遇を確保し、専門性の向上を図るため、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給できるような処遇改善を行うとともに、女性相談支援員の質の向上、業務における心理的負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業を実施している。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(6) 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・ 夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・ 女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催
- ・ 女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・ 女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）
- ・ 女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョン等に必要の費用を補助するものである。

＜実施主体＞事業により異なる。

＜補助率＞国 1 / 2（地方負担割合は、事業により異なる。）

(7) DV被害者等自立生活援助事業

「DV被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のDV被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するDVシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要の費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

(8) 民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要の費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、

団体の掘り起こし策等の検討を行うこと

- ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取組
 - ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援
- により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(9) 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動
- ・ 自治体における ICT の利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的に活用いただきたい。

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(10) 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業

「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」は、円滑に支援調整会議の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(11) 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」は、女性相談支援センターが、DV 被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用を負担するものである。

「女性自立支援事業費補助金」は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和 8 年度予算案においては、

- ・ 女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の非常勤職員

の人件費単価の見直し

等に必要な予算を盛り込むとともに、

- ・ 女性相談支援センター一時保護所の第三者評価の受審にかかる経費を計上しており、積極的に活用いただくようお願いする。

(12) 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等の保護に必要となる通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

(13) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」(令和7年11月21日閣議決定)においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を拡充する旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した救護施設及び女性自立支援施設等の支援について」(令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室・地域福祉課・地域福祉課女性支援室事務連絡)をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等における光熱水費や食材料費の高騰に対する支援や施設整備における資材費及び施設の維持管理費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただきたい。

(14) 社会福祉施設等施設整備費補助金(女性自立支援施設等分)

「社会福祉施設等施設整備費補助金(女性自立支援施設等分)」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センターを設置する指定都市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和3年度から令和7年度までの5か年は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づいて取組が進められてきたが、令和8年度から令和12年度までの5か年は、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に基づき、施設の耐震対策等の整備(耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策)を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

(15) 国の研修について

女性支援新法第18条に基づき、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など多様な関係者が集まる研修を実施するとともに、心理職員の専門性向上のための研修

を実施し、支援力の強化を図ることとしている。

令和8年度も令和7年度に引き続き、女性支援関係機関の管理職等向けの研修及び支援職員等向けの研修（ブロック研修）を行うことを予定しているが、都道府県におかれては、管内の参加対象者への周知及び参加者の決定等について、ご協力をお願いします。

(16) 補助金の適正な執行について

国庫補助金については、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられることがないよう徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること
- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること等について徹底いただくようお願いする。

3 その他

(1) 外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

(2) 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画に基づき、関係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かい支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているため、遅漏のないようお願い

する。

(3) 「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の女性自立支援施設である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、令和6年11月末に改築整備が完了し、令和6年12月16日より供用を開始したところである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備に係る各都道府県の費用負担額について」（令和6年6月26日事務連絡）を確認いただくとともに、今後当該施設に入所措置を検討している場合は、費用負担の関係から、事前に東京都担当者にも連絡するようお願いする。

(4) 災害時の備蓄

各自治体においては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、女性自立支援施設等の災害対策に万全を期するよう指導が行われているものと承知しているが、災害時における利用者への支援継続のため、飲料水や食料等の備蓄等についても必要な対策を講じるようお願いする。なお、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日事務連絡）において、災害に備えて点検すべき事項（例）をお示ししているので参考にされたい。

(5) 緊急避妊薬のスイッチOTC化について

緊急避妊薬のスイッチOTC化に関しては、令和7年10月に緊急避妊薬が要指導医薬品として承認され、令和8年2月2日より薬局・店舗販売業の店舗において販売が開始された。緊急避妊薬は、薬剤師が購入者の状況等を確認した上で販売することとされており、必要がある場合には薬剤師が女性相談支援センター等を紹介・連絡等する場合が想定されることから、協力依頼の通知（※）を发出しているためご承知いただくとともに、管内の女性相談支援センター等への周知につきご協力をお願いする。

（※）「緊急避妊薬のスイッチOTC化に伴う関係機関への協力依頼について」（令和8年1月28日府共第52号・医薬総発0128第1号・医薬薬審発0128第1号・社援女発0128第1号・こ支虐第24号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長・医薬局総務課長・医薬局医薬品審査管理課長・社会・援護局地域福祉課女性支援室長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）

(6) 女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく市町村基本計画の策定について」（令和7年1月23日付厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）にてお知らせしたとおり、市町村が策定する市町村基本計画については、複数の市町村が共同して策定することが可能である。

市町村におかれては当事務連絡についてご了知の上、市町村計画の策定をお願い

する。また、都道府県におかれては、市町村基本計画を策定していない市町村に対し、他の市町村の計画策定に関する情報提供や都道府県で把握している各種統計データの共有等の情報提供や助言・働きかけを行うなど、地域の実情に応じた女性支援の推進にご協力をお願いします。

(7) 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

令和6年1月より、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を公開したところであるが、本サイトでは、各地域の支援窓口や支援内容に関する情報、女性が抱える悩みごとの相談窓口や支援内容、女性支援に関するコラム・インタビュー記事のほか、支援機関・支援者向けページにおいて、各種通知や調査研究の成果物、広報素材等を掲載している。都道府県においては、支援を必要とする方や支援機関、支援者に対する積極的な周知について、ご協力をお願いします。

(8) 全国フォーラム

令和8年1月に、女性支援新法に基づく女性支援を前に進めるために、女性支援の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における女性支援に関する機運を醸成することを目的とした「第3回女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、「あなたのミカタ」に掲載するため、ご確認いただくようお願いする。

第5 ひきこもり支援について（地域福祉課）

1 ひきこもり支援の現状と課題について

(1) これまでの取組

ひきこもり支援については、平成21年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、専門資格等を有するひきこもり支援コーディネーターを配置するとともに、相談支援や訪問による支援、居場所の提供などに取り組みながら、地域における総合的な支援体制の構築を図ってきたところであり、平成30年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

さらに、令和4年度から、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりのため、「ひきこもり地域支援センター」を一般の市区町村にも設置できるようにするとともに、市区町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市区町村の取組をバックアップする機能を設けているところである。

(2) ひきこもり支援の現状と課題

内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっている。ひきこもり状態の本人とその家族が孤立してしまうことがないように、市区町村における更なる支援体制の充実に加え、ひきこもりへの偏見をなくし、誰もが生きやすい社会・地域づくりに向けて、ひきこもりの理解促進のための周知・広報を、国と自治体が連携して一体的に取り組むことが重要となっている。

また、8050世帯が抱える課題の顕在化など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援の重要性が増すなかで、ひきこもり支援に従事する支援者は、本人やその家族に対する支援が長期化している傾向があり、それらにより心身が疲弊し、バーンアウト（燃え尽き）してしまうことで、支援現場から去ってしまう状況もみられるため、支援者が安心して支援に向かうための取組が急務となっているところである。

さらに、ひきこもり支援において、「自立支援」を謳いながら適切な支援を実施しない、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる一部の悪質事業者の存在が大きな社会問題にもなったことから、そうした悪質事業者による被害防止を図りつつ、適切な実施を図っていく必要がある。

2 令和8年度の取組について

(1) 令和7年度補正予算及び令和8年度予算案について

前述のような課題を踏まえ、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案においては、本人やその家族が、より身近なところで相談ができ必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築や、地域社会におけるひきこもりに関する理解促進、支援者ケアに資する取組、共同生活による支援の事業運営や活動内容を評価できるガイドラインの作成など、ひきこもり支援を推進していくために必要な予算を計上している。

主な内容は以下のとおりであるので、各自治体におかれては、こうした施策を活用いただき、関係団体等とも協力しつつ、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和8年度予算案)

① ひきこもり支援推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

ひきこもり相談支援体制の更なる充実に向けた取組を推進するため、都道府県及び市区町村において、相談支援事業及び居場所づくり事業等の取組の全部又は一部を実施することにより、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じて適切な助言を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワークの構築等を実施するなど、ひきこもり支援体制の構築に係る費用を補助する。

さらに、町村など小規模自治体では、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況であり、また、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界があるなどの課題があることを踏まえ、市区町村が効率的かつ効果的にひきこもり相談支援等の充実を図れるよう、複数自治体における事業の広域連携を促進するための加算を創設する。詳細な内容が決まり次第追って通知するのでご周知いただくとともに、その際には管内市区町村等への周知をお願いする。

なお、周辺自治体との広域連携も含めたひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例については参考資料を参照いただきたい。

② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業（国委託事業）

ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

③ ひきこもり支援における支援従事者ケア事業（ひきこもり支援コミュニティ）（国委託事業）

全国のひきこもり支援者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けることで、支援者をフォローアップする。

④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国委託事業）

ひきこもりに関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

（令和7年度補正予算）

① 共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

都道府県において、共同生活による支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

② 共同生活型自立支援における実践に関する研究事業（国委託事業）

効果的に共同生活による支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果や事業の課題等を収集・検証し、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

（2）「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の活用促進について

令和7年1月に策定された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」（以下「ハンドブック」という。）は、これまでひきこもり支援の指針とされてきた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義しているひきこもりの概念よりも支援対象者を広く捉え、さらに「社会モデル」の視点を基本とした、ひきこもり支援の目指す姿や、支援における価値・倫理、支援のポイントなど、全ての支援者の共通認識となる考え方を網羅的に記載している。

その考え方は、地域住民や、どの分野の対人支援の支援者にも共通する内容であり、地域全体でひきこもり支援に関する理解を深めることが可能になるとともに、対人支援を実施するあらゆる窓口での心構えや、支援スキルを向上させる拠り所になるものである。

また、ハンドブックはひきこもり状態の本人やその家族自身も対象として策定されている。支援を受ける本人や家族と支援者の両方で支援方法や内容、その意味等を共有、確認するとともに、対話をとおして、より良い支援について考えていくための材料として期待されるものである。

ハンドブックの活用については、令和7年1月31日付け事務連絡「ひきこもり支援ハンドブックの活用について（依頼）」において、ひきこもり支援に関わる職員や関係機関等の方々へのハンドブックの活用に関する周知を依頼しているところであるが、前記1（2）で述べたようなひきこもり支援の現状や、支援者へのサポートの重要性を踏まえ、各自治体におかれては、支援者への周知の徹底や研修の機会を活用するなどにより、ハンドブックの周知・活用についてあらためてご協力をお願いしたい。さらに、支援の現場におけるハンドブックの利活用促進に向けて、厚生労働省としては、ハンドブックの目指す支援の実現のための人材養成が重要と考えており、令和7年度社会福祉推進事業「ひきこもり支援ハンドブックに基づく人材育成カリキュラムに関する調査研究」により、ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業の新カリキュラムを策定予定である。

各自治体においては、研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

（参考：ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



（3）市区町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市区町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和6年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,560 自治体	89.6%
① -2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,560)	1,438 自治体	92.2%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	1,064 自治体	59.5%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,354 自治体	77.8%

※令和7年3月末時点実績

これら①～③の取組は、全国どこにおいても、ひきこもり当事者やその家族が、もっとも身近な地域の行政単位である市区町村で相談ができ、必要な支援につながるための体制づくりの基礎となるものであり、全ての市区町村において確実に実施いただくことが必要であると考えている。

このため、未実施の市区町村においては、当事者や家族が必要としているひきこもり支援体制構築の出発点であることを十分に踏まえ、早急な取組をお願いす

るとともに、都道府県においては、既に体制構築を進めた市区町村の取組を共有すること等、必要なバックアップをお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について（依頼）」を参照）。

また、居場所づくりや当事者会・家族会の開催等については、多くの自治体で取り組んでいるものの、ひきこもり支援推進事業の実施状況は、現状としてまだ十分とは言えないため、個々の市区町村で実施が困難な場合には、都道府県において地域の課題分析を行いつつ、周辺の市区町村同士による広域連携を促進させながら事業実施を進めていくなどの支援をご検討願いたい。

先に述べたとおり、令和8年度予算案においては、こうした広域的な取組を通じて、ひきこもり支援推進事業を実施する市区町村を支援するため、複数自治体における事業の広域連携を促進するための加算を新たに創設したところなので、各市区町村においては、①～③のひきこもり支援体制の構築を前提として、当該加算の積極的な活用も含め、取組の充実を図っていただきたい。

(4) ひきこもりに関する地域社会に向けた広報について

地域社会においてひきこもりに関する理解を深め、相談しやすい環境づくりを進めるため、今年度は、全国6都市で「ひきこもり VOICE STATION 全国キャラバン」を開催するとともに、メインイベントとなる「ひきこもり VOICE STATION フェス」の開催や、ひきこもり当事者・経験者及びその家族の実話を基にショートドラマ等を制作するなど、ひきこもりに関心が無い人たちにも関心を持って頂くための周知広報を通じて機運醸成を進めている。

次年度も引き続き、全国6箇所で開催し、ひきこもりに関する理解の促進や支援体制の整備などに取り組まれている経験者、家族、支援者などを迎えたパネルディスカッションやワークショップ等を行う予定である。

各自治体においては、これらのコンテンツ等も積極的に活用しながら、地域の実情に応じたひきこもりに関する理解促進を進めていただきたい。

(参考:厚生労働省ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもり VOICE STATION」)

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>



(5) ひきこもり支援における支援者へのケアに関する取組について

ひきこもり支援者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援者同士のコミュニケーションの場（以下「ひきこもり支援コミュニティ」という。）を設置し、オンライン上において有用な情報交換等を気軽に行えるよ

うにするとともに、「ひきこもり支援を語る Café」（オンラインミーティング）として全国の支援者同士の交流会を定期的に開催しているが、次年度もこの取組を継続していく予定である。

また、ひきこもり支援コミュニティへの参加にあたっては、これまでもひきこもり支援推進事業の事業経費へのアカウント費用の計上を可能にすることで支援してきたところであるが、今年度から、無料で利用できる「体験版のアカウント」を設け、積極的な参加を呼びかけたところである（令和7年5月20日付け事務連絡「ひきこもり支援コミュニティ（Slack）無料体験について（依頼）」を参照。）。

ひきこもり支援推進事業を活用していない自治体担当者も含めて幅広く対象となるため、引き続き各自治体におかれては、広く参加を呼びかけていただくようお願いしたい。

3 就職氷河期世代等支援について

就職氷河期世代等への支援については、令和7年6月の就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議においてとりまとめられた「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」に基づき、各市区町村における広域的な連携を図りつつ、ひきこもり相談支援体制の構築を進めていくこととしている。令和7年度内を目途に新たな氷河期世代等支援プログラムがとりまとめられることとなっているが、各市区町村においては、官民連携を通じた相談支援の充実や居場所づくりなど、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援をお願いする。

4 ひきこもり支援における共同生活型支援について

(1) ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するための支援体制の推進について

ひきこもり支援における共同生活による支援（以下「共同生活型支援」という。）については、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことにより社会への繋がりを促すなど効果的に取り組んでいる民間事業者がある一方で、過去の報道等において、ひきこもり支援を目的として謳っているいわゆる「引き出し屋」と呼ばれる一部の悪質事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ひきこもり状態にある本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・施設において暴力等を受ける
- ・契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金されない

こうした悪質事業者への対応については、これまでも各自治体に対し、ひきこもり支援を必要とする本人やその家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするため、令和6年5月30日付け事務連絡「ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するためのひきこもり支援体制の推進について（依頼）」により、管内市区町村において、ひきこもり状態にある本人やその家族等が

相談可能な窓口を早期に明確化するとともに、地域住民へ窓口の周知に一層努めるようお願いしている。

都道府県及び指定都市のひきこもり地域支援センターにおいては、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくよう引き続きお願いするとともに、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についての検討と具体化についてもお願いしたい。

併せて、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの 188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、引き続き、注意喚起をお願いする（平成 30 年 3 月 5 日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）。

（２）ひきこもり支援における共同生活型支援のあり方について

上記（１）のとおり、本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援が行われず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者が散見されている等の課題がある。

これを受け、令和 6 年 3 月及び 4 月の「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院の両厚生労働委員会による附帯決議において「ひきこもりを対象としたいわゆる「引き出し屋」による被害防止のために必要な措置を講ずる」とされたところである。

また、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行い、ひきこもり状態の本人及び家族の意向に沿って効果的に実施する民間事業者もあり、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025」においては、「ひきこもり支援について、共同生活による支援を含む自立支援の実態や有効性の検証を踏まえ、取組を推進する」こととされている。

こうした経緯を踏まえ、令和 7 年度から、ひきこもり状態にある若者などを対象に共同生活による支援を実施する民間事業者の支援内容や実態の把握を行うとともに、民間事業者が運営体制や活動内容等を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで、共同生活型支援への参加を判断する際の適切な事業者選択の目安とすることができるチェックリストの作成に向け検討を進めている。これによりトラブルの未然防止や本人及びその家族の意向に沿った適切な事業運営を推進することが期待される。なお、チェックリスト（案）を活用したオンライン会議形式による自治体向け研修を実施するとともに、最終的にとりまとめられた後、チェックリストを周知する予定であるので、内容を確認のうえ是非活用していただくようお願いする。

さらに、令和 8 年度以降は、こうした民間事業者から支援を受ける際に本人や家族が留意すべき点や、民間事業者の事業運営に対する自治体の関与、透明性の確保状況など、その活動を総合的に評価できるガイドラインを作成やセミナーの開催を

予定しており、さらなる被害の未然防止と適正な事業運営を図っていく予定である
のでご承知置き願いたい。

第6 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 民生委員・児童委員について

(1) 令和7年度における一斉改選について

民生委員については、令和7年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われ、その結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村、関係団体の方々には多大なご協力を賜り感謝申し上げる。

【改選結果】

	令和7年度	前回（令和4年度）
定数	240,971人	240,547人
委嘱数	220,880人	225,356人

※ 委嘱数のうち新任委員 69,207人、再任委員 151,673人

※ 定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 91.7%

(2) 随時委嘱に関する留意点

一斉改選以外の随時委嘱の場合であっても、市町村推薦会・都道府県・地方厚生局のそれぞれにおいて審査が行われるため、民生委員候補者とされてから実際に委嘱されるまで一定程度の期間を要しており、このようなスケジュールを把握していない候補者が、自身の推薦がなくなったものと誤認する事例が生じている。

このような事態を避けるためにも、可能な限り速やかに民生委員候補者に対して委嘱までのスケジュールの目安について伝達するなど、委嘱までの間に適切なコミュニケーションをとるなど配慮いただきたい。

(3) 民生委員・児童委員に期待される役割について

地域共生社会の実現に向けては、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、令和7年5月に中間とりまとめを、さらに、上記中間とりまとめを踏まえ、令和7年12月、社会保障審議会福祉部会において、報告書がまとめられた。

同報告書等では、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、今後の対応の方向性が提示されており、こうした方向性を踏まえて取組を進めて行く必要がある。

包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課

題を抱える地域住民を包括的に支えるものであり、民生委員・児童委員がこれまで長年にわたり実践されてきた、地域住民への相談支援及び行政又は関係機関への「つなぎ役」としての活動は、まさにその土台となるものである。

地域共生社会担当部局におかれては、包括的な支援体制の整備にあたり、民生委員・児童委員関係団体の方の地域の様々な課題解決の主体として積極的に関わってもらうための声かけと、民生委員・児童委員の現場の声を参考に取り組んでいただきたい。

(4) 民生委員の活動環境の整備等について

ア 令和8年度における民生委員の活動に対する地方交付税について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、さらには近年の物価高を踏まえ、令和8年度において地方交付税措置が拡充されることとなった。具体的な金額は確定次第、遅滞なく周知するので、情報提供にご留意いただきたい。

なお、令和8年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、使途の制約のない報酬とは違い、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないように御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

イ 民生委員制度の普及啓発の強化・地域の実情等に応じた担い手確保対策

(ア) 一般住民へ向けた普及啓発の強化

令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来の担い手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の

一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。

(イ) 担い手確保のための先駆的取組

これまでも、一部の自治体における、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや、民生委員の負担軽減、将来の担い手を確保することなどに資する独自の取組として、

- ・民生委員協力員の配置
- ・子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施
- ・タブレット端末など I C T を活用した情報共有や定例会議のオンライン化
- ・ S N S（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
- ・行政のサポート体制の強化（庁内の関係課室に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組がなされている。「生活困窮者就労準備支援事業等補助金」の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の1事業として令和6年度には「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業」を創設し、**積極的な活用を周知してきたが**、今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

(ウ) 所属企業等の理解促進

自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、従業員の民生委員活動に対する理解を促すために協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にしつつ、積極的な取組を実施いただくようお願いしたい。

(エ) 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、年齢要件について画一的に判断することなく、選任される民生委員の健康状態や選任されることに関する意志、現職の民生委員にあっ

ては実績も総合的に勘案するなど、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

ウ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和7年度は100自治体の実施している。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、オンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題や現場のニーズ等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）
- ・「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）
- ・「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和5年10月20日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）」
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」

(平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡)

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A 及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A (個人情報保護委員会)

エ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、その前提として民生委員ご自身の安全を確保した上で対応していただくよう、民生委員への周知をお願いしたい。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要であり、各自治体におかれては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

なお、民生委員自身が被災している場合もあるため、各自治体におかれては、まず民生委員の被災状況を確認いただき、依頼を行う際にも過度な負担とならないように十分に配慮されたい。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日府政防第 1221 号・消防災 98 号）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和 3 年 6 月 22 日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和 3 年 8 月の大雨による災害に対する民生委員活動について」（令和 3 年 8 月 16 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

オ 民生委員への個人情報の提供について

これまでも、当会議の参考資料などで、個人情報保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A（平成29年2月16日個人情報保護委員会）のQ1-55 及びQ7-20 の内容を周知しているが、民生委員関係団体などから自治体や関係団体からの個人情報が提供されないため活動に苦慮しているとの要望が届いている。

これまでも繰り返しお伝えしてきたが、民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、地方公共団体の職員に当たることから、活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれる。また、民生委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましく、個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができる（法第27条第1項第1号及び第4号）、したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能とされている。

各自治体におかれては、個人情報の提供にあたっては、民生委員を含め現場での対応に任せるのではなく、民生委員担当部局と個人情報保有部局の間で提供の可否や範囲などを調整し、関係者へ周知するなど、よりよい連携が図れるよう対応いただきたい。

2 社会福祉協議会について

(1) 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや8050世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(2) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

【地方交付税算定基礎単価】

	令和7年度
福祉活動指導員設置事業 ※標準団体の行政規模は人口1,700,000人と想定	27,062千円

福祉活動専門員設置事業費 ※標準団体の行政規模は人口 100,000 人と想定	9, 783 千円
--	-----------

- ※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和 38 年から平成 5 年まで国庫補助してきたが、平成 6 年度に一般財源化。
- ※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和 41 年から平成 10 年まで国庫補助してきたが、平成 11 年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であることから、上記のとおり地方交付税算定基礎単価において一定の措置が図られている。各自治体におかれては、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているのので、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、

平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。

加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組により、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）

- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

さらに、災害時に収集した情報の管理・共有が各災害ボランティアセンターにおいて標準化されておらず、個々に管理運用されていることなどが課題となっている。

このため、令和8年度予算案においては、平時から都道府県（都道府県社会福祉協議会）が行う市町村（市町村社会福祉協議会）のDX活用を促進・定着させる取組に係る加算を創設するなど、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる体制の構築を図ることとしているので、ご活用をいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了知願いたい。

また、今般、災害救助法が改正（令和7年7月施行）され、同法上の救助の種類として「福祉サービスの提供」が新たに規定されるなど、災害関連死の抑制のためには、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要となっている。

今年度、「社会保障審議会福祉部会」及び「地域共生社会の在り方検討会議」でとりまとめられた各報告において、包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築が必要である旨の指摘がされているため、平時から災害を見据えた防災担当部署や社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と十分な連携づくりを進めていただくよう重ねてお願いする。

4 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、

相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じてDWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業等が実施されているが、発災時に被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。

さらに、保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により被災者に関する情報を把握する場合、関係者間で速やかに被災者に関する情報が共有され、被災者一人ひとりに寄り添って継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながるよう、「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について（令和7年10月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難者支援担当）、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡）が発出されているので、ご了知いただきたい。

なお、戸別訪問等のアウトリーチに当たっての「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」及び「被災者台帳」に掲載された情報の活用をはじめ、保健師等、社会福祉協議会、NPO法人等が巡回等で把握する被災者に関する情報を幅広い関係者間で円滑に共有するに当たっての留意事項等については追って連絡するので、その内容を踏まえ、各福祉関係者に加え、防災部局（被災者台帳）及び保健部局（被災者の健康相談対応）とも、平時から十分な意思疎通を図って関係性を構築するようお願いする。

（参考：内閣府HP（防災情報のページ））

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>

また、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）第七並びに「社会保障審議会福祉部会」及び「地域共生社会の在り方検討会議」での各報告を踏まえ、緊急事態においても早急な対応が可能となるよう、平時においても、自治体の関係部局はもとより、分野横断の支援機関とも積極的なネットワークづくりに努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

5 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和7年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和7年度補正予算及び令和8年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

6 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、社会全体のつながりが希薄化している中で、コロナ禍が長期に及んだことによって、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化しており、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくり等を通じ、身近な地域における共助の取組を活性化させるための取組を支援する市町村等に対して、「生活困窮者支援等のた

めの地域づくり事業（以下「地域づくり事業」という。）」において補助することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いします。（重層事業の詳細については、第3「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について」を参照すること）

なお、地域づくり事業の趣旨については、前述のとおりであるが、

- ・ 個人への現物給付又は個人負担を直接に軽減する事業を国庫補助協議している場合や、
- ・ 重層事業を実施する場合に、地域づくり事業の実施が必須とされていることから、事業の趣旨に沿わないものであっても、これまで地方自治体が自主的に取り組んでいた単独事業を重層事業に振り替えて国庫補助協議している場合

など、地域づくり事業の本来の趣旨に合致しない協議が散見されるため、令和8年度予算案に係る国庫補助協議に当たっては、改めて事業内容の精査をお願いします。

第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

また、当該事業を実施する上で密接に関係する「生活困窮者自立支援制度」や「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」などの情報についても併せて情報提供願います。

1 地方改善事業の実施について

(1) 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保することから、各自治体においては、地域住民などから、特定の団体に恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、重層的支援体制事業などの地域共生施策や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会の主催により、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願いします。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和52年より全国隣保館連絡協議会の主催に変更。

(2) 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和7年6月6日に閣議決定された令和8年度から令和12年度までの5年間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」において、「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っており、令和7年度補正予算額：4.4億円を計上しているため、御了知いただきたい。

令和8年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和8年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用とともに、内示後速やかに契約がなされるようお願いする。

【参考】

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）（抄）

第4章 推進が特に必要となる施策

2) 保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実

- ① 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化、非常用電源等の整備

推薦施策 95

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚生労働省・こども家庭庁】

《目標》

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉等（全国約22万施設）の耐震化率

99.47%【R2】→99.71%【R12】→100%【R52】

また、高齢化や人口減少が進む中で、隣保館を含む公共施設等の利用需要が変化していくと考えられる。隣保館の整備に当たっても、安易に建替を行うのではなく、将来のニーズを考慮するなど長期的かつ持続可能な地域社会の形成の一助とする視点をもって、他施設との複合化や隣保館の集約化を検討する、ハザードマップなど様々な考慮要素と選択肢を踏まえて、より安全な地域における移転改築や防災機能の強化を図る、利便性の向上や地域資源の活用効率化等を図るなど、将来に渡って地域に必要とされる隣保館となるよう十分に地域と連携の上整備いただきたい。

2 アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、その重要な役割を担っている。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和8年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口の存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、引き続き特段の配慮をいただきたい。

3 隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和7年11月21日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した救護施設及び女性自立支援施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体内の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用を検討をお願いする。

4 関係部局・機関との連携方策について

地域共生社会の実現に向けては、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、令和7年5月に中間とりまとめを、さらに、上記中間とりまとめを踏まえ、令和7年12月、社会保障審議会福祉部会において、報告書がまとめられた。

同報告書等では、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、今後の対応の方向性が提示されており、こうした方向性を踏まえて取組を進めて行く必要がある。

包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うものであり、隣保館及び生活館のこれまで実践されてきた、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての実践の蓄積を活かすことができると考えられるので、地域共生担当関係部局及び機関にそれらを共有いただくとともに、地域の様々な課題解決の主体として、地域共生社会の構築に積極的に関わっていただきたい。

なお、令和7年度社会福祉推進事業において、「地域共生社会の実現に向けた隣保館のあり方に関する調査研究事業」を学識経験者等にご協力いただき実施し、現在、報告書を取りまとめ中である。隣保館の地域共生に向けた取組の好事例などをまとめる予定であるので、ぜひ、今後の整備の参考とされたい

5 人権課題に関する啓発等の推進について

(1) 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

(2) 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する

啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

6 他法における状況について

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(2) 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

(3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)が、平成28年6月3日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html